

第 3 次松茂町障がい者計画

第 6 期松茂町障がい福祉計画

第 2 期松茂町障がい児福祉計画

令和3年3月

松茂町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	近年の法律・制度の動向	2
3	計画の性格	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画期間	4
6	計画の対象者	5
7	計画策定の体制	6
第2章	障がい者を取り巻く状況	7
1	人口の推移	7
2	障がい者の状況	8
3	特別支援学級の状況	13
4	障がい者の雇用状況	14
5	町内の障がい者（児）施設及び委託相談支援事業所等の状況	14
6	成年後見制度利用支援事業の取り組み状況	17
7	松茂町の障がい者福祉をめぐる現況と課題	18
第3章	計画の基本的な方向	51
1	基本理念	51
2	施策の方向	52
3	施策体系	53
第4章	施策の展開	54

1	心のバリアフリーの推進	54
2	障がい児支援の充実	60
3	雇用・就労支援の充実	63
4	情報提供・意思疎通支援の充実	65
5	保健・医療体制の整備	67
6	福祉の充実	71
7	安全な生活環境の整備	76
8	社会参加の促進	80
第5章	障害福祉サービス等の実施目標	82
1	目標数値の設定	82
2	障害福祉サービス等の見込みと確保方策	88
3	障がい児通所支援等の見込みと確保方策	99
第6章	計画の推進に向けて	101
1	円滑な推進に向けての方策	101
2	計画の実施状況の点検・評価と改善	102
資料編		103
1	松茂町障がい者計画策定委員会設置要綱	103
2	松茂町障がい者計画策定委員会 委員名簿	104
3	アンケート調査結果	105

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成30年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するため、各分野に共通する横断的6つの視点【①障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進】を踏まえた「第4次障害者基本計画」が策定されました。さらに「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定するべく、基本指針の見直しが行われています。

本町においては、平成19年に策定した「松茂町障害者計画」を平成27年度に見直し、「第2次松茂町障がい者計画」を策定し、障がい者が地域とともに暮らしともに生きる社会である「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために円滑な生活ができない人が人間らしく生きる権利を回復する「リハビリテーション」の理念に基づき、障がい者施策を推進してきました。

また、平成30年3月に「第5期松茂町障がい福祉計画・第1期松茂町障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、総合的な生活支援のための整備目標を示すとともに、目標達成のために必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量とその確保方策を定め、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

現行のこれら3計画の計画期間が令和2年度末までであることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本計画や基本指針、県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、令和3年度を初年度とする「第3次松茂町障がい者計画」、「第6期松茂町障がい福祉計画」及び「第2期松茂町障がい児福祉計画」を策定します。

2 近年の法律・制度の動向

■障害者総合支援法及び児童福祉法の改正■

平成 28 年 5 月に障がい者が自ら望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」が一部改正され平成 30 年 4 月に施行されました。

■第 4 次障害者基本計画■

平成 30 年 3 月に、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進」の各分野に共通する横断的 6 つの視点で「第 4 次障害者基本計画」が策定されました。

■障害者雇用促進法の改正■

国及び地方公共団体の多くの機関で、対象障がい者の確認・計上に誤りがあり、法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたことが明らかとなり、「障がい者の活躍の場の拡大」「国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握」「民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度の創設」などが示されました。令和元年 6 月 7 日成立し、同年 6 月 14 日、同年 9 月 6 日、令和 2 年 4 月 1 日で段階的に施行されました。

■第 6 期障害福祉計画の基本指針■

障がい者に関わる法改正を踏まえ、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」を策定するべく基本指針が見直されており、主なポイントとして、「地域における生活の維持及び継続の推進」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等における機能の充実」「福祉施設から一般就労への移行等の推進」「障がい児通所支援等の地域支援体制の整備」「相談支援体制の充実・強化等」「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築」などが示されています。

■新型コロナウイルス感染症への対策■

令和2年1月に新型コロナウイルス感染者が国内で確認され、国では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に努めています。

障がいのある方やその家族が、家庭や地域で生活を継続していくために不可欠な障がい者支援施設、各種サービス等を継続して提供するために、新型コロナウイルスの感染防止対策として、社会福祉施設等に対し、感染者が発生した場合の留意事項や衛生用品等の適切な管理、障がい福祉サービス等の運営基準など柔軟な取り扱いについて要請しています。また、自治体に対しては、視覚障がいのある方など、情報・コミュニケーション支援を必要とする方への相談先の周知、多様な情報提供など障がい特性を配慮した取り組みを要請しています。

3 計画の性格

(1) 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に相当し、松茂町の障がい者施策の基本的な方向を総合的、体系的に定める計画です。

現在は平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「第2次松茂町障がい者計画」が策定されており、今回新たに「第3次松茂町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」を策定します。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障がい福祉サービスを計画的に提供するための具体的な数値目標やサービス見込み量、方向等を定める計画です。3年を1期として定めることとなっています。

(3) 障がい児福祉計画

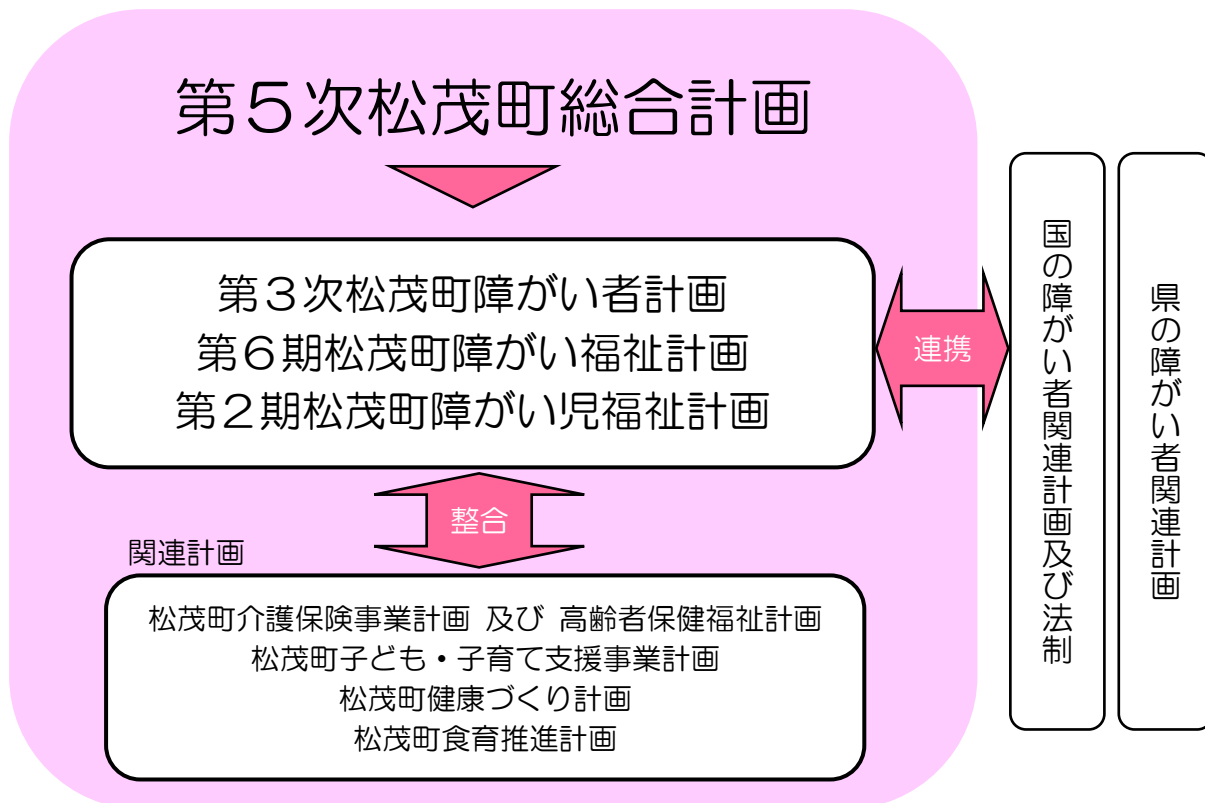
障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障がい児通所支援等の提供体制の確保、その他障がい児への支援施策の方向性、サービス見込み量を定める計画です。3年を1期として定めることとなっています。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (国の第4次計画は令和4年度まで)	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

4 計画の位置づけ

計画の策定にあたっては、国の指針を基本として、県の方針や、町の最上位計画である「松茂町総合計画」、今年度同時に策定する「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定します。



5 計画期間

第3次松茂町障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

また、第6期松茂町障がい福祉計画、及び第2期松茂町障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

前 期 計 画			本 計 画					
平成30年度	平成31 (令和元) 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次松茂町障がい者計画 (平成28年度から5年間)			第3次松茂町障がい者計画 (6年間)					
第5期松茂町障がい福祉計画 及び、第1期松茂町障がい児福祉計画 (3年間)			第6期松茂町障がい福祉計画 及び、第2期松茂町障がい児福祉計画 (3年間)					

6 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

■ 障害者基本法 ■

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■ 障害者総合支援法 ■

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

■ 児童福祉法 ■

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

7 計画策定の体制

(1) 策定員委員会での審議

計画策定にあたっては策定委員会を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本町の障がいのある人の生活状況やニーズ、意識などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月3日～令和2年8月24日
配布数	909人
回収数	393人（回収率：43.2%）

(3) パブリックコメント（意見公募）の実施

町のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く町民の方からの意見を求めます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

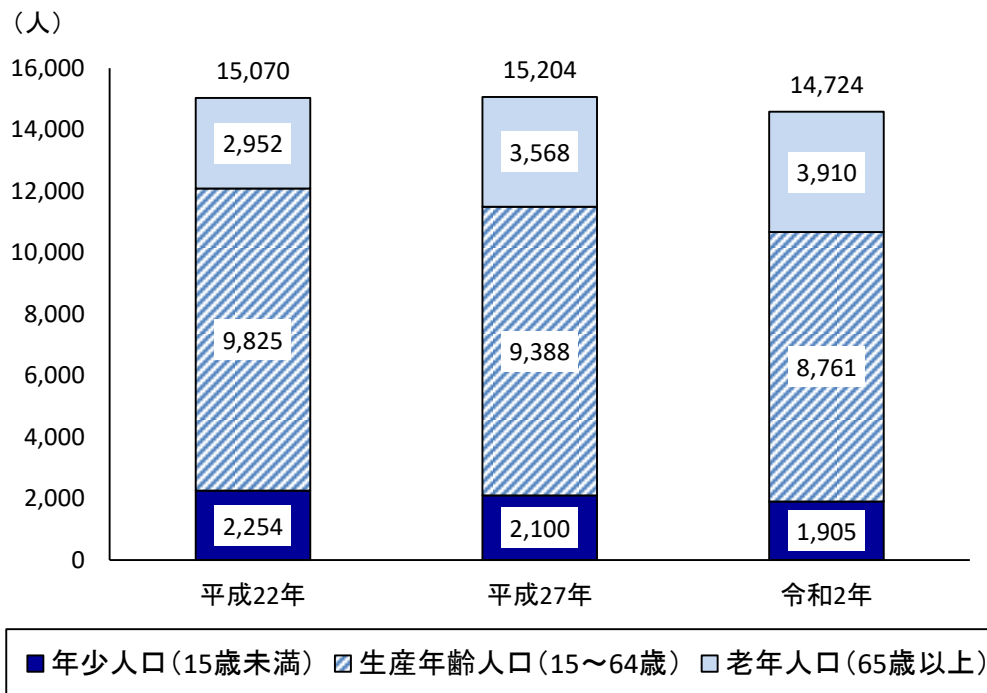
松茂町における総人口の推移をみると、減少傾向がみられます。

人口構成をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】

	平成22年	平成27年	令和2年	増減率(%)	
				平成22～ 平成27年	平成27～ 令和2年
総人口	15,070人	15,204人	14,724人	0.9	-3.1
年少人口(15歳未満)	2,254人	2,100人	1,905人	-6.8	-9.2
	15.0%	13.9%	13.1%		
生産年齢人口(15～64歳)	9,825人	9,388人	8,761人	-4.4	-6.7
	65.4%	62.4%	60.1%		
老年人口(65歳以上)	2,952人	3,568人	3,910人	20.9	9.6
	19.6%	23.7%	26.8%		

※各人口割合は、年齢不詳を分母から除いて計算しています。



資料：国勢調査、徳島県年齢別推計人口

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

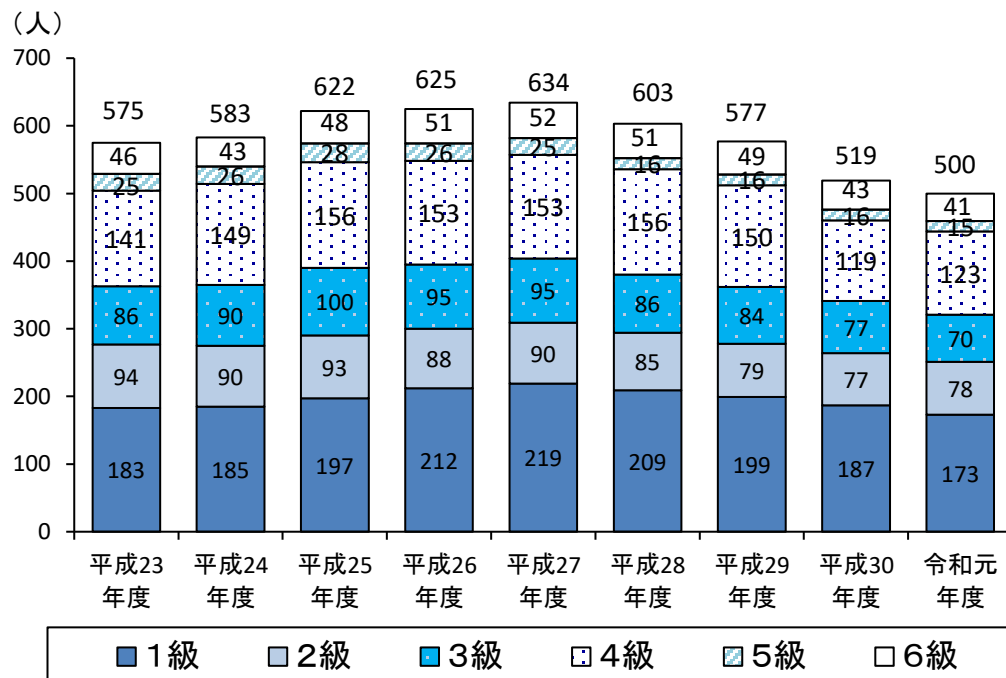
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度以降は減少傾向にあり、令和元年度は 500 人と過去 9 年間で最も少なくなっています。

等級別にみると、平成 28 年度以降は 1 級、3 級、4 級が特に減少しています。

年齢別にみると、18 歳未満の人数は概ね横ばい傾向ですが、18 歳以上が平成 27 年度まで増加傾向、その後減少傾向となっています。

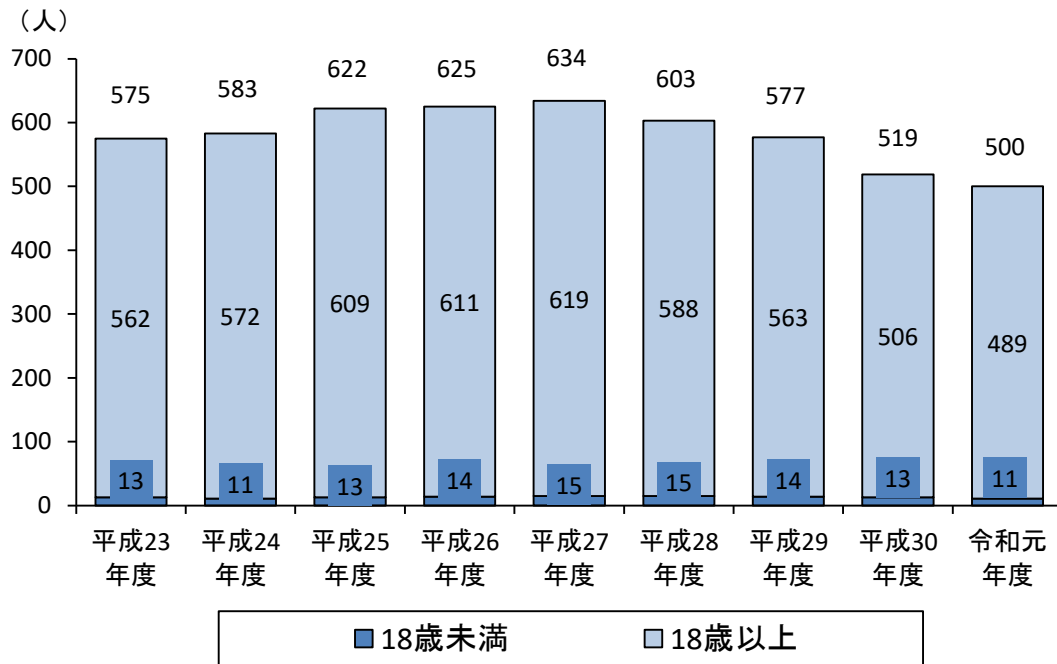
部位別にみると、平成 28 年度以降はいずれの部位別においても減少傾向となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数（年度末現在）】



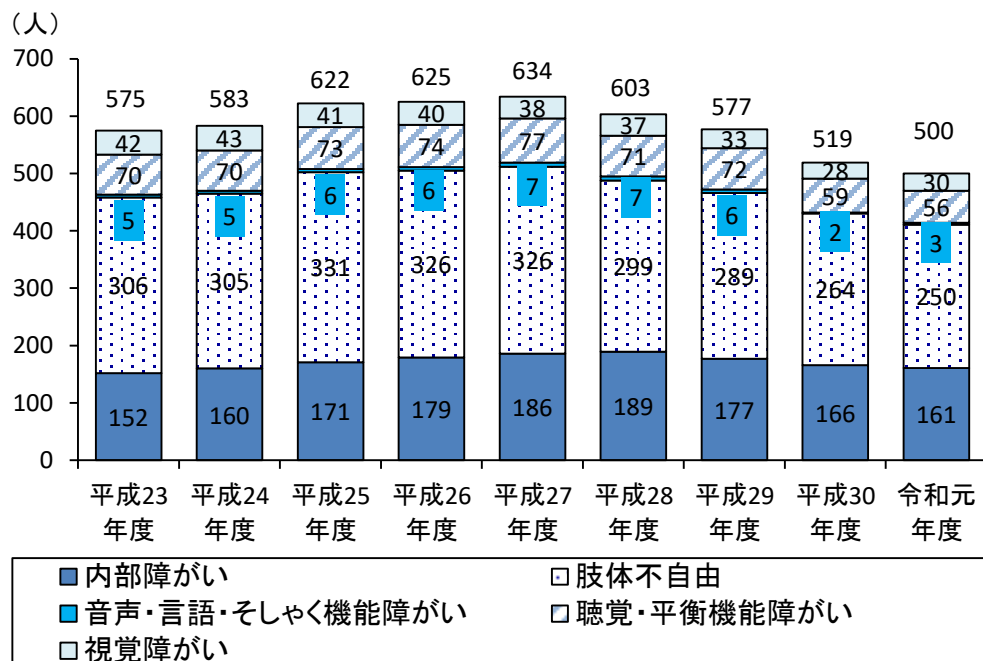
資料：福祉課

【年齢別身体障害者手帳所持者数（年度末現在）】



資料：福祉課

【部位別身体障害者手帳所持者数（年度末現在）】



資料：福祉課

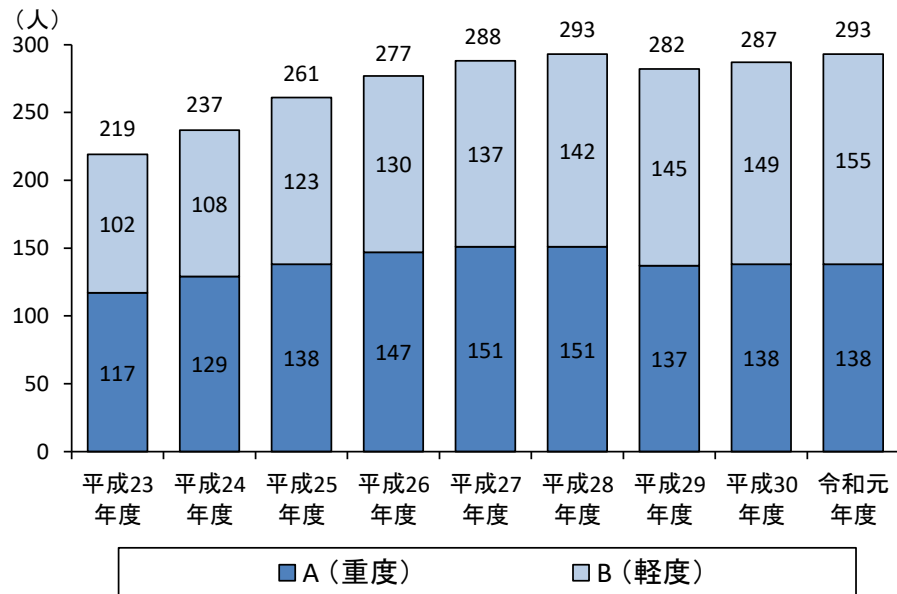
(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成28年度までは年々増加していますが、その後は横ばい傾向となっており、令和元年度は293人となっています。

程度別でみると、A（重度）は平成28年度から平成29年度の間で減少しその後は横ばい傾向、B（軽度）は年々増加しています。

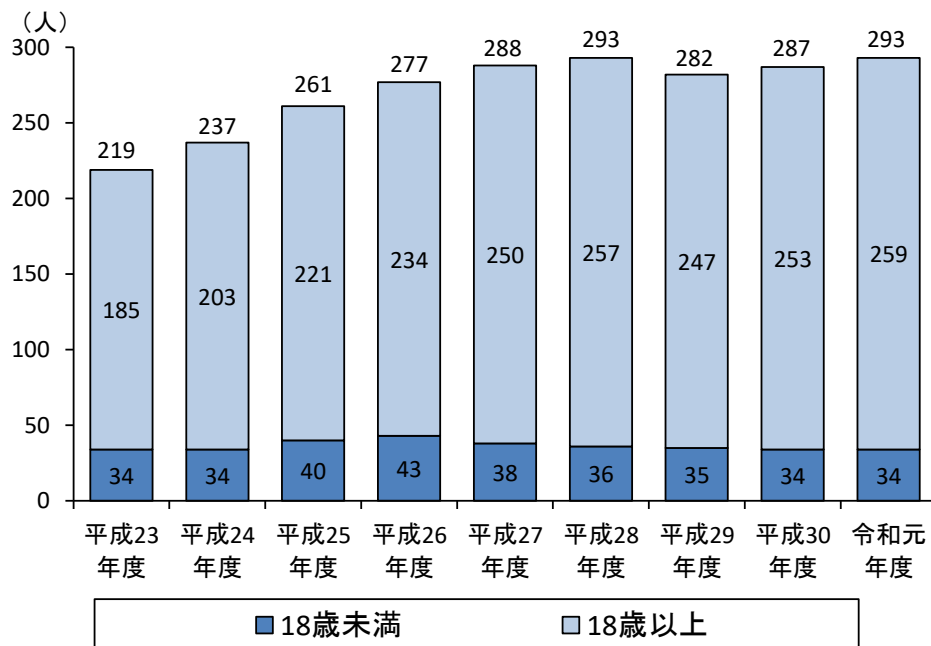
年齢別でみると、18歳未満は横ばい傾向、18歳以上は増加しています。

【程度別療育手帳所持者数（年度末現在）】



資料: 福祉課

【年齢別療育手帳所持者数（年度末現在）】



資料: 福祉課

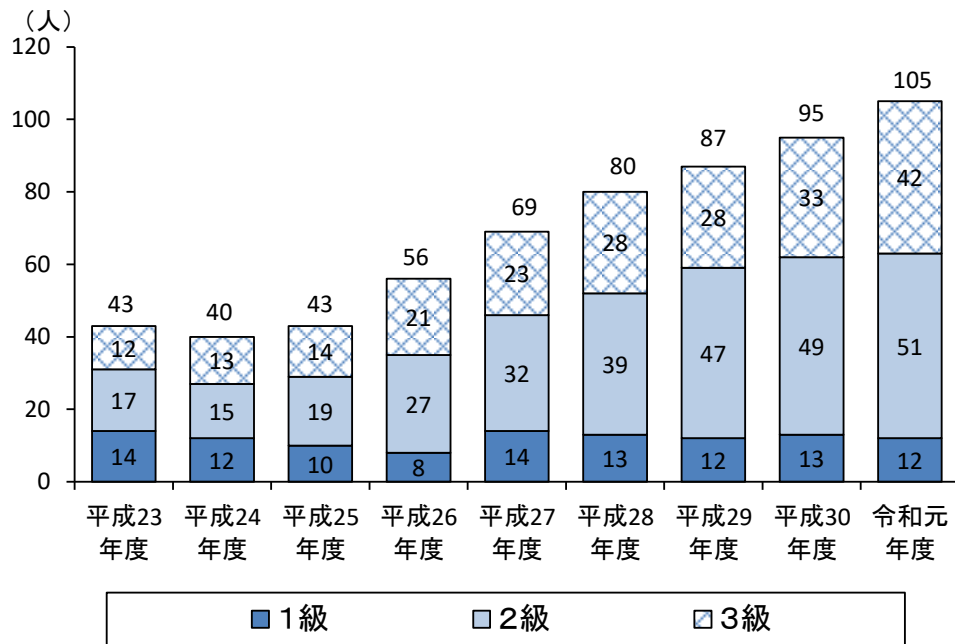
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 25 年度までは横ばい傾向ですが、平成 26 年度以降は年々増加し、令和元年度は 105 人となっています。

等級別でみると、2 級、3 級が増加しています。

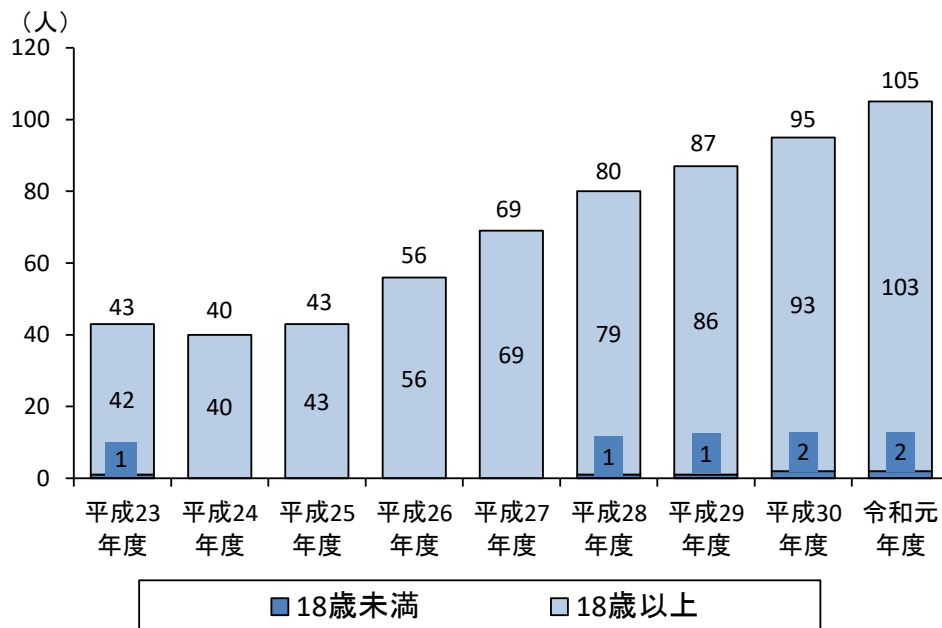
また、自立支援医療（精神通院）受給者交付者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度は 257 人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（年度末現在）】



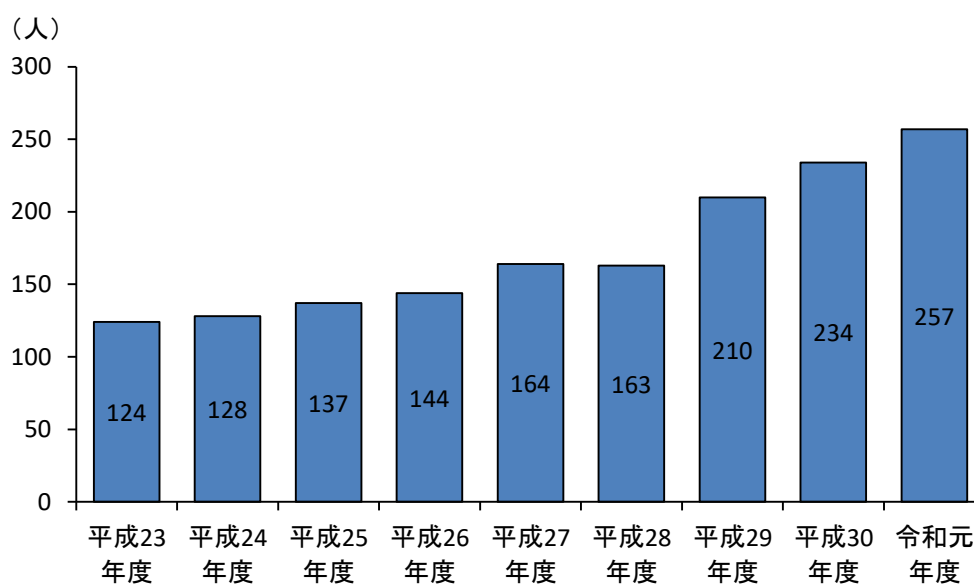
資料：福祉課

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（年度末現在）】



資料：福祉課

【自立支援医療（精神通院）受給証交付者数（年度末現在）】



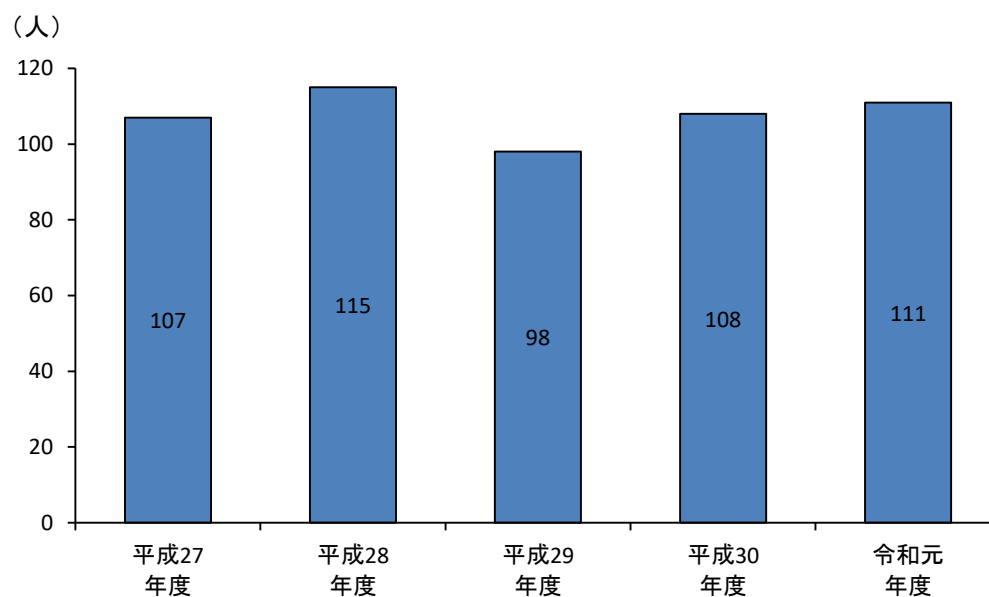
資料: 福祉課

(4) 難病患者の状況

国は特定の難病を「指定難病」と定め、経済的な負担を軽減するための助成制度「指定難病医療費助成制度」を設けており、令和元年7月1日からは厚生労働省により333疾病が難病に指定されています。

本町における特定医療費（指定難病）受給者数は、平成28年度から平成29年度にかけて減少していますが、概ね110人前後で推移しています。

【特定医療費（指定難病）受給者数（年度末現在）】



資料: 福祉課

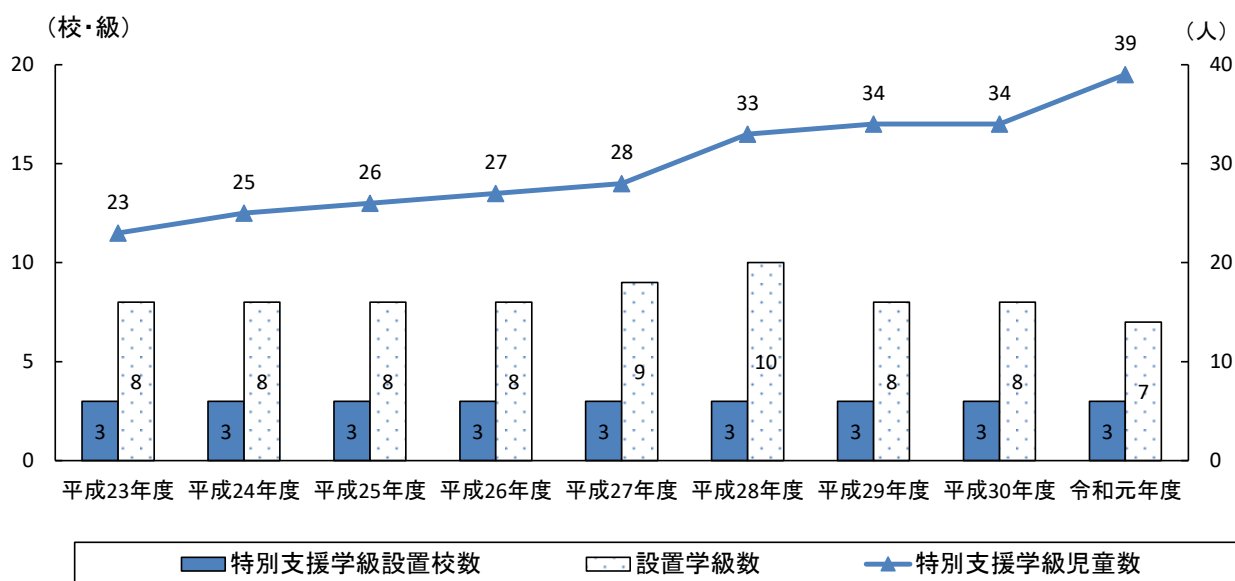
※平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、対象患者の認定基準の見直し等が行われたため、平成27年度からの集計となっています。

3 特別支援学級の状況

平成23年度から令和元年度の、小学校における特別支援学級児童数は増加傾向にあり、令和元年度では39人となっています。一方、中学校における特別支援学級児童数をみると、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの数値で推移しており、令和元年度では11人となっています。

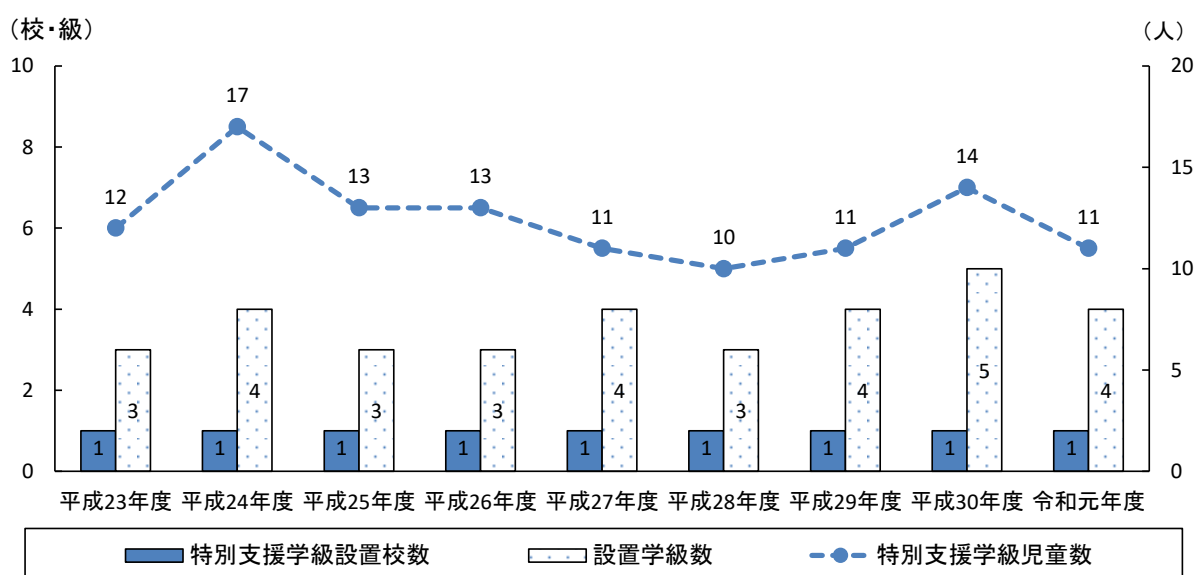
【特別支援学級の設置校数、学級数、児童生徒数の推移】

<小学校>



資料: 福祉課

<中学校>



資料: 福祉課

4 障がい者の雇用状況

徳島県の障がい者の雇用状況は、教育委員会においては法定雇用率 2.5%に対して実雇用率 1.97%と、法定雇用率を下回っていますが、その他の機関では法定雇用率を上回っており、松茂町役場においても法定雇用率 2.5%に対して実雇用率 2.95%となっています。

【徳島県の障がい者の雇用状況（令和元年 6 月 1 日現在）】

	法定雇用率	実雇用率	法定雇用率を達成した割合
民間企業	2.2%	2.26%	60.8%
県の機関	2.5%	2.64%	100.0%
市町村の機関	2.5%	2.27%	78.8%
松茂町		2.95%	
県等の教育委員会	2.5%	1.97%	0.0%
国立大学法人・地方独立行政法人	2.5%	2.67%	66.7%

資料：厚生労働省 徳島労働局

5 町内の障がい者（児）施設及び委託相談支援事業所等の状況

町内の障がい者（児）施設は、次のとおりです。

（指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設）

施設の名称	サービス	定員	主たる対象	所在地
障害者支援施設 春叢園	生活介護	59	知的障がい者 ※短期入所のみ 障がい児も対象	〒771-0220 板野郡松茂町広島字鯉ノ先 23-1
	短期入所	4		
	施設入所支援	40		
指定障害者支援施設 吉野川育成園	生活介護	160	知的障がい者 ※短期入所のみ 障がい児も対象	〒771-0219 板野郡松茂町笹木野字八北開拓 236-1
	短期入所	4		
	施設入所支援	150		
愛育会指定共同生活 援助事業所	共同生活援助	80	知的障がい者	〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓 50-5
指定障害福祉サービス事業所なごみ	就労移行支援	10	知的障がい者	〒771-0219 板野郡松茂町笹木野字八北開拓 329-1
	就労継続支援 B型	30		

(児童発達支援センター)

施設の名称	定員	サービス			所在地
		児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	
ねむのき	30	○		○	〒771-0220 板野郡松茂町広島字鯉ノ先 23-1

(障がい児通所支援事業所)

施設の名称	定員	サービス			所在地
		児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援	
ねむのき	5	○	○		〒771-0220 板野郡松茂町広島字鯉ノ先 23-1
ナチュラルキッズ	10	○	○		〒771-0219 板野郡松茂町笹木野字灘 23-1
COMPASS 発達支援センター松茂	10	○	○		〒771-0219 板野郡松茂町笹木野字八北開拓 170-1-2F

(地域活動支援センター)

施設の名称	定員	所在地
地域活動支援センター「どんどこどん」	10	〒771-0220 板野郡松茂町広島字三番越 2-2

障がい者相談支援事業を次の事業所に委託しています。7事業所が全障がいに対応しています。

(委託相談支援事業所)

施設の名称	所在地
愛育会地域生活総合支援センター	〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓 50-5
仁栄会	〒771-0220 板野郡松茂町広島字楸ノ先 23-1
障がい者生活支援センター凌雲	〒771-1253 板野郡藍住町矢上字安任 56-5
マザーグースの家指定相談支援事業所	〒779-0102 板野郡板野町川端字落合 34-1
あおばの郷	〒771-1320 板野郡上板町神宅字西金屋 36-1
地域活動支援センターことじ	〒771-1342 板野郡上板町佐藤塚字東 179-7
地域活動支援センターオリーブの木	〒772-0011 鳴門市撫養町大桑島字北の浜 53

障がい者虐待防止センターを次の事業所に委託しています。

(障がい者虐待防止センター)

施設の名称	所在地
障がい者虐待防止センター凌雲 (障がい者生活支援センター凌雲 内)	〒771-1253 板野郡藍住町矢上字安任 56-5

6 成年後見制度利用支援事業の取り組み状況

本町においては、成年後見制度の利用が必要なものの、自ら申立てができないまたは申立てができる親族がいない場合に、成年後見制度利用支援事業※により町長による申立てを実施し、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

しかしながら、障がいのある方の町長申し立て件数は、過去5年間で0件となっており、報酬助成件数等についても過去5年で4件にとどまっています。

【町長申し立て件数の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者（件）	0	0	0	0	0
高齢者（件）	1	2	0	0	1

【報酬助成件数等の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者（件）	0	1	1	1	1
（助成額／千円）	0	336	336	336	336
高齢者（件）	1	1	1	0	0
（助成額／千円）	216	216	216	0	0

※成年後見制度利用支援事業・・・町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、制度を必要とする方に申立人がいない場合、町長が申立人となり、本人の資力に応じて申立費用、後見人等への報酬費を助成する事業です。

7 松茂町の障がい者福祉をめぐる現況と課題

(1) 前期障がい者計画期間における取り組みの状況

本町では、第2次障がい者計画（平成28年度～令和2年度）において定めた、8つの方向性に基づいて障がい者施策を展開してきました。第2次障がい者計画の期間中に取り組んだ施策の実施状況と課題を、体系に沿って整理します。

① 広報・啓発

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
① 啓発・広報活動の推進	広報紙等による啓発	町広報誌に障がい者のためのパソコン教室等の情報を掲載したり、県作成のパンフレットを窓口で活用して情報提供等に生かしている。	実際にどれほど啓発効果があるか、検証できていない。
	発達障がい等に対する理解の促進	子どもの発達障がいについては、幼児健診や相談において発達検査等を紹介し、早期発見や理解の促進につなげている。	大人の発達障がいにもどのように対応できるか。
	関係機関・組織との連携	相談支援事業所、自立支援協議会と常に意見交換をしながら取り組んでいる。	その他関係機関と連携を取り合うには、さらに時間が必要となる。
② 福祉教育の推進	交流教育の推進	町内の障がい者福祉施設への訪問活動、特別支援学校幼稚部の園児が町内公立幼稚園へ交流保育、各学校で特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する交流機会を図った。	福祉施設と教育施設での連携について、理解が得られない場合がある。
	教職員の福祉研修の充実	教職員研修の中に福祉教育、特別支援教育、ボランティア教育などを組み込んだ。	通常学級の担任の先生を含めすべての教職員を対象とした研修は難しいこと。
	福祉教育の機会の充実	企業職域人権問題研修会にて講師による障がいのある人に関する研修を実施した。	人権問題についての研修が多いため障がいに関した研修を増やす必要がある。
③ ふれあい・交流活動の推進	交流活動の推進	文化祭には障がい者施設からの出展による交流実績あり。	障がいのある人となない人との交流の場を文化祭だけでなくもっと増やすための行事等の検討が必要。
	福祉施設等イベントへの参加促進	社会福祉協議会へ委託してニュースポーツ教室等を実施し、交流を図った。	障がいのある人となない人の交流促進。
	各種スポーツ大会等への参加	社会福祉協議会へ委託してニュースポーツ教室等を実施し、交流を図った。	県などが主催する各種スポーツ大会や積極的な参加促進。
	ボランティア活動の活性化	ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を図った。	新規や若い人のボランティア活動への参加促進。
④ 権利擁護・虐待防止の推進	権利擁護の推進	金銭管理を含め、社会福祉協議会で支援。また、その他どのような相談にも各事業所に対応できるような体制作りをしている。	権利擁護推進体制の強化が課題。
	成年後見制度利用支援事業の充実	相談、ケア会議、報酬助成の実施。利用促進検討会議へ出席。	制度の普及・啓発、関係機関との連携、円滑な利用の支援、支援体制の充実、人材育成等が必要である。
	虐待の防止及び早期発見の推進	関係各機関と連携し、小さな情報でも入ってくるようお願いしている。	障がい者への理解を深めてもらい、解決策を探る方法を検討する必要がある。
	障がいのある人への虐待防止	関係各機関と連携し、小さな情報でも入ってくるようお願いしている。	障がい者への理解を深めてもらい、解決策を探る方法を検討する必要がある。

②教育・育成

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①早期療育・就学前保育・教育の充実	乳幼児発達相談事業の充実	健診後の経過観察が必要な幼児に対してフォローアップ教室、相談を実施している。	保護者の障がい受容が難しい場合があり、早期に療育支援につなげられないことがある。
	障がい児保育・乳幼児教育の充実	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所の保育士との交流や意見交換、入園前のサポートシートの活用により必要な加配対応、整備の充実を行った。	転入や転園での受け入れは把握しにくいことが多い。また、特別支援教育の専門的知識を持った教諭が少ないこと。
	保育・教育環境の整備	トイレの洋式化や事前に把握した支援の必要な子どものへの備品の整備などを行っている。	可能な限り地域の幼稚園で受け入れを行っているが整備に時間がかかる場合がある。
	専門療育機関との連携	気になることがあれば、療育専門知識を持った職員が、福祉課や保健相談センター、関係各機関と連絡を取ることにしている。	年齢が低い時は判断が難しい場合が多い。
②学校教育の充実	就学相談・指導体制の充実	学校内での相談支援体制を強化し、専門性の高い場合には特別支援学校と連携し、専門家による助言のもと、適切な指導及び必要な支援を行うよう努めた。	障害種別の判断が難しくなってきたり専門家による意見を求める機会が多くなって時間を要すること。
	特別支援学級の充実	教育支援委員会で個々に応じた最適な学びの場を審議し入級の可否・障がい種別についての判断を行っている。	地域の学校で受け入れを行えるだけの人材や、大きな設備改修が必要な設備面での環境が整っていない。
	学校教育と保育・幼児教育・療育の一貫性を確保	特別支援連携協議会を毎年開催し、情報共有を行っている。また、相談支援ファイルを作成し、適切な指導と福祉・医療・労働等、関係機関との連携を図っている。	すべての関係機関及び保護者が利用しやすくなるよう見直しが必要である。
	特別支援教育研修の充実	教育委員会や学校独自で特別支援教育に関する研修会を実施したり県が行う研修会へ積極的に参加をしている。	通常学級の担任の先生を含めすべての教職員を対象とした研修は難しいこと。
	教育施設・設備の改善	トイレの洋式化や事前に把握した支援の必要な子どものへの備品の整備などを行っている。	可能な限り地域の学校で受け入れを行っているが整備に時間がかかる場合がある。
	スクールカウンセラー等の充実	スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭からの相談を受け付けている。また、保護者への広報を行うなど啓発活動を行い相談体制の強化を行った。	相談件数の増加や関係機関の連携が必要となる事案が多く対応も長期化する場合が多い。
	家庭・学校・特別支援学校・地域など連携の強化	特別支援連携協議会を毎年開催し、幼児、児童、生徒に対する適切な教育支援体制の整備を進めている。	個々に応じた支援が必要となることから、成長段階に応じた支援体制を検討中。
	放課後児童クラブの充実	2カ所のクラブ施設の増築を行い、施設の充実を図った。H30から学習支援事業を開始している。	より良いサービスが提供できるよう、指定管理者とともに運営方針を協議していく。

③雇用・就労

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①雇用・就労の促進	職場での障がいのある人に対する理解の啓発	社会教育の企業・職域人権研修等を実施。	研修以外で民間企業へ直接の働きかけ。
	公共職業安定所等との連携の推進	安定所の窓口では障がいのある方に対応した情報を提供している。協議会等で連携している。	一般就労と福祉サービスにおける就労との違いの理解。
	多様な就労の場の確保	自立支援協議会や事業所等各機関からの情報を収集し、適切に提供できるようにする。	一般就労、福祉的就労など本人の希望と状況にあった就労の場の確保。
	役場職員への障がいのある人の雇用推進	町部局・教育委員会部局において法定雇用率を超える雇用をしている。	障がい者が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できるように支援に努める。
	障がいのある人の就労支援	公共職業安定所、就業・生活支援センター、支援学校等と連携している。	一般就労と福祉サービスにおける就労との調整が必要。
②福祉的就労の促進	就労支援の推進	本人の意向や就労事業所、相談員のアドバイスをよく聞くようにしている。	一人ひとりの障がい特性に応じた相談には相当な時間を要する。
	福祉施設等の活用	各種イベント・会議等にて物品購入している。	積極的な活用に取り組んでいる。

④情報・コミュニケーション

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①情報提供の充実	広報・情報提供の充実	広報まつしげで情報提供したり、社会福祉協議会で支援している。	必要としている方に十分な情報を届ける。
	広報紙等のユニバーサルデザイン化の推進	広報・ホームページにおいて、見やすいデザインの仕様に心掛けている。	特定の色が認知しづらい人のため、色覚の状況に関係なく正しく情報が読み取れるよう配色を工夫したカラーユニバーサルデザインの推進に努める。
	コミュニケーション手段の充実	地域生活支援事業や社会福祉協議会で手話通訳等実施。	関心をもってもらい、養成研修への参加者を増やす。
	コミュニケーション環境の整備・充実	地域生活支援事業において、広域事業としてパソコン講座を実施している。	関心をもってもらい、講座等への参加者を増やす。
	コミュニケーション手段に要する費用の減免、割引制度の活用促進	NHK受信料の減免制度の案内を行っている。	さらに拡充していく必要がある。

⑤保健・医療

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①疾病の予防・早期発見対策の推進	出産・育児知識の普及	下記の事業を実施した。 ・母子手帳交付時にパンフレットの配布 ・妊婦一般健康診査 ・歯周病検診 ・パパママ教室 ・電話相談 ・医療機関との連絡調整 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業	妊娠期からの切れ目のない支援が必要。
	乳幼児期における疾病の予防・早期発見	下記の事業を実施した。 ・新生児聴力検査 ・乳児一般健康診査(医療機関委託) ・乳児健診(集団検診) ・股関節脱臼検診 ・1. 6歳児健診、フッ素塗布推進事業(2歳児 歯科検診)、3歳児健診 ・1. 6歳・3歳児健診後精密検査受診票発行 ・聴力検査 ・発達相談 ・予防接種 ・育児相談、育児教室 ・電話相談、訪問指導 ・関係機関との連絡、調整	健診未受診者への対応。
	生活習慣病の予防・早期発見の促進	下記の事業を実施した。 ・特定健康診査、特定保健指導 ・健康教育、健康相談 ・町広報誌で健康情報を掲載	重症化予防として、生活習慣病重症化による合併症の発症や進行抑制を目指し適切な医療への受診勧奨が必要。
②早期療育体制の整備	相談機能の充実	下記の事業を実施した。 ・育児相談、発達相談、訪問指導、電話相談 ・各関係機関との連携(センター分)	適切な相談、指導、的確な情報提供が必要。
	子育て教室の充実	健診後、経過観察が必要な幼児に対してフォローアップ教室を実施している。	人材の確保が必要。
	療育体制の充実	保育所、教育委員会、児童相談所、保健相談センターと連携し、子どもの情報把握に努めている。	子どもの療育に関する専門的な知識が必要。
③医療・リハビリテーションの充実	医療体制の整備	保健相談センター、保健所等と連携に努めている。	保健相談センター、保健所等との連携をさらに充実させる必要がある。
	医療費公費負担制度の継続	手帳の取得時に特に意識して案内している。	町外からの転入者、新規申請者への案内が必要。
	難病患者対策の充実	各関係機関に知識や情報提供をしてもらっている。	難病患者に対する支援の経験、知識の不足。
④精神保健対策の推進	精神保健対策の充実	保健所と連携し、精神保健相談を実施している。	精神保健への理解促進が必要。未受診者への対応方法。
	精神障がいのある人への保健・医療の充実	精神手帳・自立支援医療(精神通院)の案内をしている。	制度利用できていない方への案内。
	精神障がいのある人の社会復帰の促進	障がい福祉サービスを通じて支援している。	協議会、相談支援事業所等と連携し社会復帰できる人数を増やしていくこと。周囲の方の理解促進。
	心の健康づくりの推進	福祉課、保健相談センター窓口での相談受付。	相談しやすい窓口体制作り。
	いじめや不登校などへの対応	学校で生活に関するアンケート調査を実施し、児童生徒の現状を把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して支援の充実を図っている。また、適応指導教室で家庭と学校をつなぐ指導員の配置も継続して行っている。	いじめや不登校となる要因が多様化しており家庭、学校、地域などさまざまな関係機関との連携が必要であること。早期に対応することが必要であり人材不足も挙げられる。
	薬物・アルコール依存症対策の充実	相談があれば福祉課、相談支援事業所等の窓口で受付。	相談しやすい窓口体制作り。依存症に対する理解促進。

⑥福祉

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①相談支援体制の充実	総合的な相談支援体制の充実	福祉課、保健相談センター、社会福祉協議会、相談支援事業所、保健所、公共職業安定所、病院など関係機関と連携し、情報の交換が適切に行われるようにしている。	相談者の気持ちに寄り添った、適切な支援を充実させることが必要。 相談支援専門員の人材確保。
	相談窓口の充実	各関係機関と連携をして情報収集し、より適切な支援が提供できる方法を検討している。	相談者の気持ちに寄り添った、適切な支援を充実させることが必要。
	地域における福祉活動の推進	自治会等地域活動への参加	自治会等地域活動への参加率の低下。担い手の高齢化等による活動の停滞。 地域住民等の参画による地域作りの推進、地域福祉活動を推進する人材の育成、多様な組織の地域福祉活動への参画促進が必要。
②福祉サービスの充実	ケアマネジメントの充実	定期的に事例報告会等の集まりを設けて勉強会を行っている。	本人の意向に沿った支援に繋げていくこと。
	訪問系サービスの充実	障がい福祉サービスを通じて支援している。	本人の意向に沿った支援に繋げていくこと。
	日中活動系サービスの充実	障がい福祉サービスを通じて支援している。	本人の意向に沿った支援に繋げていくこと。
	居住系サービスの充実	障がい福祉サービスを通じて支援している。	本人の意向に沿った支援に繋げていくこと。
	障害児通所支援等の充実	個別に保健師と状態を聞き取り、実情にあった支援を検討している。	専門的知識をどう得ていくか。
③地域生活支援事業の充実	地域生活支援事業の充実	一人ひとりの状況に応じて、どのような支援が適切か相談しながら進めている。	より充実した生活のための支援となるようなきめ細やかな相談。
	広域での連携	移動の支援などで広域サービスを実施している。	地域の特性に応じた連携を図っていく。
④経済的支援の充実	各種助成制度の実施	県からのパンフレット等で様々なサービスの案内をしている。	一人ひとりに応じた案内を目指す。
	各種福祉手当の支給	申請の種類毎に細かく案内している。	制度の理解を深める。情報の発信を目指す。
	自立支援医療制度の推進	来庁者への案内は行うことができる。	窓口へ来庁出来ない対象者への案内が課題である。
⑤地域移行・定着の支援	グループホーム等の充実	障がい福祉サービスを通じて支援している。	本人の意向を、相談支援事業所等のサービスにどこまでつなげていくことができるか。
	地域移行と就労移行の促進	障がい福祉サービスを通じて支援している。	本人の意向に沿った支援に繋げていくこと。周囲の人の理解促進。
	地域生活支援拠点の整備支援	板野郡広域での拠点整備体制づくりを目指し、協議を進めている。	専門知識を持つ人材不足等の課題。

⑦生活環境

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①住宅・生活環境の整備	障がいのある人に配慮した町営住宅の整備・利用促進	階段手すり取付工事(H30 福有団地、R元 笹木野団地)	建物の老朽化
	住宅改修への支援	地域生活支援促進事業助成制度	必要としている方への制度の周知。
	公共施設のバリアフリー化	本庁舎の改築の際、点字ブロック・人的対応を配備している。(階段・手すり等の点字ブロックをしている。)	ユニバーサルデザイン化に配慮しながら、計画的に施設整備を進める。
	歩道等の整備	歩道整備(スロープ)(H29広島8号線)	用地等の確保。
	民間施設への啓発	事業実施ができていない。	福祉課と連携しながら、各種広報媒体等を活用して民間施設への理解を図る。
②交通・移動対策の推進	公共交通機関の確保	令和3年に向けてコミュニティバス事業を推進中。	交通弱者への対応を支援していく。
	移動支援事業の充実	地域生活支援事業で移動支援(個別移送型)を町単独で、車輛移送型については板野郡広域で実施している。	車輛移送型(車イスでの乗車が可能)は利用者が多くニーズへの十分な対応が課題。
	自動車免許取得費、改造費の助成	地域生活支援促進事業助成制度	必要としている方への制度の周知。
	交通安全教育の充実	障がいのある方へむけてのみの交通安全教室は実施できていない。	福祉課と連携しながら、各種広報媒体等を活用してドライバーへの安全運転の啓発を図る。
③防災・防犯対策の推進	防災意識の啓発	広報紙や防災行政無線、防災訓練の機会等を通じて、防災知識の普及・啓発に努めた。	防災知識の普及・啓発は、継続的に進めること。新型コロナウイルス感染症対策。
	防災体制の充実	自主防災組織の形成促進及び避難訓練・防災研修の支援等を行った。松茂町避難行動要支援者名簿の整備を行った。	自主防災組織の充実・強化。全組織による複数回の訓練実施。新型コロナウイルス感染症対策。個別支援計画を策定し、より密度のあるものへの昇華。自主防災会内での名簿の有効利用について。
	施設における防災体制づくりの推進	福祉避難所において、施設職員・地元自主防災会・町職員による避難所運営訓練(1日)を初めて実施した。また、必要な防災資機材を配備した。	今後は複数回の運営訓練・研修会の実施を目指す。新型コロナウイルス感染症対策。
	防犯体制の整備	緊急通報装置を設置した。	住民へ制度を広く周知し、対象者の増加を目指す。

⑧社会参加

施策の方向	施策項目	実施状況	施策推進上の課題
①スポーツ・レクリエーションの振興	障がい者スポーツ・レクリエーションの振興	地域生活支援事業で町社会福祉協議会に委託してニュースポーツ教室などを実施した。	幅広い方々の事業への参加促進。
	障がい者スポーツ団体の育成・支援	総合会館使用料減免によるサークル活動支援実施あり。	使用料減免による活動支援および環境づくりにより一層努める。
	文化・芸術活動の推進	活動の場の提供を実施。	障がい者施設との連携を図り指導者の育成、発掘に取り組む。
②生涯学習・社会活動への参画	生涯学習講座の充実	障がい者を対象とした講座の開設には至っていない。	障がい者施設との連携を図り講座内容の精査に努め、障がい者の参加促進に取り組む。
	障がいのある人の自主的グループへの支援	自主的グループによる活動支援や文化祭での出展の実績有り。	継続的な支援体制の確保。
	まちづくり活動への参画	障がい者計画等を通じて見直しのできるところを検討していく。	どこまで意見を捉えて、ニーズにあった内容とできているか。
	町民イベントへの参加促進	障がい者に限っての積極的な参加呼びかけはできていない。	参加の呼びかけを行うと共に参加者の受け入れ環境を準備することが必要。
	地域コミュニティ活動への参加促進	社会福祉協議会を通じて、参加促進を図っている。	地域活動に積極的に参加してもらえる方法、手段の検討。

(2) 障がい福祉サービスの利用状況

①訪問系サービス

■訪問系介護給付

利用者数、利用時間数ともに、平成 30 年度は概ね見込量通りでしたが、令和元年度、令和 2 年度は見込量を下回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障がい者等包括支援)	人	60	60	63	59	66	63
	時間分	11,820	11,913	12,540	11,910	13,260	12,650

②日中活動系サービス

■生活介護

利用者数は、平成 30 年度では見込量を下回りました。利用日数は、平成 30 年度、令和元年度では見込量を下回り、令和 2 年度では見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	人	32	31	33	33	34	34
	人日	7,620	7,148	7,860	7,431	8,100	8,100

■自立訓練（機能訓練）

利用見込、実績ともにありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

■自立訓練（生活訓練）

利用者数は各年度とも見込量通りでしたが、利用日数については、平成 30 年度、令和元年度は見込量を下回り、令和 2 年度では見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立訓練（生活訓練）	人	2	2	2	2	2	2
	人日	372	117	372	268	372	372

■就労移行支援

利用者数は、令和元年度、令和２年度では見込量を下回りました。利用日数は、いずれも見込量を大きく下回っています。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
就労移行支援	人	7	7	8	7	8	7
	人日	1,344	1,080	1,536	982	1,536	1,200

■就労継続支援（Ａ型）

利用者数は、令和元年度では見込量を下回りましたが、増加傾向にあります。利用日数は、平成30年度、令和元年度では見込量を下回りましたが、令和２年度では見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
就労継続支援（Ａ型）	人	11	13	12	10	13	13
	人日	2,292	1,970	2,520	2,229	2,748	2,748

■就労継続支援（Ｂ型）

利用者数は、令和元年度では見込量を下回りましたが、平成30年度、令和２年度では見込量通りとなりました。利用日数は、平成30年度、令和元年度では見込量を下回りましたが、令和２年度では見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
就労継続支援（Ｂ型）	人	30	30	31	29	32	32
	人日	6,516	5,735	6,744	6,289	6,972	6,972

■就労定着支援

利用者数は、平成30年度、令和元年度では見込量を上回りましたが、令和２年度は見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
就労定着支援	人	0	3	1	3	1	1

■療養介護

令和元年度、令和２年度では２人となっていますが、各年度とも概ね見込量通りでした。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
療養介護	人	1	1	1	2	1	2

■短期入所（ショートステイ：福祉型）

利用者数は、平成30年度では見込量を上回りましたが、利用日数は、各年度とも見込量を大きく下回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
短期入所	人	4	5	5	5	5	5
（ショートステイ：福祉型）	人日	120	50	156	75	156	96

■短期入所（ショートステイ：医療型）

利用者数は、各年度とも見込量通りでした。利用日数は、平成30年度では見込量を上回りましたが、令和元年度、令和２年度では見込量を大きく下回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
短期入所	人	2	2	2	2	3	3
（ショートステイ：医療型）	人日	60	79	60	8	96	48

③居住系サービス

■自立生活援助

利用者数は、各年度とも見込量を上回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	人	0	1	0	2	1	2

■ 共同生活援助・共同生活介護

利用者数は、平成 30 年度では見込量を下回りましたが、令和元年度では見込量通り、令和 2 年度では見込量を上回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	人	12	10	13	13	14	15

■ 施設入所支援

利用者数は、平成 30 年度では見込量通りでしたが、令和元年度、令和 2 年度では見込量を上回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
施設入所支援	人	18	18	17	18	16	18

④相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

■ 計画相談支援

利用者数は、平成 30 年度では見込量を上回り、令和元年度では下回り、令和 2 年度では見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	人	100	108	105	99	108	108

■ 地域移行支援

平成 30 年度、令和 2 年度の利用はありませんでしたが、令和元年度では 1 名の利用実績がありました。

		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域移行支援	人	1	0	1	1	1	0

■ 地域定着支援

各年度とも利用はありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	0

(3) 地域生活支援事業の利用状況

①理解促進研修・啓発事業

実施はありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

②自発的活動支援事業

実施はありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③相談支援事業

相談支援事業の実施箇所数は、概ね見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
相談支援事業	箇所数	7	8	7	8	8	8

④意思疎通支援事業

派遣事業の利用件数は、令和元年度は見込量を大きく上回りましたが、令和2年度は見込量通りとなりました。

設置事業の設置数については、各年度とも見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
手話通訳者・要約筆記 奉仕員派遣事業	利用件数	42	43	42	82	42	42
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1

⑤日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具については、各年度とも見込量を上回りました。令和2年度では在宅療養等支援用具は見込量を上回り、その他の用具は見込量通りの給付件数となりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護・訓練支援用具	給付件数	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	給付件数	1	1	1	0	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数	1	0	1	0	1	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数	290	320	290	352	290	300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	1	0	1	0	1	0

⑥手話奉仕員養成研修事業

各年度とも修了者数の実績はありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	1	0	1	0	1	0

⑦移動支援事業

個別支援型については、平成30年度、令和元年度では見込量を上回りましたが、令和2年度では見込量を下回っています。

車両移送型については、利用人数は平成30年度、令和元年度では見込量を下回りましたが、利用時間は平成30年度と令和元年度で見込量を上回りました。令和2年度では見込量通りとなっています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
移動支援事業 (個別支援型)	人	20	23	20	22	20	17
	時間	1,970	2,386	1,970	2,001	1,970	1,228
移動支援事業 (車両移送型)	人	5	3	5	4	5	4
	時間	180	228	180	215	180	180

⑧地域活動支援センター

利用人数については、平成30年度、令和元年度では見込量を上回りましたが、令和2年度は見込量通りとなりました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	利用人数	12	15	12	18	12	12

⑨日中一時支援事業

利用人数については、平成30年度、令和元年度では見込量を上回りましたが、令和2年度では見込量を下回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
日中一時支援事業	箇所	15	15	15	16	15	16
	利用人数	12	18	12	14	12	7

⑩訪問入浴サービス事業

令和元年度の利用人数は見込量を上回りましたが、その後は各年度とも見込量通りでした。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	利用人数	2	2	2	3	2	2

(4) 障がい児通所支援の利用状況

① 児童発達支援

利用児童数は、令和元年度、令和２年度では見込量を上回っており、利用日数は、平成３０年度は下回りましたが、令和元年度、令和２年度では上回りました。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	人	31	31	33	37	35	40
	人日	2,688	2,634	2,880	2,903	3,072	3,136

② 医療型児童発達支援

利用はありませんでした。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

利用児童数は、平成３０年度、令和元年度では見込量を下回っているものの増加傾向にあります。利用日数も各年度とも見込量を上回り増加傾向にあります。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
放課後等デイサービス	人	39	33	44	40	49	60
	人日	3,684	3,823	4,284	4,975	4,884	7,462

④ 保育所等訪問支援

利用児童数は、令和元年度では見込量を下回っています。利用日数は平成３０年度では見込量を上回っていましたが、令和元年度、令和２年度では下回っています。

		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
保育所等訪問支援	人	6	6	7	5	9	10
	人日	24	34	36	16	60	13

⑤居宅訪問型児童発達支援

平成30年度、令和元年度では利用はありませんでしたが、令和2年度では見込量通りとなっています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	人日	4	0	4	0	4	0

(5) 障がい児相談支援の利用状況

①障がい児相談支援

利用児童数は、令和元年度では見込量を上回り、増加傾向にあります。

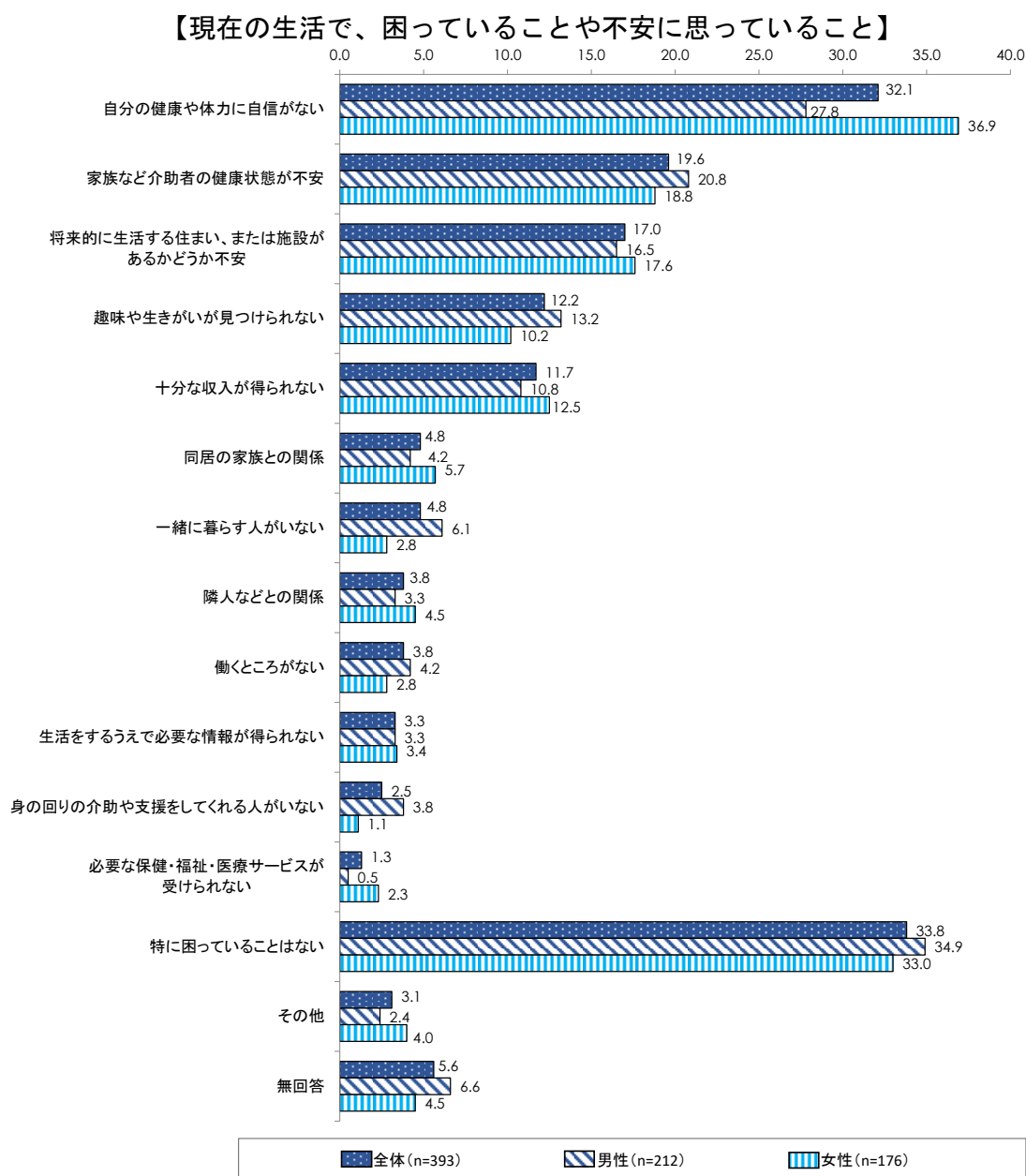
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障がい児相談支援	人	60	58	65	68	70	70

(6) 障がい福祉に関するアンケート調査の結果

①福祉サービスの充実について

困っていることや不安に思っていることについては、「特に困っていることはない」の割合が全体で 33.8%と最も高くなっていますが、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が 32.1%となっており、特に女性では 36.9%と割合が高くなっており、健康づくり活動の促進や、個々の障がい特性や体力に配慮したレクリエーション活動の推進が必要と考えられます。

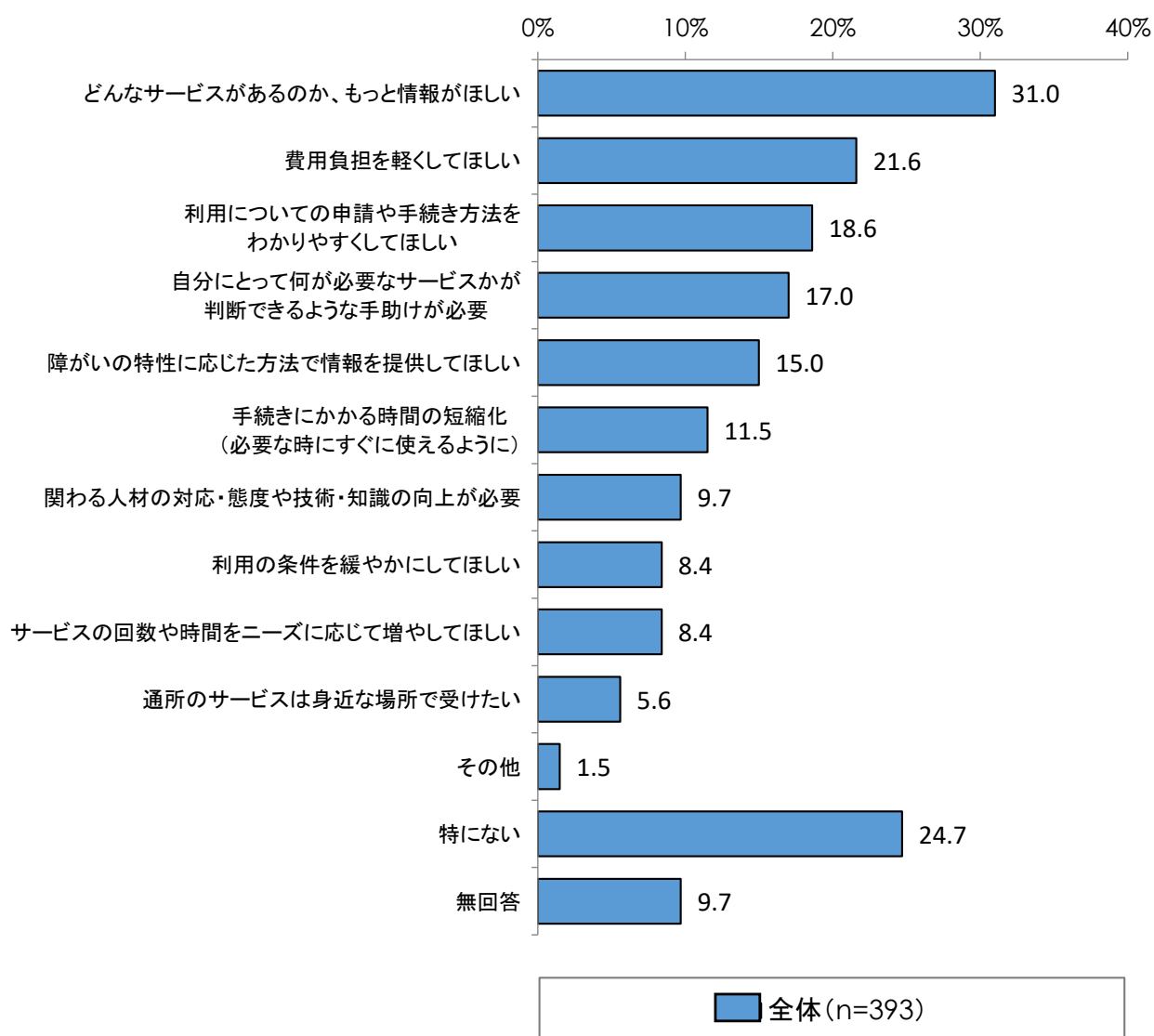
また、その他の項目では、「家族など介助者の健康状態が不安」(19.6%)、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」(17.0%)「趣味や生きがいが見つけれない」(12.2%)と続いており、介助者への支援、住まい確保の支援等が必要であると考えられます。



障害福祉サービスに今後希望することをみると、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が31.0%と最も高く、次いで、「費用負担を軽くしてほしい」(21.6%)、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」(18.6%)と続いています。

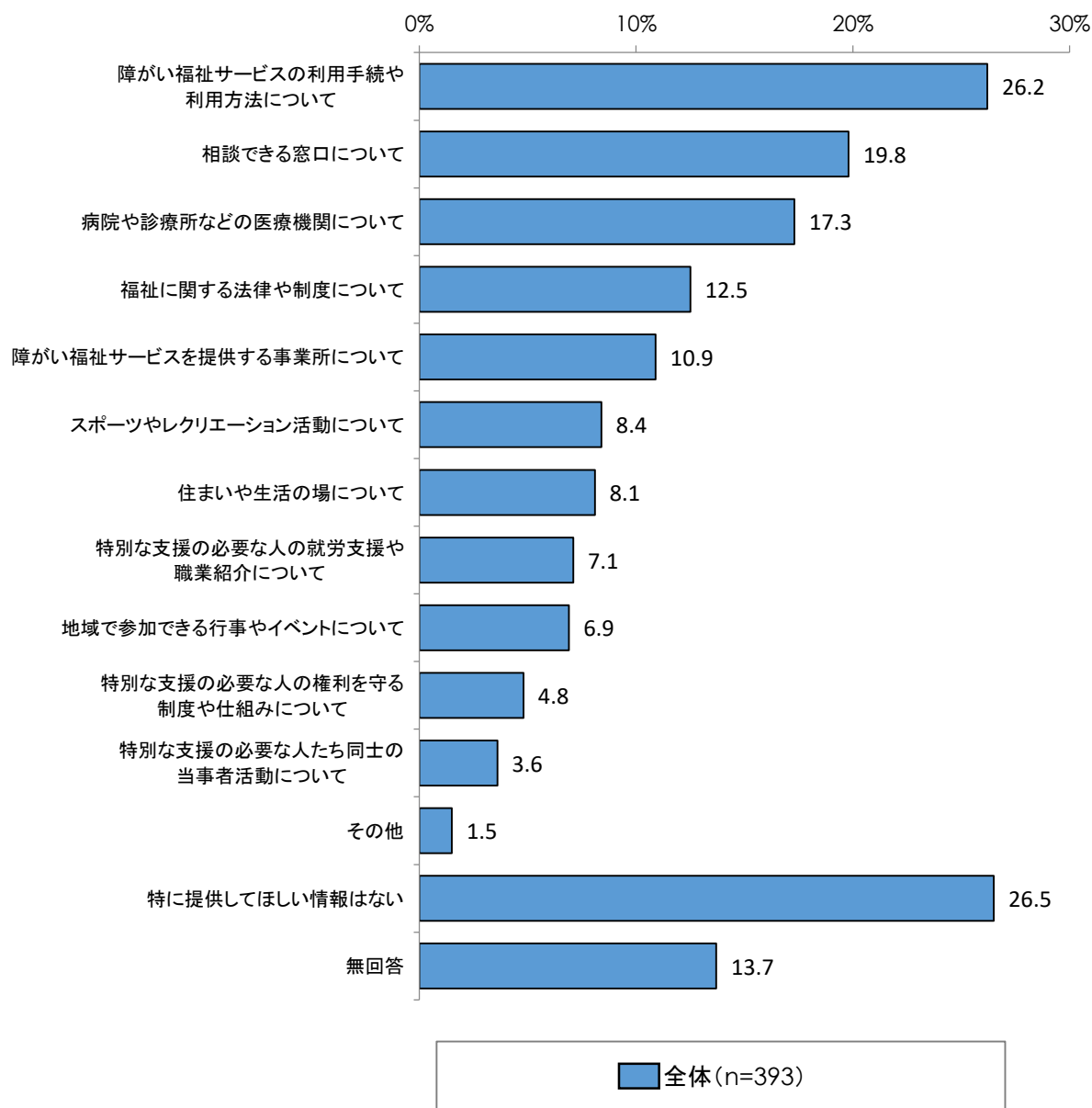
サービスについての情報提供の充実、利用方法の案内充実など、利用者の方に知ってもらう機会を充実させる必要があると考えられます。

【障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望すること】



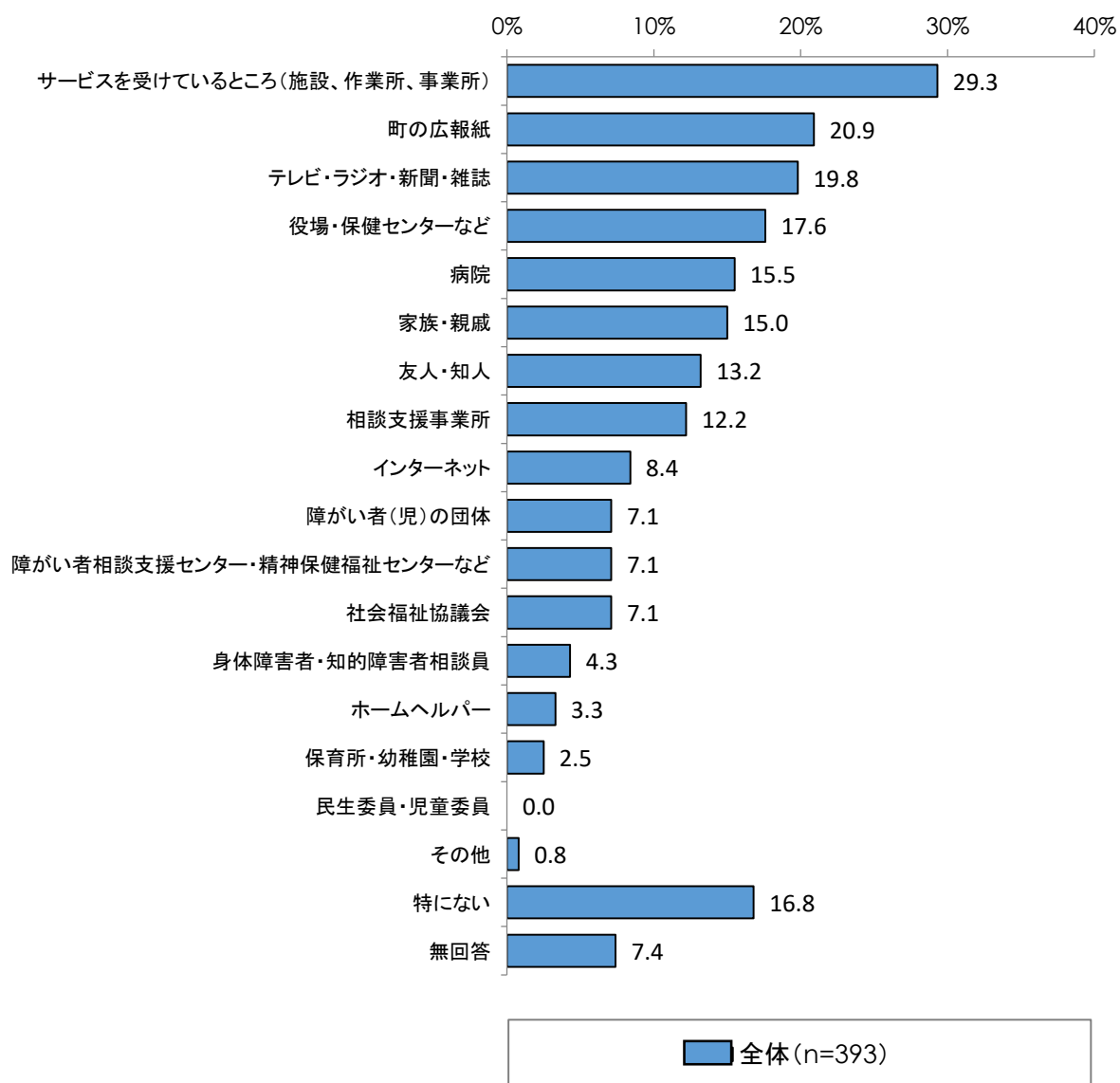
希望する情報提供については、「障がい福祉サービスの利用手続や利用方法について」が26.2%と最も高く、次いで「相談できる窓口について」(19.8%)、「病院や診療所などの医療機関について」(17.3%)と続いています。サービスの利用方法や相談窓口について、積極的に情報発信を行っていく必要があると考えられます。

【どのような情報の提供を希望しているか】



サービスに関する情報の入手方法をみると、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が29.3%と最も高く、次いで「町の広報紙」（20.9%）、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」（19.8%）と続いています。サービスに関する情報提供においては、広報紙等による情報提供に加えて、サービス提供事業所等と連携した情報提供が必要であると考えられます。

【サービスに関する情報をどこから入手しているか】

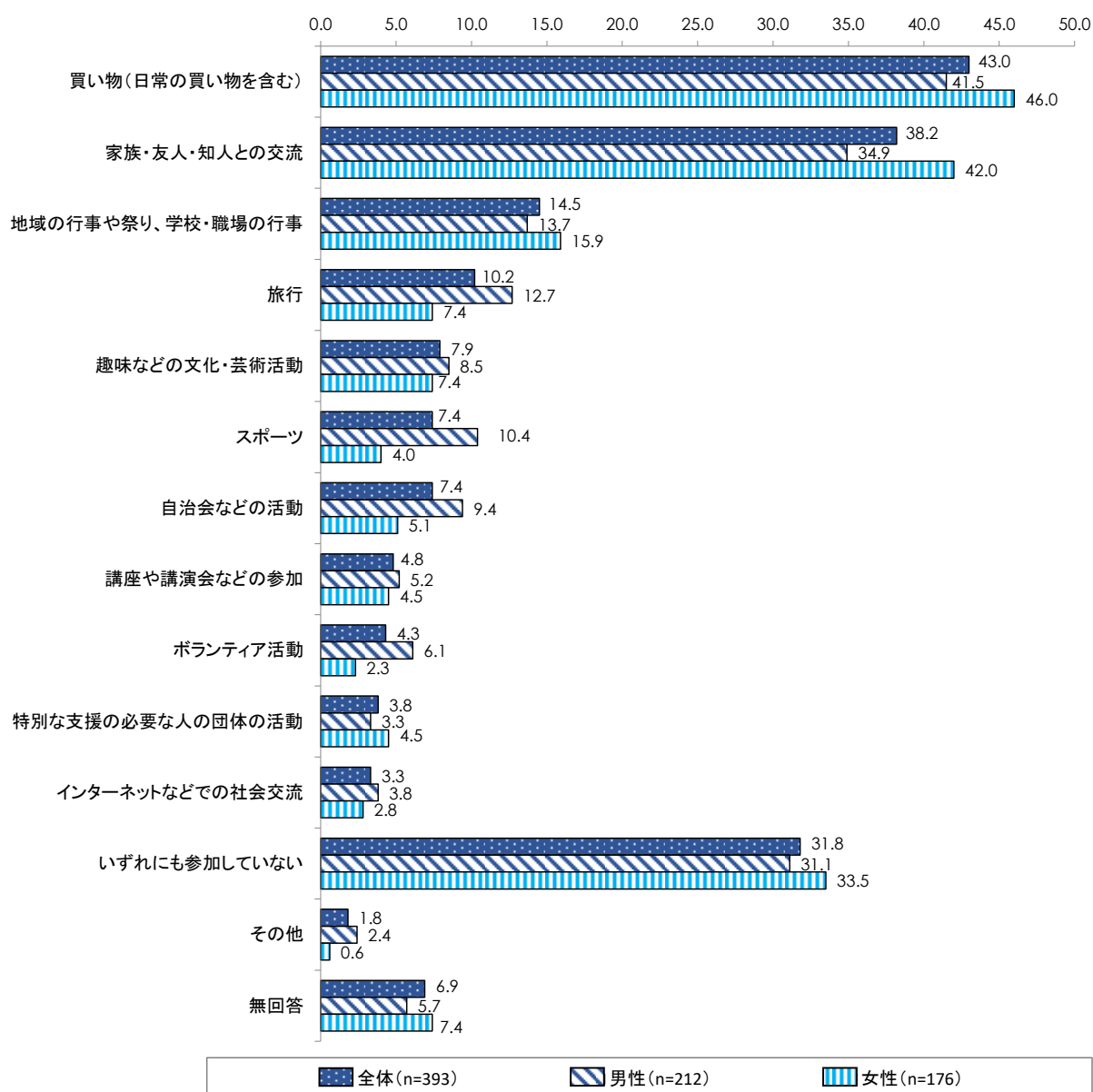


②社会参加について

地域活動の参加については、「買い物（日常の買い物を含む）」が43.0%と最も高く、次いで「家族・友人・知人との交流」（38.2%）となっています。一方で、「いずれにも参加していない」の割合も31.8%と高くなっています。

性別にみると、女性に比べて男性は「旅行」や「スポーツ」の割合が高く、女性は「買い物（日常の買い物を含む）」や「家族・友人・知人との交流」の割合が男性を上回っています。

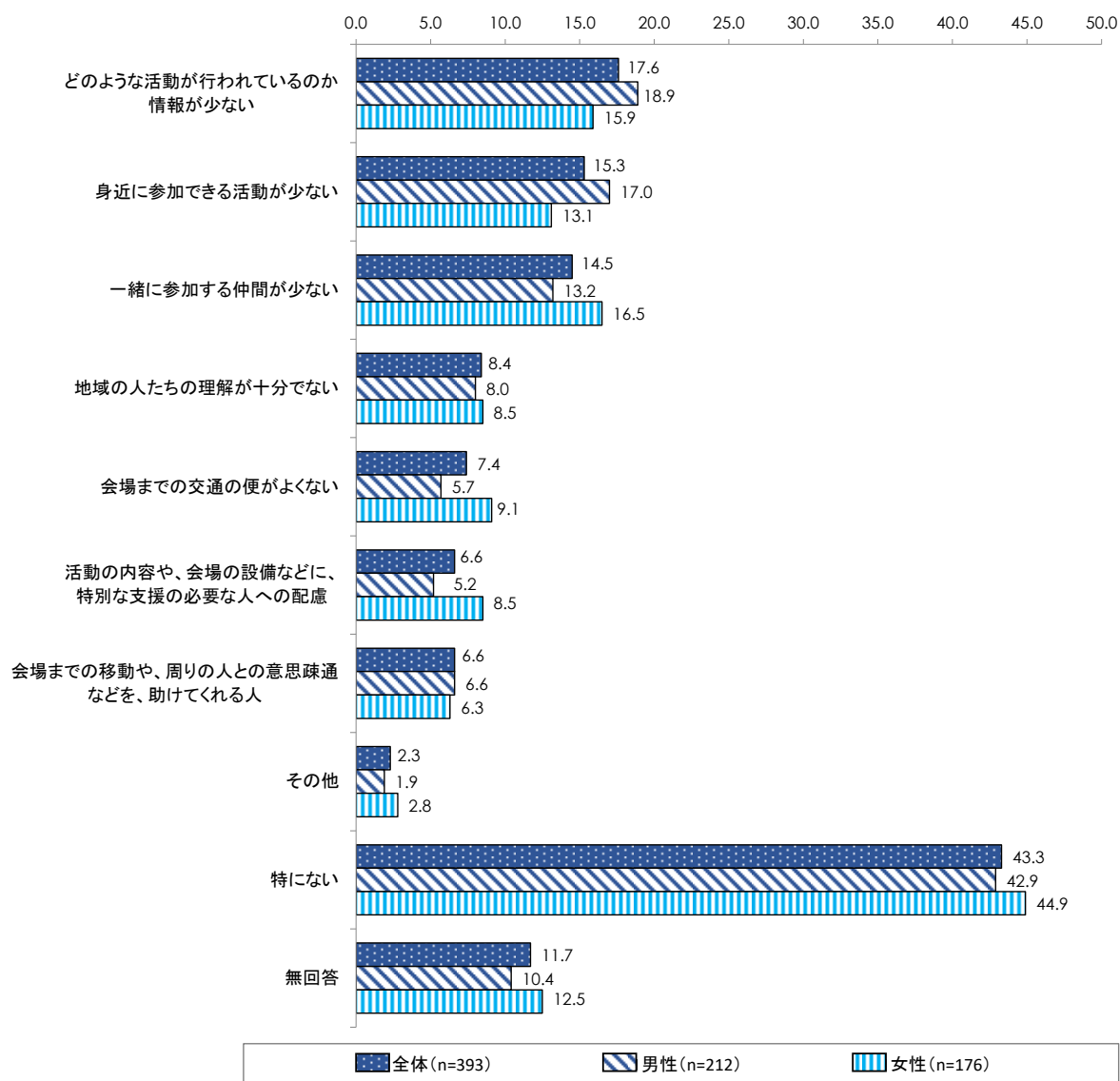
【どのような地域活動に参加しているか】



地域での活動に参加するための課題をみると、「どのような活動が行われているのか情報が少ない」の割合が 17.6%と最も高く、次いで「身近に参加できる活動が少ない」(15.3%)、「一緒に参加する仲間が少ない」(14.5%)と続いています。

地域活動そのものを充実させることも必要ですが、それ以上に活動についての情報提供を充実させる必要があると考えられます。

【地域での活動に参加するために、改善が必要な課題について】

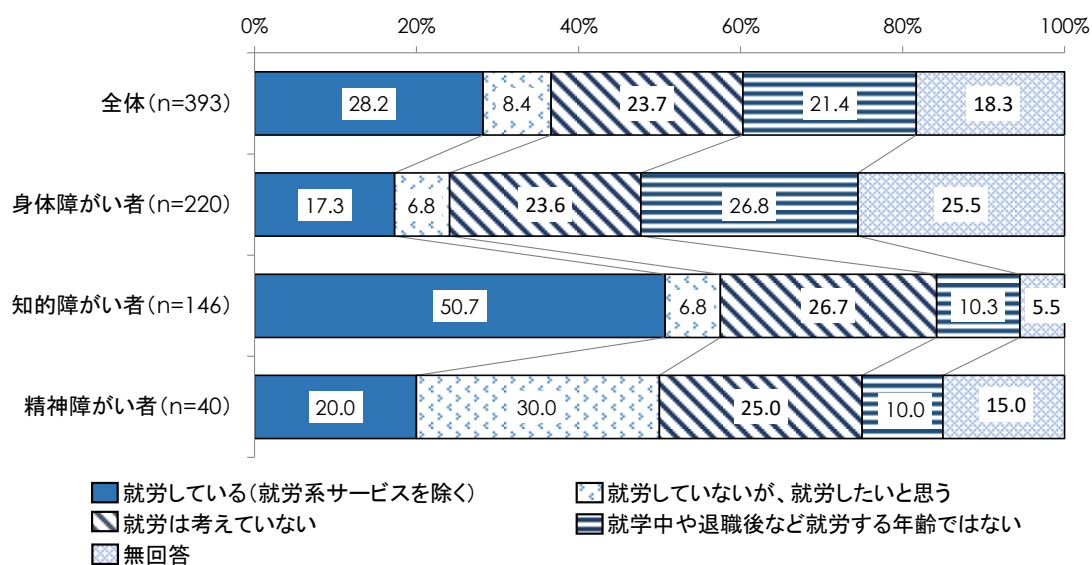


③雇用・就労環境の整備について

就労状況については、「就労している」(28.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「就労は考えていない」(23.7%)、「就学中や退職後など就労する年齢ではない」(21.4%)と続いています。「就労していないが、就労したいと思う」の割合は8.4%となっています。

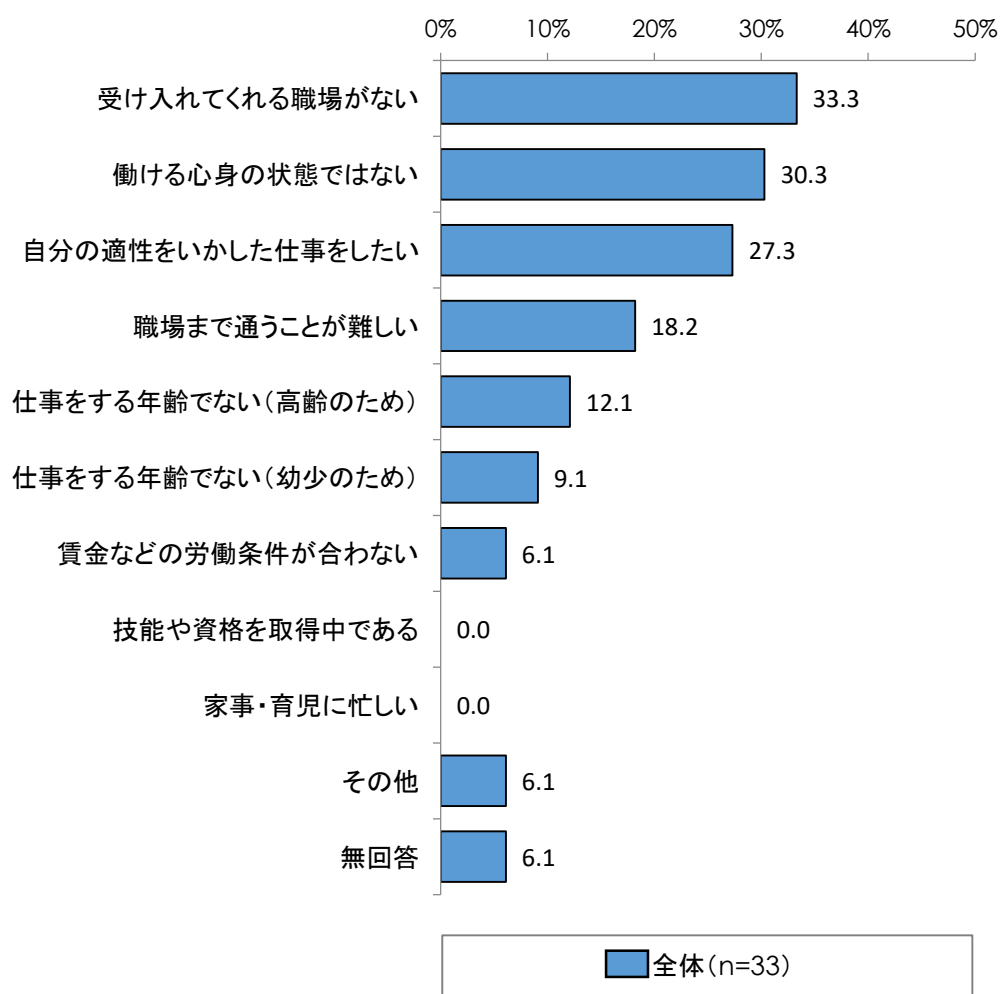
障がい種別にみると、知的障がいのある方は「就労している」が半数以上となっていますが、身体障がいのある方、精神障がいのある方では、2割程度となっています。また、精神障がいのある方では、3割の方が「就労していないが、就労したいと思う」と回答しています。

【就労の状況について】



就労希望があるが現在就労をしていない理由については、「働ける心身の状態ではない」(30.3%)という回答も一定数ありますが、「受け入れてくれる職場がない」(33.3%)、「自分の適性をいかした仕事をしたい」(27.3%)と回答した割合も高くなっており、企業・雇用主への啓発活動や、個々の能力や適性を活かすための相談支援を充実する必要があると考えられます。

【(就労していないが就労を希望している方に) 現在仕事をしていない理由は何ですか】

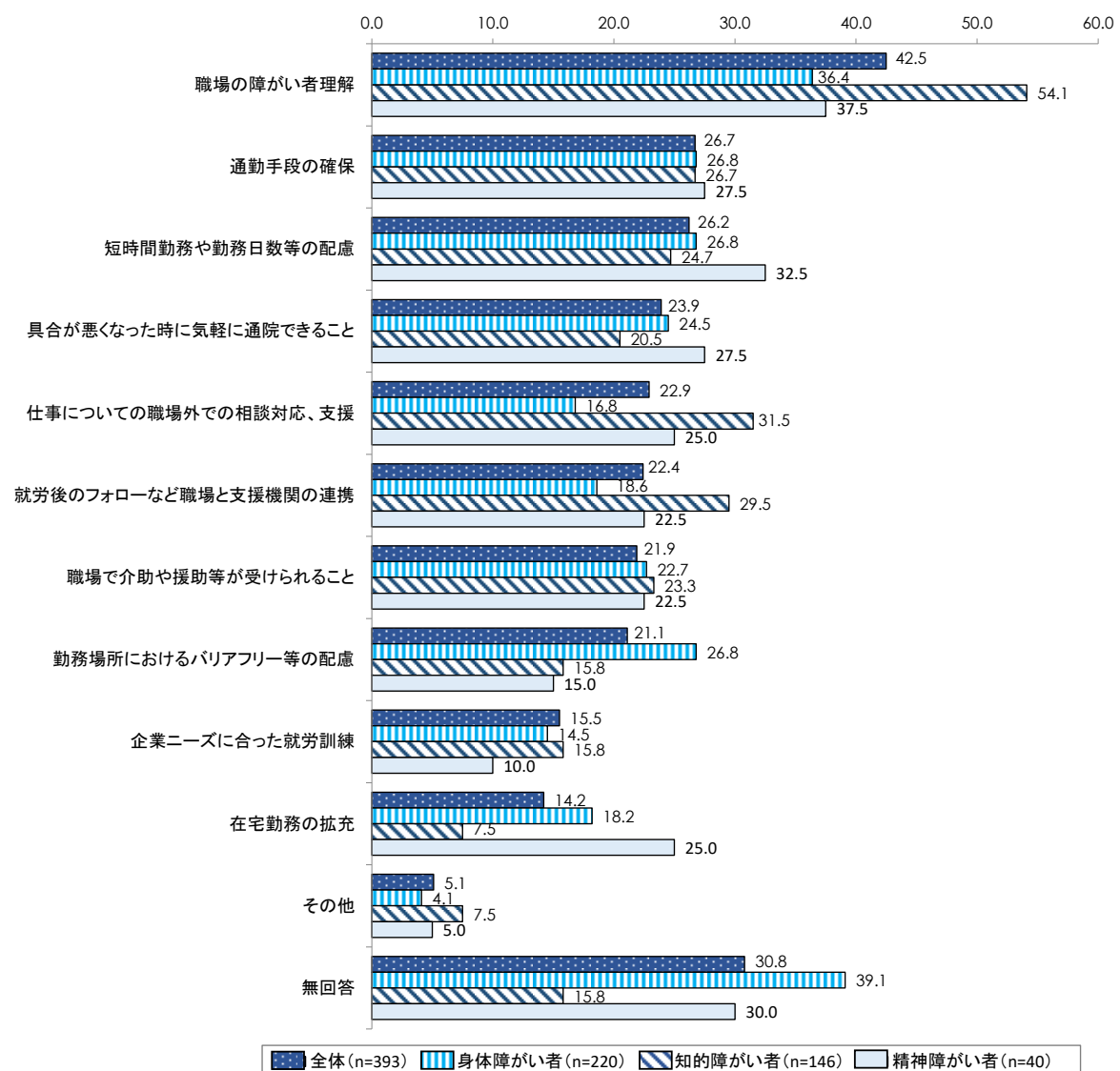


就労支援として必要だと思うものについては、「職場の障がい者理解」(42.5%)の割合が最も高く、次いで「通勤手段の確保」(26.7%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(26.2%)と続いています。

障がい種別にみると、知的障がいのある方では特に「職場の障がい者理解」(54.1%)の割合が高く半数以上を占めています。身体障がいのある方では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」(26.8%)が、精神障がいのある方では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(32.5%)、「在宅勤務の拡充」(25.0%)などの勤務形態に関する回答の割合が高くなっています。

障がいの特性によって就労支援のニーズも異なることから、障がいの特性に配慮した支援が必要と考えられます。

【障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか】

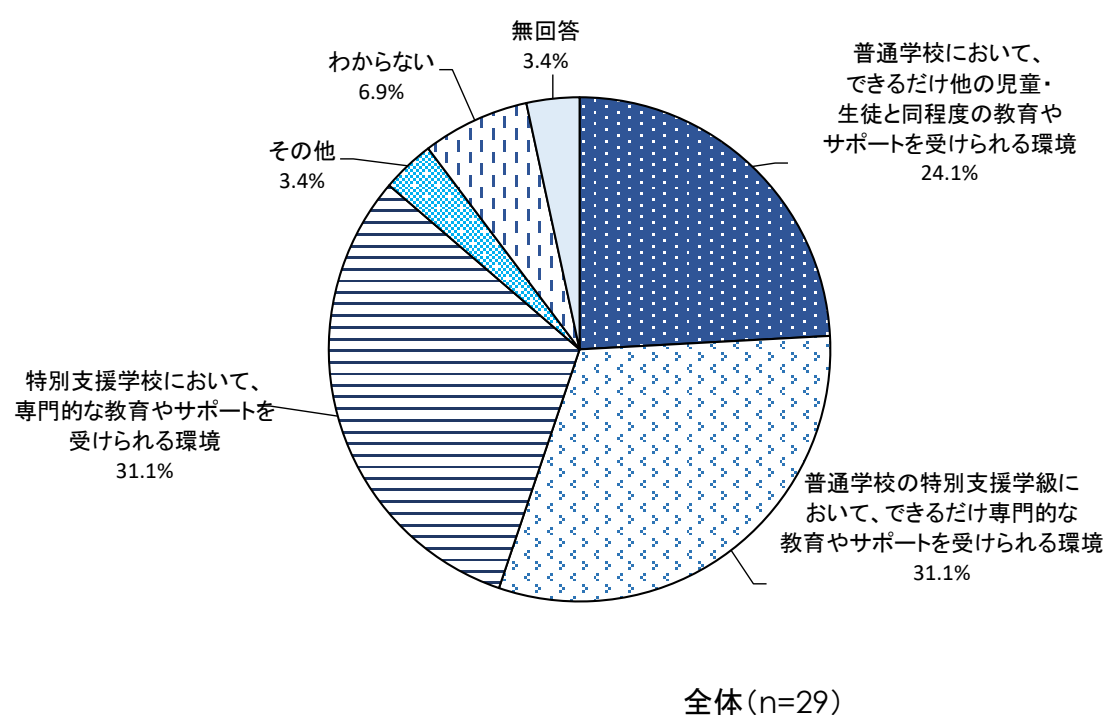


④支援が必要な子供に対する福祉と教育について

障がいのある児童・生徒の就学環境として望ましいものについては、「普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」の2項目が31.1%と最も高く、次いで「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境」(24.1%)と続いていますが、いずれも同程度の割合となっています。

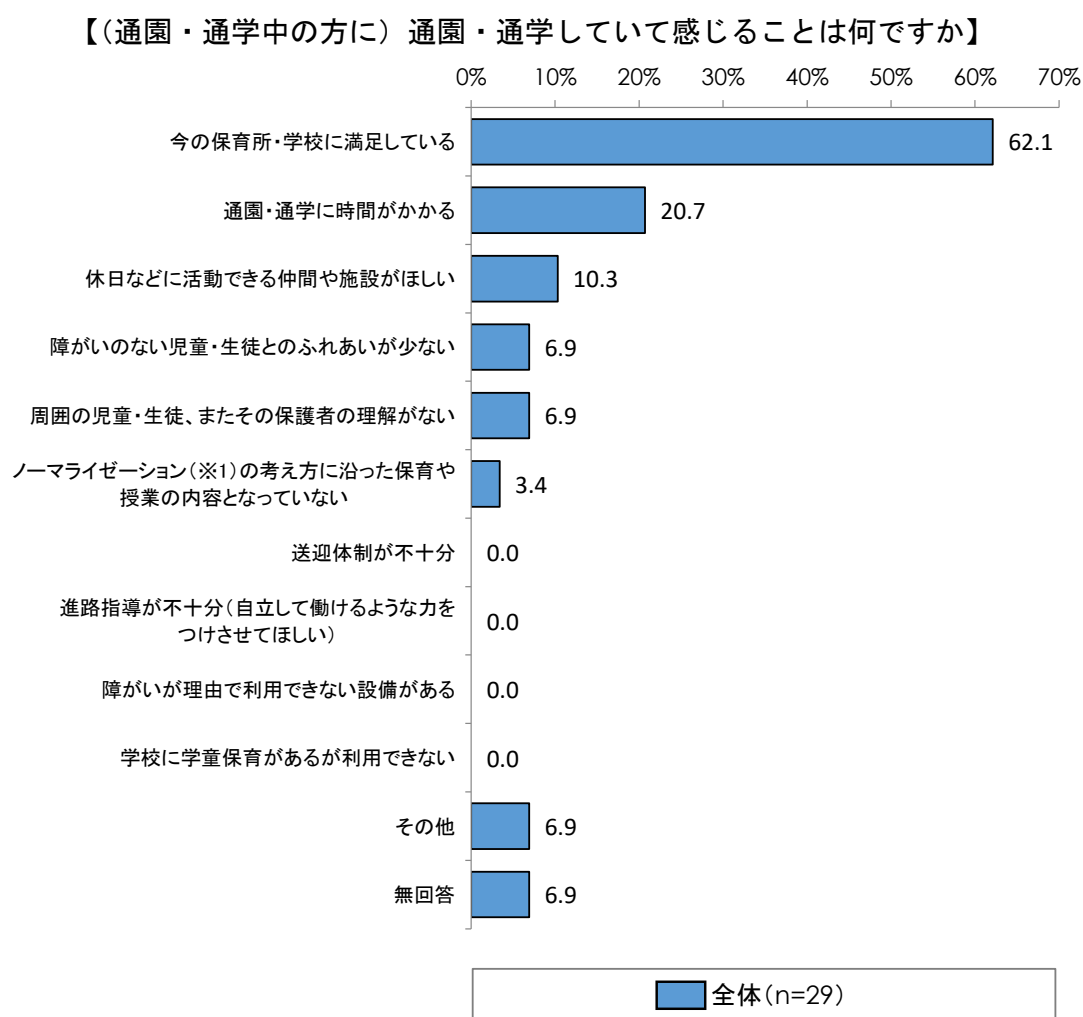
特別支援学級、特別支援学校、それぞれにニーズが存在するため、ニーズに合わせた支援を継続していく必要があると考えられます。

【(通園・通学中の方に) 障がいのある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うもの】



通園・通学していて感じることは、「今の保育所・学校に満足している」が62.1%と大半を占めており、次いで「通園・通学に時間がかかる」(20.7%)、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」(10.3%)と続いています。

満足しているという回答の割合が高いという点において、現在の取り組みはある程度評価できますが、現在の取り組みを継続するとともに、通園・通学の利便性向上や休日の活動についても充実していく必要があると考えられます。

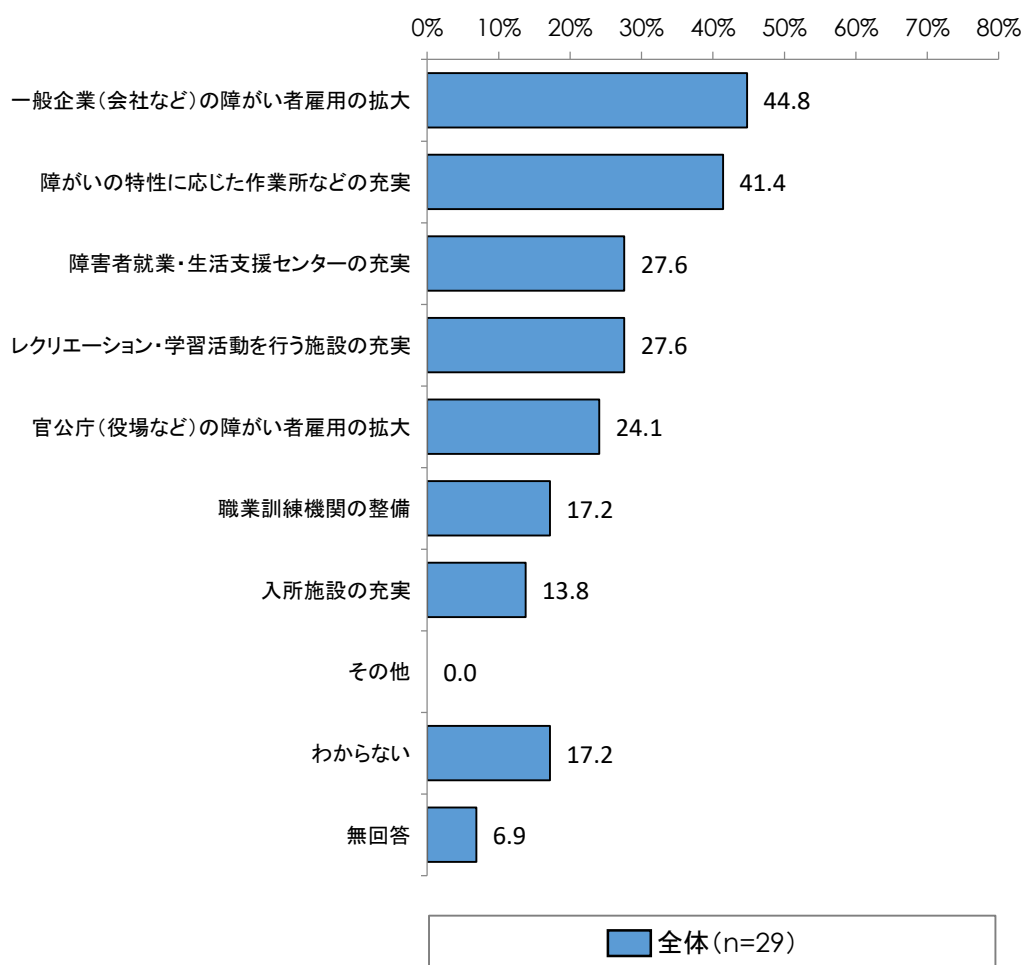


※1：ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。

学校教育修了後に希望する福祉施策については、「一般企業（会社など）の障がい者雇用の拡大」が 44.8%と最も高くなっており、次いで「障がいの特性に応じた作業所などの充実」（41.4%）、同率で「障害者就業・生活支援センターの充実」、「レクリエーション・学習活動を行う施設の充実」（27.6%）と続いています。

教育から雇用・就労にスムーズに移行できる体制づくりが必要だと考えられます。

【(通園・通学中の方に) 学校教育終了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか】

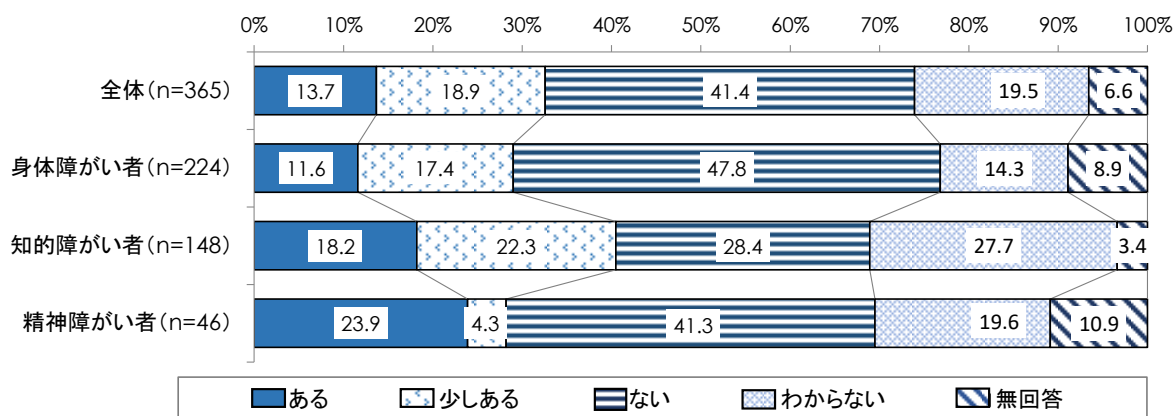


⑤障がいのある人の権利擁護について

差別等を受けた経験の有無については、「ない」が 41.4%と最も高くなっていますが、「少しある」(18.9%)、「ある」(13.7%) を合わせた『経験あり』の割合は 32.6%となっています。

障がい種別にみると、「ある」「少しある」を合わせた割合が最も高いのは知的障がい者で 40.5%、次いで身体障がい者 (29.0%)、精神障がい者 (28.2%) となっています。

【障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか】

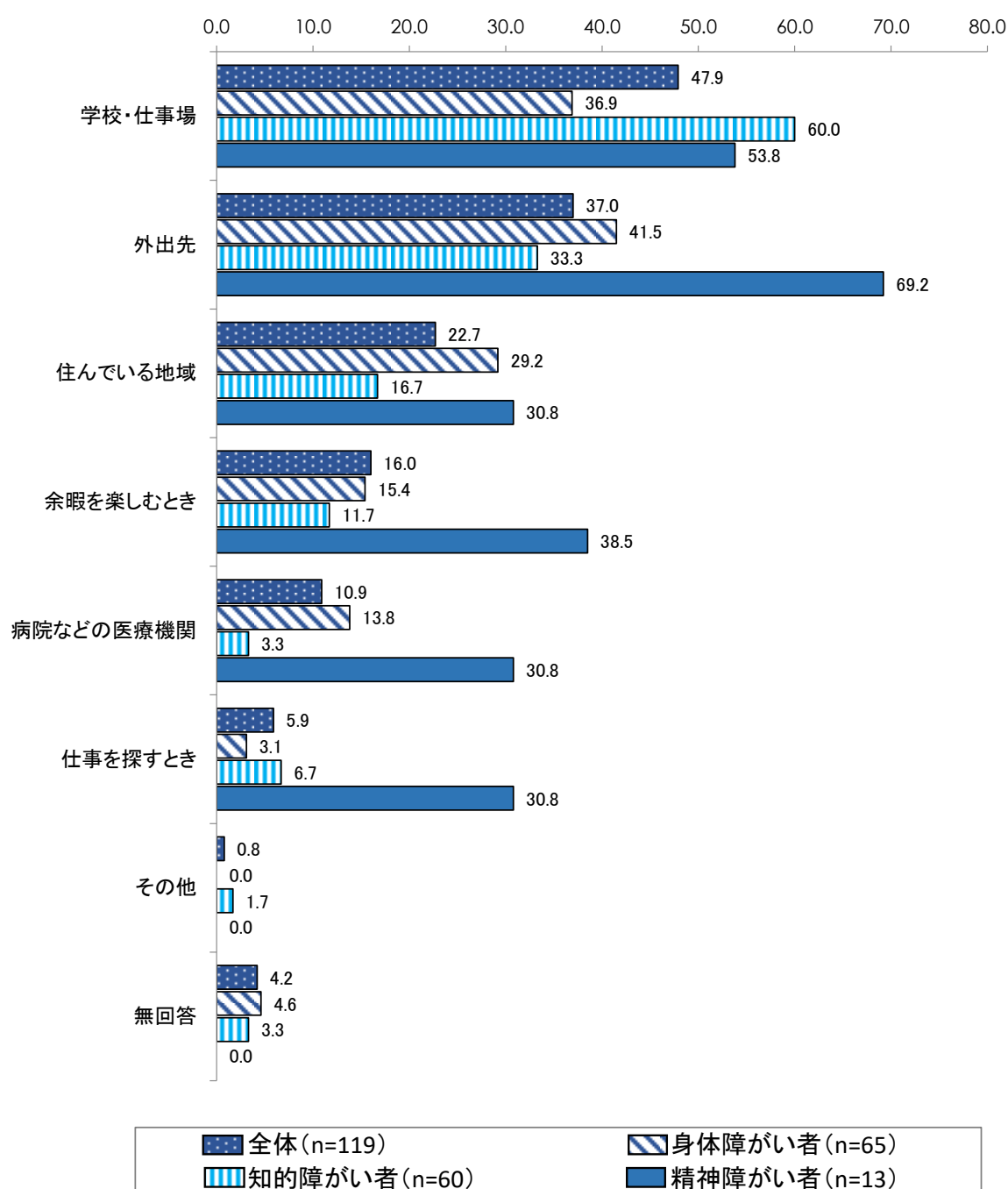


差別等を受けた場所をみると、「学校・仕事場」が 47.9%と最も高く、次いで「外出先」(37.0%)、「住んでいる地域」(22.7%)と続いています。

障がい種別にみると、「学校・仕事場」では知的障がい者の割合が高く、その他の項目では精神障がい者が他の障がいの割合を上回っています。

障がいの種別に関係なく、学校教育での啓発や、企業に対する職場での啓発活動の促進等が必要であると考えられます。また、他の障がいに比べ、特に精神障がいへの理解が深まっていないことが考えられ、精神障がいのある方への理解を深める活動や支援が必要であると考えられます。

【(差別や嫌な思いをしたことがある方に) どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】

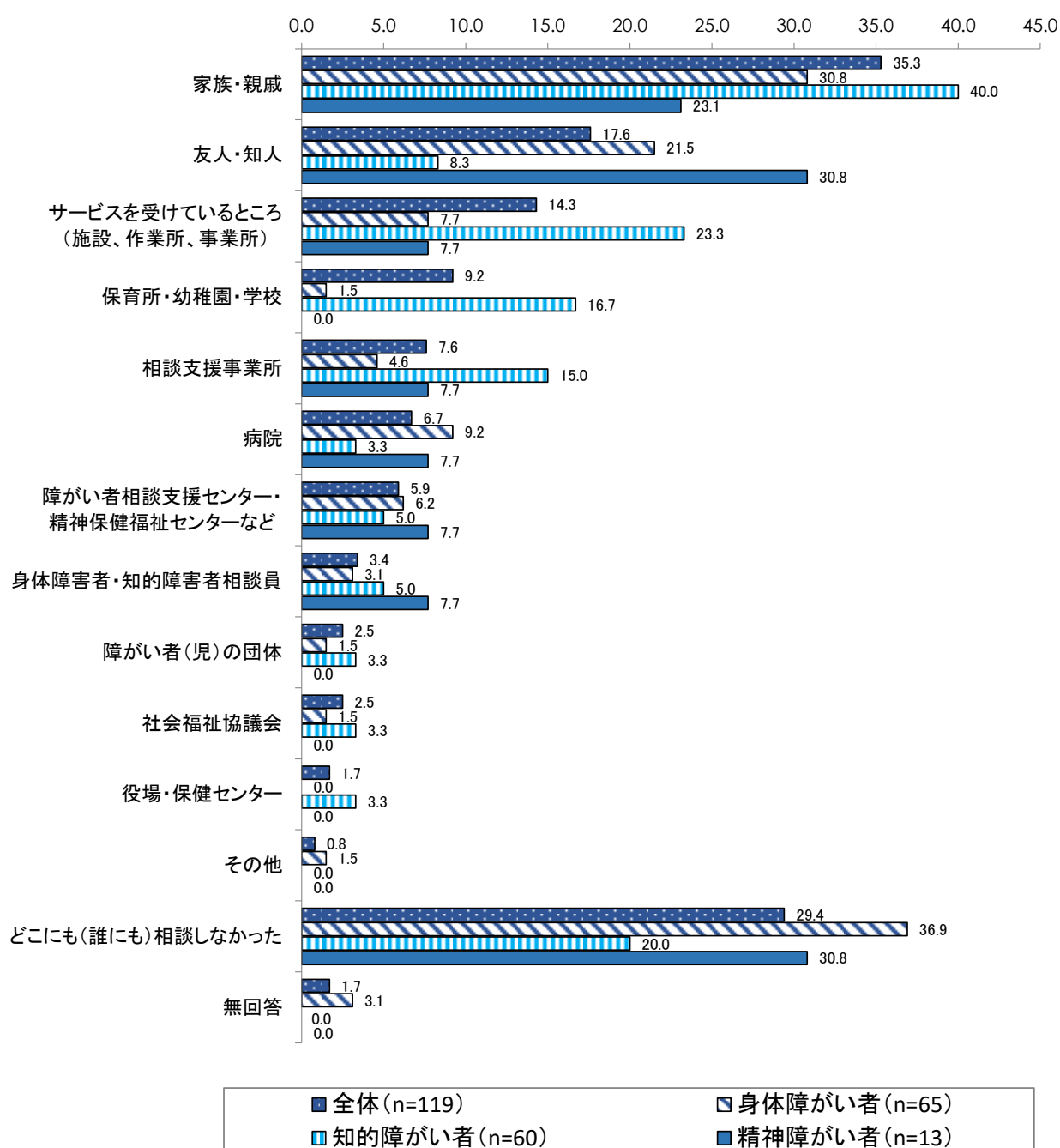


差別等を受けた際の相談先については、「家族・親戚」が35.3%と最も高く、次いで「友人・知人」(17.6%)、「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」(14.3%)と続いています。一方で、「どこにも(誰にも)相談しなかった」と回答した割合は29.4%と約3割にのぼっています。

障がい種別にみると、身体障がい、精神障がいのある方で特に「どこにも(誰にも)相談しなかった」の割合が高い傾向にあります。

相談しなかったという回答が多くなっていること、相談支援事業所の割合が低くなっていることから、相談支援事業を周知するとともに相談支援体制を強化する必要があると考えられます。

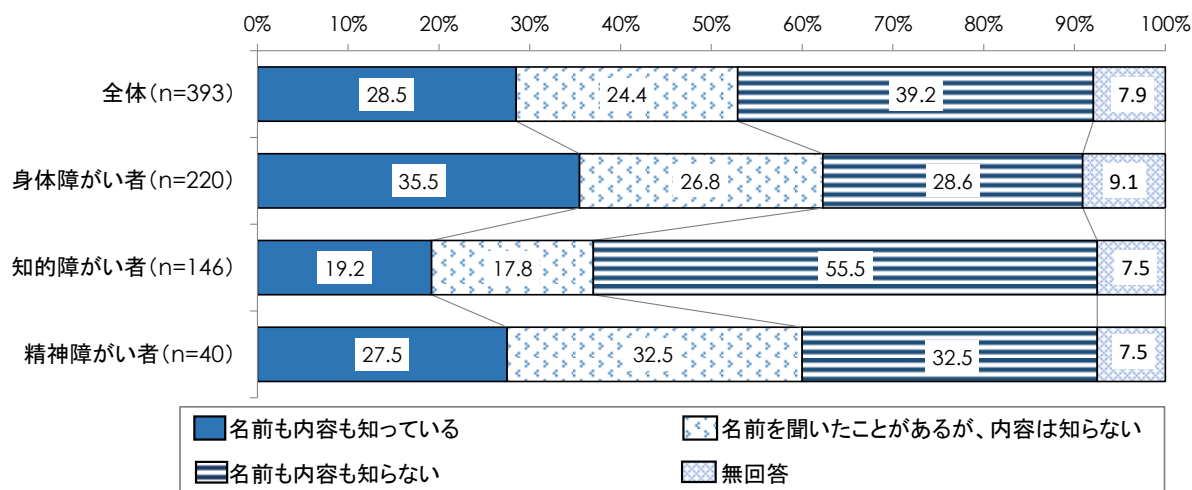
【(差別や嫌な思いをしたことがある方に) その際にどこかに相談しましたか】



成年後見制度の認知状況については、「名前も内容も知らない」の割合が 39.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」(28.5%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(24.4%) となっています。

障がい種別にみると、「名前も内容も知っている」の割合が最も高いのは身体障がい者で 35.5%、次いで精神障がい者 (27.5%)、知的障がい者 (19.2%) となっていますが、いずれも低い割合となっています。

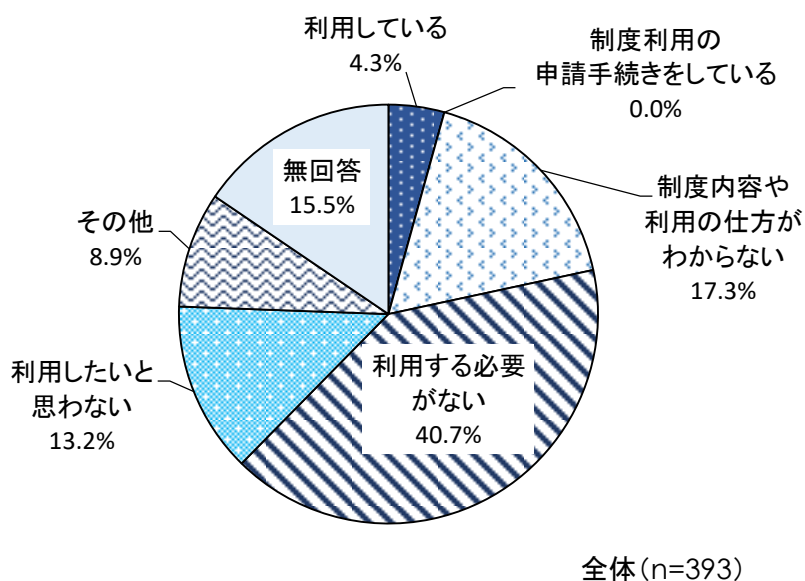
【成年後見制度についてご存じですか】



成年後見制度の利用状況については、「利用する必要がない」が 40.7%と最も多く、次いで「制度内容や利用の仕方がわからない」(17.3%)、「利用したいと思わない」(13.2%) となっており、「利用している」は 4.3%にとどまっています。

認知度も利用率も低くなっていることから、制度についてより周知していく必要があると考えられます。

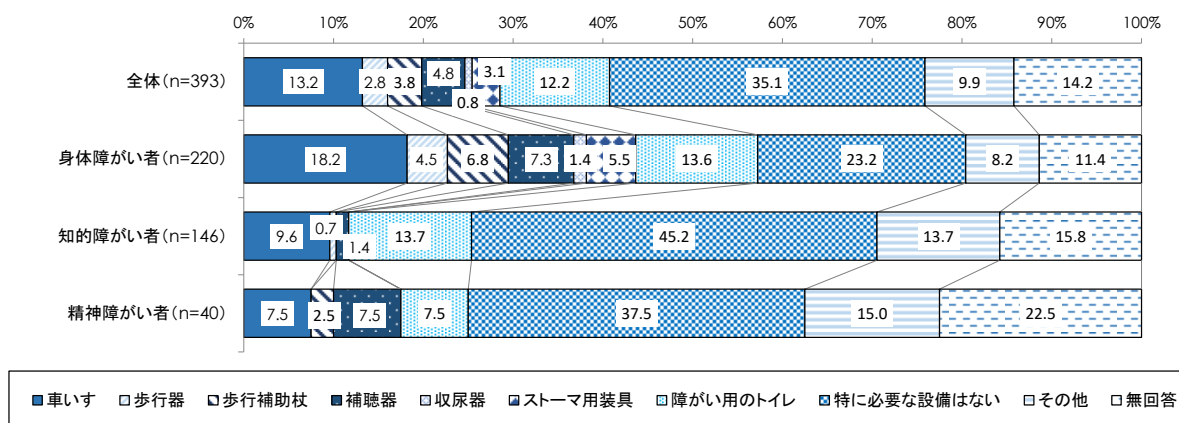
【成年後見制度を利用していますか】



⑥防災対策について

避難所に必要な設備については、「特に必要な整備はない」が35.1%と最も高くなっていますが、次いで「車いす」(13.2%)、「障がい用のトイレ」(12.2%)と続いています。

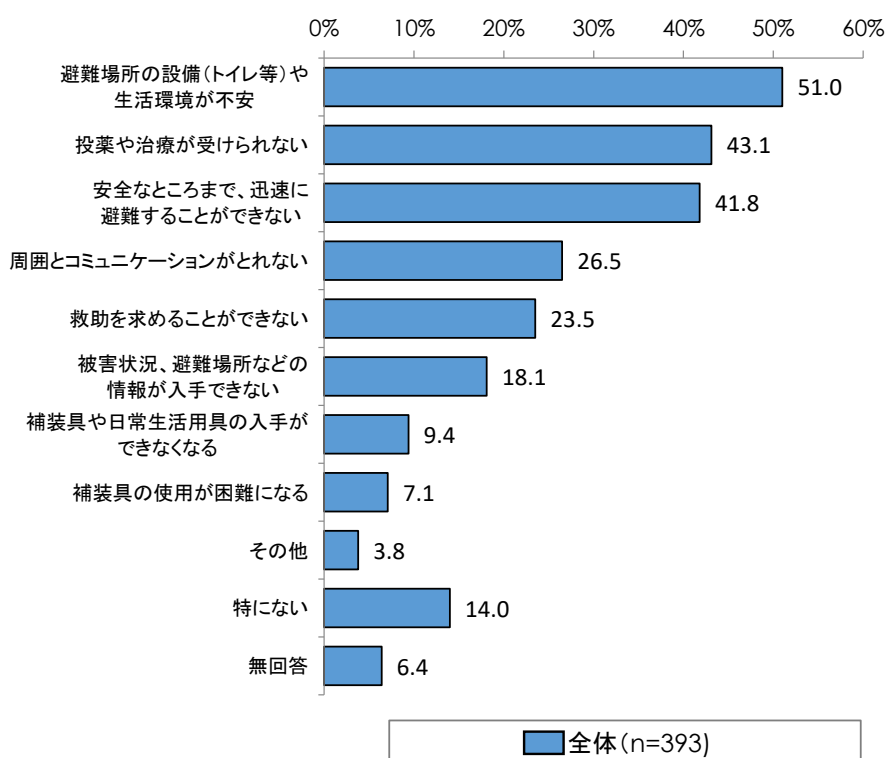
【地域の避難所で生活を送るうえで、あなたが必要な設備は何ですか】



災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が51.0%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」(43.1%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(41.8%)と続いています。

避難所の設備を充実させることも重要となりますが、並行して避難についての情報提供等を充実させ、避難についての不安を解消する必要があると考えられます。

【火事や地震等の災害時に困ることは何ですか】



第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

第1次計画では、障がい者が地域でともに暮らし、ともに生きる社会である「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために円滑な生活ができない人が人間らしく生きる権利を回復する「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活できる社会をめざし、誰にとってもバリアのない社会をめざしていくユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本としてきました。また、第2次計画においても、その普遍的な考えを踏襲し、「自立」と「共生」をキーワードに、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

本計画においても、これまでの理念を継承し、「自立」と「共生」をキーワードにすべての人がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進します。

「自立」

障がいのある人が身近な地域で安心していきいきと生活し、自らの希望や生きがいを持って暮らしていけるよう、一人ひとりの自立生活の実現をめざします。また、施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域移行に必要なサービスを提供し、自立生活の実現を目指します。

「共生」

障がいのある人の権利擁護を推進するとともに、あらゆるバリアを取り除き、障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーションの理念をさらに浸透させ、共生社会の実現をめざします。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されことなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

2 施策の方向

（１）心のバリアフリーの推進

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。障がいがある人もない人も互いに尊重し、偏見や差別のないまちづくりを推進します。

（２）障がい児支援の充実

保護者をはじめ、教育・保健・医療・福祉の関係者が情報を共有し、乳幼児期からの「途切れない支援」が必要となっています。障がいの早期発見・早期療育、障がい特性に応じた特別支援教育や適切な各種サービスの提供などの充実を図ります。

（３）雇用・就労支援の充実

就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を充実するため、関連機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制を構築していきます。

（４）情報提供・相談支援の充実

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、町民の誰もが情報通信の利便性を享受できるユニバーサルデザインに配慮した情報提供に努めます。

（５）保健・医療体制の整備

障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化も予想される中で、すべての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、医療機関、リハビリテーション機関等の関係機関と連携を密にしながら、保健・医療体制の充実に努めます。

（６）福祉の充実

サービス選択の前提となる相談支援をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、福祉サービスをさらに充実していくとともに、保健・医療・福祉等の連携による、継続的なサービスの提供に努めます。

（７）安全な生活環境の整備

障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指して、バリアフリーの推進、防犯・防災、そして新型コロナウイルス感染症対策を契機に求められている「新しい生活様式」にも配慮した環境整備を進めます。

（８）社会参加の促進

スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生きがいづくりの活動にいつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

3 施策体系

施策の方向	基本施策
1 心のバリアフリーの推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ふれあい・交流活動の推進 (4) 権利擁護・虐待防止の推進 (5) 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)
2 障がい児支援の充実	(1) 早期療育・就学前保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実
3 雇用・就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
4 情報提供・意思疎通支援の充実	(1) 障がい特性に配慮した情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実
5 保健・医療体制の整備	(1) 疾病の予防・早期発見対策の推進 (2) 早期療育体制の整備 (3) 医療・リハビリテーションの充実 (4) 精神保健対策の推進
6 福祉の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 地域生活支援事業の充実 (4) 経済的支援の充実 (5) 地域移行・定着の支援
7 安全な生活環境の整備	(1) 住宅・生活環境の整備 (2) 交通・移動対策の推進 (3) 防災対策の推進 (4) 防犯対策の推進
8 社会参加の促進	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 生涯学習・社会活動への参画促進

第4章 施策の展開

1 心のバリアフリーの推進

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいのある人もない人も、すべての方が住み慣れた地域社会でいきいきと生活するためには、エレベーターの整備などのハード面、点字や音声、手話による情報提供等の情報面でのバリアフリーに加えて、町民一人ひとりの理解を深め、心のバリアフリーが必要です。

広報紙等による啓発、関係機関との連携等により障がいに対する理解の促進を図ります。

施策項目	内容
広報紙等による啓発	町広報紙「広報まつしげ」、社協広報「ひかり」、障がい者団体や施設が作成する会報、町ホームページ等の活用を図ります。 加えて、国や県及び関係機関などが作成した啓発パンフレット等についても有効活用を図り、正しい理解の促進に努めます。
発達障がい等に対する理解の促進	自閉症などの発達障がいやADHD（注意欠陥・多動性障がい）、LD（学習障がい）など、その外観からは障がい理解されないが支援の充実が求められている発達障がいについて必要な知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
精神障がいに対する理解の促進	発達障がい等と同じく、外観からは障がい理解されにくい、統合失調症や依存症等の精神障がいについても、必要な知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
関係機関・組織との連携	相談支援事業所や板野郡自立支援協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。

(2) 福祉教育の推進

障がいのある人に対する心のバリアを取り除き、正しい理解や認識を深めていくためには、社会活動や各種行事などの地域ぐるみの取り組みの際に障がいのある人となない人がふれあう場を多く設け、相互理解を深めていくことが大切です。

本町の小・中学校においては、施設と交流するなど積極的に障がい者福祉を学んでいます。今後も学校での福祉教育を推進するとともに、地域や家庭においても、人権や障がい者問題などに関する講座や講習会などの機会の活用を促進し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるように努めます。

施策項目	内容
交流教育の推進	町内の障がい者福祉施設への訪問活動、収穫祭での交流活動など、生きた福祉教育・ボランティア教育を行うとともに、各学校で特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する交流機会の充実を図ります。
教職員等の福祉研修の充実	教職員の福祉教育指導力を高め、教育内容を充実するために、教職員研修の中に福祉教育、特別支援教育、ボランティア教育などを組み込むとともに、町内の教職員が研修を受けることができる機会を設けます。 また、町職員に対する研修機会を確保し、インクルーシブ（障がいのある・なしにかかわらず、ともに学ぶ機会を保障すること）の理念や合理的配慮への取り組みなど、障がいや障がいのある人に対する理解を深めます。
福祉教育の機会の充実	企業職域人権問題研修会などを活用して障がいのある人の人権問題についての理解を深める機会を継続して確保する他、障がいそのものについての理解も深めるため、福祉大会をはじめとする講演会や県内の勉強会等についての情報提供を行います。

（３）ふれあい・交流活動の推進

障がいのある人もない人も、すべての人が、さまざまな分野においてともに助け合い、協力していけるまちづくりのためには、地域とのかかわりを持ち、地域の一員として地域住民と障がいのある人の双方が互いの存在を認め合い、個人個人のその人らしさを尊重するという考え方を共有することが重要になります。

交流やイベントを通じて啓発活動を行うことで、障がいや障がいのある人に対する理解のさらなる促進を図るとともに、一人ひとりの小さなアクション（ちょボラ）の推進に努めるなど、誰もが自然に誰かの役に立てるような地域性を育んでいきます。

施策項目	内容
交流活動の推進	町の文化祭において、障がい者施設からの出展を継続するとともに、その他の各種行事においても、障がいのある人同士、障がいのある人となない人との交流を深めるため、様々な人が参加できる体制づくりに努めます。
福祉施設等イベントへの参加促進	新型コロナウイルス対策に配慮したうえで、各施設のスポーツ交流試合などへの町民の参加を呼びかけ、お互いが理解を深め、ともに楽しむ機会の充実を図ります。
各種スポーツ大会等への参加促進	町のスポーツクラブ団体、指定管理者や県等が実施する障がい者スポーツ大会などの情報を広報において情報提供するとともに、積極的な参加を促進し、町、県、全国の障がい者・支援者等とのスポーツによる交流を促進します。
ボランティア活動の活性化	ボランティアセンターを各ボランティア団体の交流や情報交換の場とするとともに、ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を強化し、ボランティア活動の活性化を促進します。 また、ボランティアコーディネート窓口機能の強化やボランティアリーダーの育成に努めます。

（４）権利擁護・虐待防止の推進

障がいのある人が生活のさまざまな場面で、人権や権利利益を侵害されることなく、安心して日常生活を送れるよう、関係機関とのネットワークにより、権利擁護や差別解消、虐待防止に努めます。

また、成年後見制度による支援を必要とする知的障がい者、精神障がい者等に対し、広報紙やホームページ等の情報提供により、その利用の促進に努めます。

施策項目	内容
権利擁護の推進	意思表示の困難な障がいのある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。
障害者差別解消法の普及啓発	広報活動を通じて、障害者差別解消法の考え方や合理的配慮などについて、町民に普及啓発を行い、障がいのある方に対する差別解消に努めます。
虐待の防止及び早期発見の推進	関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。障がい者の虐待については、虐待防止センターを委託設置し、24時間受付対応しております。
障がいのある人への虐待防止	障がいのある人への虐待を防止するため、町の窓口での相談・通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人や事業所が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り活動等との連携のもと虐待防止ネットワークの構築に努めます。

（５）成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

平成２９年に定められた、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、本町においても「第３次松茂町障がい者計画」の策定にあわせて「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」と連携し、成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

成年後見制度は、知的障がい・精神障がいのある人や、認知症患者等、契約等の法律行為を行うための判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するため、成年後見人等の援助者が支援する制度です。

認知症高齢者数の増加とも相まって、全国における成年後見制度の利用者数は年々増加しており、徳島家庭裁判所管内においても、成年後見制度申立件数、市町村申立件数が増加傾向にあります。

制度を本当に必要とする方が制度を知り、利用できるよう、制度の周知及び体制の整備が課題となっているため、下記の施策を実施します。

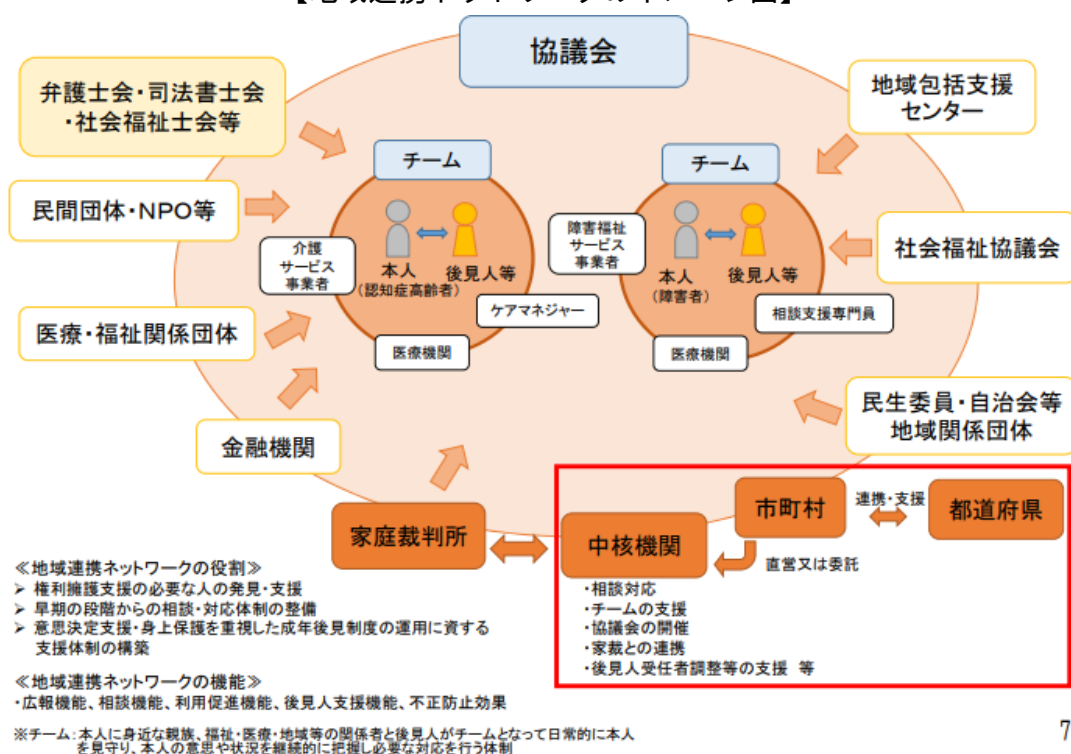
施策項目	内容
権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築	どの地域に住んでいても成年後見制度が利用できるよう、地域や行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、成年後見制度を必要とする方を利用につなげるための体制づくりを行います。 そこで、本人や本人の身近な親族等、医療・介護・福祉、地域の関係者と後見人等によるチーム※^１と、チームを支援する協議会※^２や中核機関※^３、その他の成年後見制度に関連する事業者等の専門性を持った者による、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築します。
中核機関の設置	地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。本町では、令和４年度末までに中核機関の設置を目指します。また、司法関係者や医療福祉関係者、有識者等、また家庭裁判所にもオブザーバーとして設置に向けた協議の場に参加いただき、中核機関設置に向け準備を進めます。

- ※1 チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。
- ※2 協議会・・・後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体のことで、中核機関が事務局機能を担います。
- ※3 中核機関・・・専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関です。

【地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能】

①広報機能
②相談機能
③成年後見制度利用促進機能
(a) 受任者調整（マッチング）等の支援
(b) 担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④後見人支援機能
⑤不正防止効果

【地域連携ネットワークのイメージ図】



7

(出典) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(平成 29 年 3 月 24 日府成担第 5 号内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知)

2 障がい児支援の充実

(1) 早期療育・就学前保育・教育の充実

障がいのある子どもやその家族にとって、早期の適切な療育が重要です。必要な時に適切な療育が受けられるように、地域の療育体制を整備し、就学前から学校教育と連携するなど、保健・医療・福祉・教育が一体となって、地域ぐるみでサポートする体制を整備します。

また、障がいのある子ども一人ひとりの実態に応じた適切な就学前保育・教育の充実に努めます。

施策項目	内容
乳幼児発達相談事業の充実	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児、育児に不安を持つ親などの相談に応じられるよう、相談・助言・指導体制の充実を図ります。
障がい児保育・乳幼児教育の充実	保育所・幼稚園への入所・入園を希望する場合は、必要な環境等を整え、受入れを実施します。また、研修への積極的な参加を促進し、保育士・幼稚園教諭の障がい児保育・教育技能の向上を図ります。
保育・教育環境の整備	障がい児保育・教育を推進するため、施設・設備の改善など、保育所・幼稚園の環境整備に努めます。
専門療育機関との連携	保育所に通所している障がいのある子どものうち、専門的医療・療育などが必要な子どもについては、福祉課、住民課、保健相談センター、医療機関、保健所、児童相談所など、関係機関との連携を密にし、障がいの実態に応じた、継続的な療育を行います。

(2) 学校教育の充実

特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上等の研修の充実と望ましい教育環境の整備、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障がい者権利条約の批准に向けた取り組みの中で、教育分野においてはインクルーシブ教育(障がいの有無にかかわらず共に教育を受ける)が求められています。

障がいのある子どもに対して、一人ひとりの障がいに応じた適切な教育を行うとともに、保護者に対しては就学に関する相談支援の充実に努めます。また、就学前から卒業後までを切れ目ない支援を行うため、関係機関と連携して就学相談から修了後を見据えた指導まで、幅広い支援に努めます。

施策項目	内容
教育相談・指導体制の充実	教育支援委員会における情報交換などの連携強化、専門家の助言に基づいた適切な支援により、本人・保護者の希望、障がいの実態などを十分に考慮した教育相談・指導を実施します。
特別支援学級の充実	障がいのある児童・生徒が、できるかぎり地域の小・中学校に通学できるよう指導体制の充実を図ります。 また、町でも特別支援指導員の配置を行います。
学校教育と保育・幼児教育・療育の一貫性を確保	学校教育と保育・幼児教育・療育の一貫性を確保するために、特別支援地域連携協議会を開催し、保育所、幼稚園、学校間の情報共有・交流に努めます。 また、保健・医療・福祉・教育等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう、保護者に「サポートファイル〜かがやき〜」を配付し、その活用に努めます。
特別支援教育の支援体制の充実	特別支援指導員の研修や教育支援調査員への専門家の任命など、今後子どもたちにとって、適切な学びの場を提供するため積極的に取り組みます。

施策項目	内容
教育施設・設備の改善	特別支援教育を推進するため、施設・設備の改善など、学校の環境整備に努めます。
スクールカウンセラー等の充実	児童・生徒、保護者等の教育、教育環境、進路などの悩みに専門的に応じるスクールカウンセラーや心の教室相談員、親と子の相談員の充実を図ります。
家庭・学校・特別支援学校・地域など連携の強化	障がいのある児童・生徒が可能なかぎり地域で自立して生きていくために、家庭・学校（特別支援学級）・特別支援学校などが連携し、地域での交流機会の整備を図ります。
放課後児童クラブの充実	授業終了後の家庭において保育を受けられない小学校1～6年生の児童に対して、適切な保育や育成を図るための放課後児童クラブの保育体制の充実に努めます。
義務教育修了後も見据えた指導	障がいのある児童・生徒の希望に沿った進路を確保するため、本人の意向を把握するとともに、能力・適性や障がいの程度に応じた指導・助言を行います。

3 雇用・就労支援の充実

(1) 雇用・就労の促進

社会的に自立し、生きがいを持って人生を送るためには、仕事に就くことが大きな意味を持ちます。

企業の経営者や従業員をはじめ、障がい者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図り、個々の障がい特性や適性にあった仕事に就けるよう支援します。

施策項目	内容
職場での障がいのある人に対する理解の啓発	障がいのある人が、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、企業・雇用主へ障がいのある人への理解の啓発に努めます。 また、障がいがあっても働きやすい職場環境となるよう、職場施設のバリアフリー化に関する啓発に努めます。
多様な就労の場の確保	一般就労が困難な障がいのある人の働く場を確保するため、就労継続支援事業所などとの情報交換を行い、多様な就労の場の確保を促進します。
役場職員への障がいのある人の雇用推進	障がいのある方が自身の心身の状態等を考慮した働き方を選択できるよう、職域を拡大する等、今後も障がいのある人の役場職員としての雇用を推進します。
公共職業安定所等との連携	公共職業安定所、就業・生活支援センター「わーくわく」、障害者職業センターなどの関係機関との連携を継続・強化し、障がいのある人の職業紹介・相談、事業者への障がいのある人の求職情報の提供、訓練等給付事業等を促進し、障がいのある人の就労を支援します。

(2) 福祉的就労の促進

福祉的就労は、一般就労へ移行するための場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいのある人の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

今後も福祉的就労の場の充実を図るとともに、工賃向上の促進に努めます。

施策項目	内容
就労支援の推進	一人ひとりの能力や意向によって、福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、関係機関と連携し、就労相談や職場実習等を通じた支援を推進します。
福祉施設等の活用	福祉的就労の場及び障がいのある人の雇用機会の拡大が図れるよう、障害者優先調達推進法に基づき、町が物品を購入する場合等について、福祉施設等からの物品購入を継続します。

4 情報提供・意思疎通支援の充実

（１）障がい特性に配慮した情報提供の充実

情報アクセシビリティ（※障がいの有無に関わらず、すべての人が円滑に情報を入手、利用できること）の確保、及び向上のため、声の広報紙の発行、点字パソコン・ファックス等の日常生活用具の給付を充実するとともに、点訳・手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣を行うなど、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供に努め、誰もが情報を入手できる体制を整備します。

また、サービス提供事業所等と連携を行い、広報紙以外の方法も含めた多様な情報提供の充実に努めます。

施策項目	内容
広報・情報提供の充実	視覚障がい者への「声の広報紙」など音声による情報提供や聴覚障がい者へのファックス等による情報提供とともに、インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。
サービス提供事業所等を通じた情報提供	サービスを受けている場所で情報を得る機会が多いという現状を踏まえ、各サービス提供事業所等と連携し、サービスや支援に関する情報提供の充実に図ります。
広報紙等のユニバーサルデザイン化の推進	障がい者や高齢者等をはじめ、すべての人が利用しやすい広報紙やホームページとなるよう、広報媒体のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、特定の色が認知しづらい人のため、カラーユニバーサルデザインにも配慮した配色を行います。

（２）意思疎通支援の充実

全ての人が分け隔てられることのない社会の実現に向けては、情報アクセシビリティの向上に加えて、障がいのある人とない人の双方が、互いの考えを把握するための意思疎通支援が必要になります。

障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、コミュニケーション手段の充実や環境の整備、意思疎通支援を担う人材の育成を行います。

施策項目	内容
コミュニケーション手段の充実	地域生活支援事業において手話通訳設置・手話奉仕員養成等を促進するとともに、手話や要約筆記、点訳等のボランティアの養成を充実させ、マンパワーの確保を図ります。 また、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業において、視覚障がいや聴覚障がいのある人への意思疎通支援用具の給付を行います。
コミュニケーション環境の整備・充実	障がいのある人の社会・文化情報の入手を容易にするため、地域生活支援事業において、広域事業として、障がい者を対象としたパソコン講座を実施します。
コミュニケーション手段に要する費用の減免、割引制度の活用促進	新規手帳の取得時等にＮＨＫ受信料の減免制度など各種割引制度の案内を行い活用を促進します。

5 保健・医療体制の整備

(1) 疾病の予防・早期発見対策の推進

疾病の予防と早期発見のためには、保健サービスの充実により乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに対応する一貫した保健サービスを提供するとともに、保健所、医療機関などの関係機関との連携による各種健康診査、相談事業の充実が必要です。

今後も各種健康診査や健康教育を通じて、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見を行うとともに、障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化も予想される中で、すべての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりを推進します。

施策項目	内容
出産・育児知識の普及	令和2年10月から保健相談センター内に子育て世代包括支援センター「すくすくエール」を設置し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、助産師や病院、地域の関係機関と連携を強化しながら、保健師が妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。
乳幼児期における疾病の予防・早期発見	乳幼児の成長・発達に合わせた各種健康診査を充実し、乳幼児期における疾病の予防・早期発見に努めます。 また、発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児については、保健師による訪問指導を充実し、保健所・医療機関など関係機関との連絡・調整に努めます。早期の治療・療育に結びつけるため、発達検査・相談を継続し、支援の充実を図ります。
生活習慣病の予防・早期発見の促進	疾病による障がいの発生が壮年期・高齢期に多くみられるため、生活習慣病重症化による合併症の発症や進行抑制を目指し、個々の病態に応じた健康管理への指導に努めます。 また早期発見による疾病や後遺症の予防に努めます。

（２）早期療育体制の整備

障がいの実態に応じた早期療育を適切に一貫して提供するためには、身近で利用しやすい相談体制の整備、療育の場の確保が必要です。

今後も相談に対する職員の知識・技術の向上、療育相談の充実を図るとともに、相談、訪問指導等から速やかに療育につなげられるよう関係機関との連携を強化し、早期療育体制の充実を図ります。

施策項目	内容
相談機能の充実	発達の遅れや障がいのあることが疑われる子ども、育児に不安を持つ親などへの相談・指導体制を充実し、障がいの理解による不安の解消を図るとともに、家庭療育に関する技術的な相談・指導と、的確な情報提供を行います。 また、障がいの実態に応じた適切な相談・指導と療育サービスの提供ができるよう、医療機関、相談支援事業所、児童相談所など関係機関との連携を強化します。
フォローアップ教室の充実	幼児健康診査の結果、経過観察が必要な幼児を対象にフォローアップ教室を継続して行うとともに、保護者の相談に応じる場としての教室の充実を図ります。
療育体制の充実	保育所や医療機関、保健所、児童相談所など関係機関との連携を強化し、職員の資質向上に向けた情報交換を行う等、障がいのある子どもの把握と一人ひとりの障がいの実態に合った保育や指導体制づくりを進めるなど、療育体制の充実を図ります。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人の身体への負担を少しでも軽減し、可能なかぎり自立を促進するためには、障がいの実態に応じた適切な医療・リハビリテーションが重要です。

今後も医療制度の適正な運用を図りながら、保健相談センター、医療施設の充実に努めるとともに、高齢者福祉や医療機関との連携を強化し、障がいのある人が地域で安心して医療・リハビリテーションが受けられる体制づくりを推進します。

施策項目	内容
医療体制の整備	障がいの実態にあった治療、リハビリテーションなどが適切に受けられるよう、適切な情報提供を行うとともに、保健所、保健相談センター等との連携を強化し、広域的な医療体制、緊急医療体制の充実に努めます。
医療費公費負担制度の継続	重度障がい者の健康管理と患者家族の医療費負担の軽減を図るため、重度心身障がい者等医療費助成制度など医療費の公費負担制度を引き続き実施します。 また、障がい者手帳の取得時、町外から障がいのある方が転入された時等、適切なタイミングで制度の案内を行うよう努めます。
難病患者対策の充実	難病患者に対し、保健所、町、保健相談センター、相談支援事業所等が連携して相談支援体制を充実します。 また、難病患者も障がい福祉サービスの対象となったため、広報紙等を通じて、サービスが必要な人が適切なサービスが受けられるように周知を行うとともに、関係機関と連携した情報共有等、支援に向けてのスキルアップを図ります。
高齢者福祉等と連携した地域包括ケアの推進	医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係者による協議を行い、障がい福祉から高齢者福祉への円滑な移行を含め、各関係機関との連携の強化を図ります。

(4) 精神保健対策の推進

近年、社会環境の複雑化や多様化のためにストレスが増大し、統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患が増加傾向にあります。精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となります。そのため、精神障がいのある人の適切な医療の確保とともに、福祉分野との連携による社会復帰・自立の促進、社会経済活動の促進・支援を充実します。

施策項目	内容
保健所と連携した精神障がいに対する理解の促進	保健所と連携し、精神保健に関する正しい知識の啓発、精神保健相談など、心の健康保持に関する事業の推進に努めます。
精神障がいのある人への保健・医療の充実	保健所との連携を図りながら、医療費の公費負担を継続して実施し、地域での適切な医療の機会の提供に努めます。
精神障がいのある人の社会復帰の促進	保健所、周辺市町の関係機関、相談支援事業所、地域との連携により、社会復帰をめざす精神障がいのある人や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する人に対する健康教育・相談事業の充実、福祉サービスの充実に努めます。
心の健康づくりの推進	精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域における心の健康づくりを支援します。
いじめや不登校などへの対応	いじめや不登校の原因が多様化している中で、家庭も含めた地域全体での情報共有や、アンケート調査による現状把握を推進し、早期に適切な対応を行うよう努めます。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、適応指導教室の指導員の配置を継続し、体制強化に努めます。
薬物・アルコール等の依存症対策の充実	薬物・アルコール依存症に対する正しい認識と理解が深まるよう、各種広報・啓発活動を充実させるとともに、依存症のある人や家族等が早期に相談できる環境を整備し、関係機関と連携しながら依存症の早期発見・早期治療につなげていきます。

6 福祉の充実

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談支援体制を整えることは、地域生活を支援する上でも大変重要となっています。また、抱える問題も多様化しており、総合的かつ専門的な相談支援により、サービス提供まで円滑に繋げることが必要となります。

今後も障がいのある人とその家族等の多様な対象に対応した相談の充実や、相談員の専門性の向上を図るなど、障がいのある人一人ひとりの実態に適切に対応できる相談支援体制の整備を進めます。

施策項目	内容
総合的・専門的な相談支援体制の強化	住民課、長寿社会課、保健相談センター、社会福祉協議会、相談支援事業所、保健所など関係機関の連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供まで一貫した相談支援体制の整備を進めます。 また、様々な分野で相談支援の充実が求められていることから、障がいのある人やその家族への総合的で専門的な相談に応じるため、令和5年度までの設置を検討している地域生活支援拠点を地域における相談支援の中核的組織と位置づけ、体制整備に向けた検討を行います。 さらに、地域で活動する身体障害者相談員・知的障害者相談員制度の周知・活用に努めます。
相談窓口の充実	障がいのある人に関する相談・情報提供からサービスの提供まで、総合的な相談に応じる窓口の充実に努めます。 また今後、相談者の属性・世代・相談内容等に関わらず、包括的に相談に対応する、重層的支援体制の整備に向け関係機関と協議を進めます。

(2) 福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的・質的な充実を図る必要があります。

今後もPDCAサイクルに基づいた見直しを行い、制度の移行等に伴うニーズの変化に対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、障がいの種類や程度に応じた各種サービスの質と量を適切に確保していきます。

施策項目	内容
ケアマネジメントの充実	指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画が利用者の支援につながるため、その質を向上させるための研修・指導に努めます。 また、福祉・保健・医療・教育・就労等が一体となった地域生活支援が実現できるよう、相談支援専門員の人材確保と質の向上を図ります。
訪問系サービスの充実	障がいのある人の居宅での生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービスの提供と基盤整備に努めます。
日中活動系サービスの充実	障がいのある人が日中において自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所の各サービスの提供と基盤整備に努めます。
居住系サービスの充実	日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や夜間において介護が必要な方の生活を支援するため、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の各サービスの提供と基盤整備に努めます。
障がい児通所支援等の充実	障がいのある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得したり、集団生活に適應することができるよう支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援の各サービスの提供と基盤整備に努めます。

（３）地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。また、利用者のニーズを踏まえて内容を検証し、地域の実情に合ったサービス基盤の確保や開拓に努めます。

施策項目	内容
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
広域での連携	町単独での実施が難しい事業等については、広域（藍住町、板野町、上板町、北島町）でサービスを実施し、サービスの充実に努めます。
地域における福祉活動の推進	社会福祉協議会や地域で活動する団体が担っている公益性や専門性の高い社会福祉事業等の提供は、福祉サービスを利用する人だけでなく、地域に暮らす全ての町民の福祉の増進に大きな役割を果たしています。このことから、より地域に根ざした活動の発展を視野に入れつつ、地域福祉活動との連携を深め、側面的な支援の充実を図ります。

（４）経済的支援の充実

今後も障がいのある人の生活安定のため、各種制度の周知の徹底と適切な運用により経済的支援を図ります。

施策項目	内容
各種助成制度の実施	障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図ります。
各種福祉手当の支給	特別障害者手当や障害児手当等、各種福祉手当の支給を実施します。障害者手帳の所持者が増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないように、手続きに関して適切な情報提供を行います。
自立支援医療制度の推進	心身の障がい除去、軽減のための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。

（５）地域移行・定着の支援

入院・入所中の人々が、自らが希望する生活を実現するため、松茂町障がい福祉計画に基づき、医療機関、事業所等と連携して、入院・入所施設から地域生活への移行を促進し、地域生活への定着を図ります。

施策項目	内容
グループホーム等の充実	グループホーム等に対する運営への支援を充実するとともに、整備を促進します。
地域移行と就労移行の促進	地域の関係機関や関係施設と連携を深め、施設サービス利用者や長期入院患者等の地域生活への移行や適切な就労移行を促進します。
地域生活支援拠点の整備支援	国の基本方針では、令和５年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）の集約等を行う拠点について、各圏域に少なくとも１か所拠点を整備することとされています。 今後は障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、板野郡広域での地域生活支援拠点の設置に向け協議を進めます。

7 安全な生活環境の整備

(1) 住宅・生活環境の整備

障がいのある人が、自由に外出し、活動していくためには、段差の解消や点字ブロックの整備、歩道の整備等を行い、都市環境や住まいの中にあるさまざまな「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上することが重要です。

今後も公共施設や住まいのバリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者等にとって利用しやすい配慮をした生活環境の整備に努めます。

施策項目	内容
障がいのある人に配慮した町営住宅の整備・利用促進	既存の町営住宅の長寿命化や安全性の向上を図るとともに、障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。
住宅改修への支援	地域生活支援事業など助成事業を活用し、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅における改修への支援に努めます。
公共施設のバリアフリー化	老人福祉施設、役場庁舎の改修において、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの考え方の下、障がいのある人や高齢者に配慮した施設整備を進めます。
歩道等の整備	庁内での情報共有を進める等、障がいのある人の通行の安全性や利便性向上のために必要な支援のニーズを把握し、スロープ設置等の歩道整備による段差の解消、狹隘歩道の解消を継続して行います。
民間施設への啓発	民間事業者に対して、バリアフリー法等の周知を図り、その趣旨への理解を求め、民間施設においても誰もが使いやすい施設となるよう広報・啓発を推進します。

（２）交通・移動対策の推進

障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが重要です。

今後も公共交通機関等の移動手段の確保を図るとともに、外出の際に介助を必要とする人への支援を行います。

施策項目	内容
公共交通機関の確保	障がいのある人の通院・買い物の重要な手段であるバス利用を容易にするため、国・県と連携し、路線の維持・確保やノンステップバスの導入促進をバス会社に働きかけます。
移動支援事業の充実	社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出への支援を充実するため、コミュニティバス事業を推進する等、交通弱者への対応を強化します。
自動車免許取得費、改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の利用促進を継続します。
交通安全教育の充実	障がいのある人の集まりの場を活用するなどして、道路交通において安全を確保できるよう交通安全教育を実施する方策を検討します。 また、広報紙等を活用して、ドライバーへの安全運転の啓発を図ります。

（３）防災対策の推進

障がいのある人は、災害に対して様々な不安を抱えています。一人では避難できないことをはじめ、避難所での投棄、必要な設備環境などへの不安情報入手などが多くあげられており、障がいの種別や程度に応じた適切な支援体制を整備する必要があります。また、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策も同時に進める必要があります。

安否確認や避難の手助けのためには、障がいのある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することは、安全と安心の確保のための重要な要素となります。そのため、「松茂町地域防災計画」に基づき、防災対策や災害発生時の支援体制の整備、障がいのある方への適時・適切な情報提供の充実に取り組みます。また、当事者のプライバシーに配慮した上で、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取り組みを日頃から推進します。

施策項目	内容
防災意識の啓発	広報紙や防災行政無線、防災訓練の機会等を通じて、防火・防災知識の普及・啓発に努めます。 また、防災マップや各種パンフレットを活用して、防災意識の啓発を図ります。
防災体制の充実	防災行政無線の活用と自主防災組織等での各戸への声かけ等、災害時の町民への情報提供と避難・誘導に努めます。 また、自主防災組織の形成の促進や防災訓練の支援に努めるとともに、障がいのある人の要援護者台帳への登録を促進するなど、災害要援護者の支援体制づくりを推進します。
施設における防災体制づくりの推進	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。
コロナウイルスを始めとする感染症への対策	新型コロナウイルス感染症対策についての国や県の方針も踏まえながら、障がいのある方にも必要な感染症対策の方法が伝わるよう、点字や音声、手話などの多様な情報提供による感染症予防に努めます。また、新型コロナウイルス対策を踏まえた各種事業の実施方法を検討します。

（４）防犯対策の推進

障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守る体制を構築し、日頃の防犯体制の強化に努めます。

施策項目	内容
防犯体制の整備	相談支援専門員など障がいのある人の身近に関わっている人を通じて、防犯意識の啓発を行うとともに、必要に応じた緊急通報装置の貸与事業を継続して実施します。
消費者被害防止ネットワークの活動強化	徳島県では、増加・悪化する消費者トラブルの防止のため、地方公共団体と地域の様々な団体・機関が連携して高齢者等を見守る「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築を進めており、本町においても平成 30 年に「松茂町消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。 このネットワークによる活動を、高齢者だけでなく障がいのある方にまで対象を広げ、消費者トラブルの防止を図ります。
犯罪被害防止の啓発	広報紙等を活用して、障がいのある人を狙った犯罪被害を地域全体で防止するための啓発を行います。

8 社会参加の促進

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

各種スポーツ・レクリエーションを行うことは、生活の質を向上させる上で重要であることに加え、本町では体力に不安を感じている障がいのある方が多くいることから、スポーツ・レクリエーションの振興が必要になります。また、こうした社会活動は、障がいのある人となない人との相互理解を深め、地域共生社会の実現にも自然と繋がるという面もあります。

今後も障がいのある・なしにかかわらず、年齢や体力などに応じて様々な活動に参加できるよう、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策項目	内容
障がい者スポーツ・レクリエーションの振興	イベントの計画段階から各関係機関と連携・情報共有し、障がいのある人も参加しやすいスポーツ・レクリエーション、イベントや教室の開催など、障がいのある人となない人が一緒に楽しめるよう配慮します。 また、スポーツボランティアの育成など、障がい者スポーツ・レクリエーションへの参加を促進します。
障がい者スポーツ団体の育成・支援	総合会館使用料減免等による障がい者のサークル活動の支援を継続するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。
文化・芸術活動の推進	障がいのある人も参加しやすい文化・芸術活動を促進するため、活動の場の提供を継続するとともに、障がい者施設等と連携して、文化活動の指導者の育成や発掘を支援します。

（２）生涯学習・社会活動への参画促進

障がいのある・なしにかかわらず、参加しやすい生涯学習講座等の内容を充実するとともに、施設の整備、コミュニケーションの方法の確保を図ります。

また、障がいのある人のまちづくり活動への積極的な参加を促進します。

施策項目	内容
生涯学習講座の充実	障がいのある人もともに学べるよう、障がい者施設等と連携しながら、障がいのある方の声を踏まえて、松茂町総合会館や資料館を中心に講座などの内容の充実、コミュニケーションの方法への配慮を行い、障がいのある方の参加を促進します。
障がいのある人の自主的グループへの支援	障がいのある人の自主的グループ活動を支援するため、会場費の減免を行います。また、町文化祭など各種活動の成果の発表の場を引き続き提供します。
まちづくり活動への参画	町政の情報提供を充実するとともに、障がいのある人の意見が政策に反映されるよう、障がい者アンケート調査の結果を踏まえた事業の実施に努めます。
町民イベントへの参加促進	成人式、スポーツフェスタなど町主催のイベントにおいて、障がいのある方が参加できるような環境を整備しつつ、参加を呼びかけ、障がいのある人の積極的な参加を促進します。
地域コミュニティ活動への参加促進	町内会、子ども会、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事への障がいのある人の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加を促す積極的な働きかけを行います。

第5章 障害福祉サービス等の実施目標

1 目標数値の設定

障がいのある人の自立支援の観点から、国の基本指針において障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標が示されており、本町においても基本指針において示された目標に基づき、令和5年度における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【町の方向性】

国の指針を踏まえて、下記の目標を設定します。

目標の達成に向けては、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、入所中から地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

【町における目標数値】

地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数18人のうち、令和5年度末までに1人(5.6%)以上を地域生活に移行する。
施設入所者数の削減	令和元年度末時点の施設入所者数18人を令和5年度末までに1人(5.6%)以上減らし、17人以下にする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- ・令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

【町の方向性】

基本指針で国から求められている項目は、徳島県が指標の設定を行うため、本町では設定を行いません。

ただし、本町においても精神に障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

【町における目標数値】

保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	令和元年度末時点で未設置の協議の場について、令和 5 年度までの設置に向けて検討を行う。
---------------------------	--

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国の指針】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【町の方向性】

国の指針を踏まえて、本町においても障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域における連携推進のため、県や圏域内関係機関等と連携し、下記の目標を設定します。

【町における目標数値】

地域生活支援拠点等の設置	令和元年度末時点で未設置の地域生活支援拠点について、令和5年度までの整備に向けて検討を行う。
機能の充実	運用状況の検証及び検討については、地域生活支援拠点整備の検討と並行して検討を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ・一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍にする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
 - 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
 - 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労への移行者のうち、7割以上が利用する。
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする。

【町の方針】

一般就労への移行者数については、本町では全体の移行実績が少ないため、事業ごとの移行者数については目標を設定せず、移行者数全体の目標のみを設定します。

令和元年度は一般就労へ移行した方はいませんでした。令和5年度には各事業を通じて1人ずつ、合計で3人を一般就労へ移行することを目標とし、移行した方全員が就労定着支援事業を利用することを目指します。

目標の達成に向けては、就労移行支援事業や就労継続支援A型事業の利用者で一般就労を希望する人々へのサポートを図るとともに、ハローワーク等関係機関との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。また、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携のもと、就労定着率の向上を目指します。

【町における目標数値】

一般就労への移行者数	令和元年度における一般就労への移行実績：0人 令和5年度における移行実績目標：3人
就労定着支援事業利用者数	令和元年度の就労定着支援事業利用者数：0人 令和5年度の就労定着支援事業利用者数の目標：3人
就労定着支援事業所	令和元年度における就労定着支援事業所数：1か所 うち、就労定着率8割以上の事業所数：1か所 令和5年度の就労定着率8割以上の事業所数目標 ：1か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【町の方向性】

国の指針を踏まえて、下記の目標を設定します。

すでに本町では、児童発達支援センターの設置、及び保育所等訪問支援を行う事業所が存在しています。令和5年度までの計画期間においても、保育所等訪問支援を利用できる体制を継続します。

また、医療的ケア児の支援のための協議の場については、本町では令和2年度に予定していた協議が新型コロナウイルス対策に伴い中止となり、設置は0か所となっています。

医療的コーディネーターについては、町の職員の中に資格取得者はおらず、配置人数は0人となっております。

目標の達成に向けて、児童発達センター、子育て支援センター、子育て包括支援センター、板野郡自立支援協議会とも連携しながら、令和5年度までに協議の場を設置し、支援の充実に努めます。またその中で、医療的ケア児等に関するコーディネーターの町職員としての配置についても検討していきます。

【町における目標数値】

児童発達支援センターの設置	令和元年度：1か所 → 令和5年度：2か所
保育所等訪問支援を行う事業所	令和元年度：1か所 → 令和5年度：1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元年度：1か所 → 令和5年度：1か所
協議の場の設置	令和元年度：0か所 → 令和5年度：1か所
コーディネーターの配置	令和元年度：0人 → 令和5年度：1人

（６）相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

【町の方向性】

国の指針を踏まえて、下記の目標を設定します。

目標の達成に向けては、地域における相談支援の中核的組織となる地域生活支援拠点を令和５年度までに設置し、総合的・専門的な相談支援を行うことのできる体制を整備します。

また、アンケート結果からは、希望する情報提供内容として相談窓口についての情報という回答が多くなっていることから、情報提供の充実により相談窓口の情報の周知に努めます。

【町における目標数値】

地域生活支援拠点の整備 (再掲)	令和元年度：整備無し → 令和５年度までに１拠点整備
---------------------	----------------------------

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

【町の方向性】

国の指針を踏まえて、下記の目標を設定します。

目標の達成に向けては、利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や、各種情報の共有などを事業所に対して働きかけ、サービスの質の向上に取り組みます。

【町における目標数値】

各種研修の活用	県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ町内サービス提供事業所職員の参加を促す。 (参加者数：各研修に一人の参加を目指す。)
---------	---

2 障害福祉サービス等の見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	人	64	67	68
行動援護 重度障害者等包括支援	時間	12,895	13,470	13,824

（２）日中活動系サービス

【サービスの内容】

① 生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を有する障がい者について、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者について、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

⑤就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑥就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の企業等に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦就労定着支援

平成30年度から新たに創設されたサービスです。就労支援を受けて一般就労した障がい者が、就職した企業等での就労の継続を図るため、生活面での課題を把握するとともに、一定期間、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決等に向けた必要な支援を行います。

⑧療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑨短期入所（ショートステイ：福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施するものです。

⑩短期入所（ショートステイ：医療型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。医療型は病院・診療所・介護老人保健施設で実施するものです。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	36	37	38
	人日	8,512	9,095	9,564
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	2	3	3
	人日	476	580	684
就労移行支援	人	7	8	9
	人日	1,418	1,636	1,854
就労継続支援（A型）	人	14	15	16
	人日	2,959	3,171	3,382
就労継続支援（B型）	人	33	34	35
	人日	7,156	7,408	7,626
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	3	3	3
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人	5	5	5
	人日	103	110	118
短期入所（ショートステイ：医療型）	人	3	3	3
	人日	48	48	48

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

①自立生活援助

平成30年度から新たに創設されたサービスです。施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障がい者が、自立した生活を営む上で、定期的な訪問等により、必要な助言や情報提供、医療機関等との連絡調整を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

③施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	3	3	3
共同生活援助（グループホーム）	人	17	19	21
施設入所支援	人	18	18	17

(4) 相談支援

【サービスの内容】

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行うものです。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	117	126	135
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。今後自発的な取組の相談があれば実施します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

③相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、板野郡自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	人	8	8	8

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保することができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

⑥意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

(2) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を設置し、聴覚障がい者とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。医療機関の受診同行、役場への書類提出や、相談の同行、会議・講演会の通訳等を行います。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件 (利用見込)	82	82	82
手話通訳者設置事業	人 (設置見込)	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件 (給付等見込件数)	1	1	1
自立生活支援用具	件 (給付等見込件数)	1	1	1
在宅療養等支援用具	件 (給付等見込件数)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件 (給付等見込件数)	2	2	2
排泄管理支援用具	件 (給付等見込件数)	360	360	360
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件 (給付等見込件数)	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人 (養成講習修了 見込者数)	1	1	1

⑨移動支援事業

(1) 個別支援型

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) 車両輸送型

在宅の車いす使用者等で、一般の交通手段を利用するのが困難な身体障がい者の方を対象に、外出時リフト付きワゴン車での送迎サービスを提供します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 (個別支援型)	人	22	22	22
	時間	2,001	2,001	2,001
移動支援事業 (車両輸送型)	人	4	4	4
	時間	215	215	215

⑩地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	利用見込人数	15	15	15

(6) 地域支援事業（任意事業）

①日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息をとることを促進とします。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	16	16	16
	利用見込人数	14	14	14

②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	箇所	2	2	2
	利用見込人数	2	2	2

③その他の任意事業

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成	実施	実施	実施
自動車改造費助成	実施	実施	実施
生活訓練等 （地域パソコン講座）	実施	実施	実施
社会参加支援 （スポーツ・レクリエーション教室）	実施	実施	実施
社会参加支援（文化芸術活動振興） 手芸教室	実施	実施	実施
社会参加支援（点字・声の広報発行）	実施	実施	実施
社会参加支援（奉仕員養成研修）	実施	実施	実施
権利擁護支援 （障害者虐待防止対策支援）	実施	実施	実施

3 障がい児通所支援等の見込みと確保方策

(1) 障がい児通所支援

【サービスの内容】

①児童発達支援

未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

平成30年度から新たに創設されたサービスです。肢体不自由のある障がい児等を対象に、医療機関において児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

平成30年度から新たに創設されたサービスです。重度の障がい児で障がい児通所支援等を利用するための外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、訓練等の発達支援を行います。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	43	46	49
	人日	3,369	3,602	3,835
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	71	88	102
	人日	9,059	11,249	13,044
保育所等訪問支援	人	10	10	10
	人日	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

（２）障がい児相談支援

【サービスの内容】

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【利用見込量】

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障がい児相談支援	人	77	81	87

第6章 計画の推進に向けて

1 円滑な推進に向けての方策

(1) 地域社会の理解促進

社会福祉協議会及び民生委員・児童委員とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

(2) 地域ネットワークの強化

障がい者施策にかかわる団体等の社会資源が十分に活用され、障がいのある人をはじめ、支援を必要とする地域住民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していきます。

また、令和2年6月に、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。本町においても、全町的な視野に立った総合的な支援をめざし、諸活動相互の連携強化を図りながら、重層的な支援のネットワークづくりに努めます。

(3) 障がい者施策推進のための人材確保・育成

障がい者施策の推進のため、職員・保健師などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、施設職員など障がいのある人とかわる人材の確保・育成に努めます。

(4) 庁内体制の整備

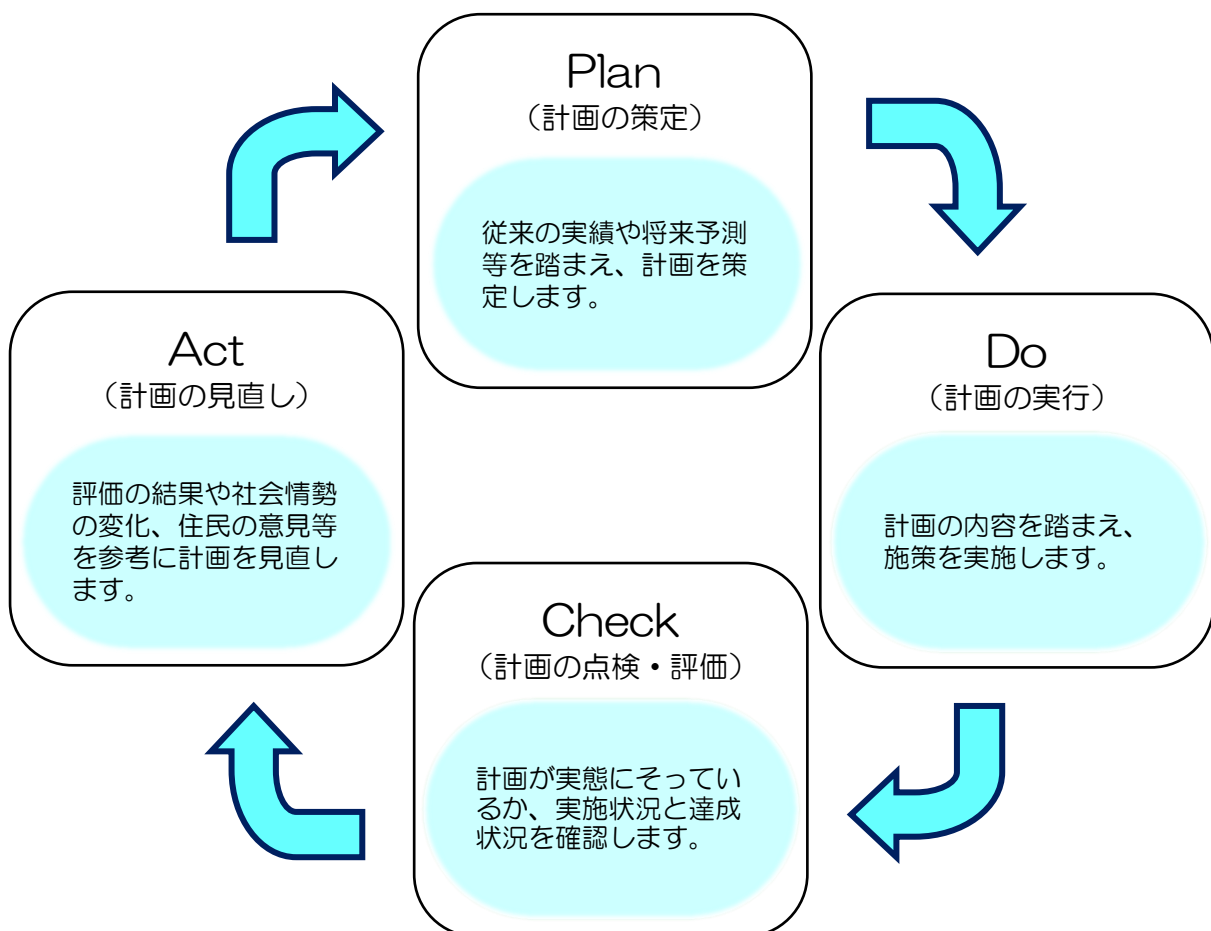
障がい者施策の推進するためには、福祉のみならず、保健・医療・教育・労働など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の実施状況の点検・評価と改善

本計画を着実に推進していくため、年度ごとに事業の進捗状況等、計画の推進状況を把握し、点検・評価を行い、PDCAサイクル（Plan：計画 → Do：実行 → Check：評価 → Act：改善）の4段階を着実に実行することで計画の達成を目指します。

また、計画の点検・評価および改善にあたっては、県や近隣自治体等との連携を図るとともに、板野郡自立支援協議会等の活用により関係者の意見を把握した上で、障がいのある人のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個々に対応するきめ細かな施策（計画）が進められるよう努めます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



資料編

1 松茂町障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障害者計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を審議するため、松茂町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、計画を策定するために必要な事項について審議し、町長に提言することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい福祉施策に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による提言の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、町長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

2

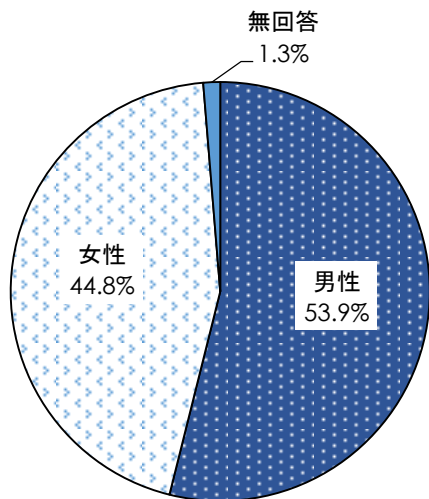
松茂町障がい者計画策定委員会 委員名簿

	区 分	氏 名	所属等
1	県行政	小 綿 潤 一	徳島県東部保健福祉局 地域・こども家庭支援担当課長
2	町社協	○ 櫟 田 修	松茂町社会福祉協議会会長
3	民生委員児童委員	片 岡 恵 子	松茂町民生委員児童委員
4	板野郡障害支援区分認定 審査会委員（医師）	中 西 昭 憲	クリニック 釈羅院長
5	障害者相談員	兼 松 久 雄	身体障害者相談員
6	障害者相談員	盛 京 子	知的障害者相談員
7	町内障害者施設	井 上 佳 子	吉野川育成園園長
8	町内障害者施設	平 島 誠 司	春叢園園長
9	相談支援事業者	堤 美 代 子	愛育会地域生活総合支援センター所長
10	相談支援事業者	松 下 義 雄	障がい者生活支援センター凌雲施設長
11	相談支援事業者	楠 武 士	オリーブの木管理者
12	町行政	◎ 森 一 美	松茂町副町長
13	町行政	鈴 谷 一 彦	松茂町教育次長
14	町行政	原 田 賢	松茂町民生部長
15	町行政	山 田 景 子	松茂町保健相談センター所長

◎委員長 ○副委員長

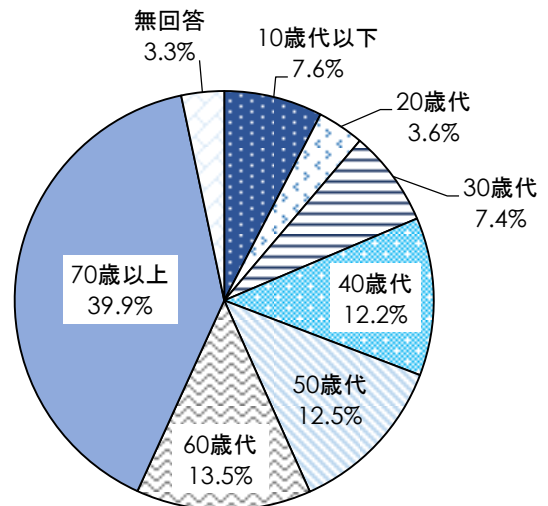
3 アンケート調査結果

あなたの性別をお答えください。



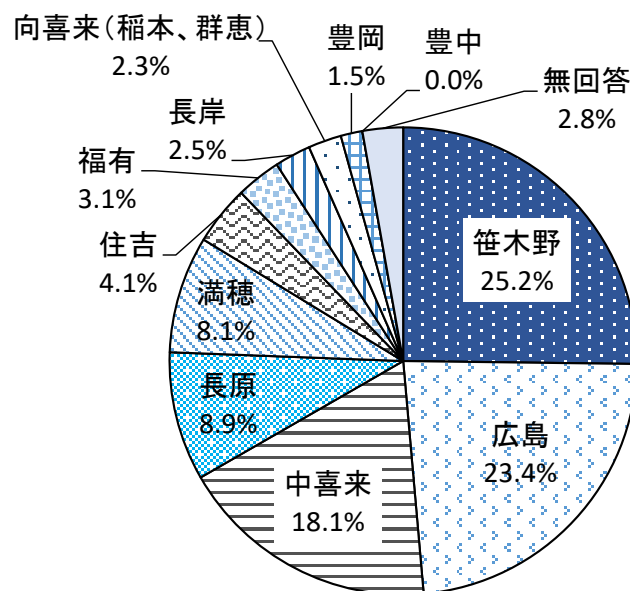
全体(n=393)

あなたの年齢は、満何歳ですか。
(令和2年8月1日現在)



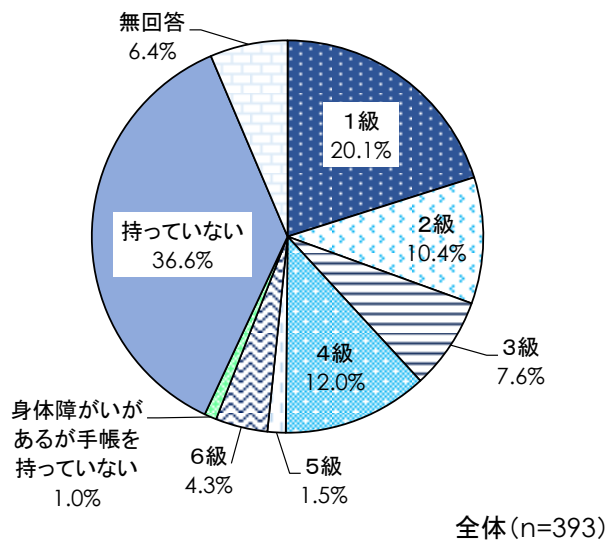
全体(n=393)

あなたのお住まいはどちらの地区ですか。

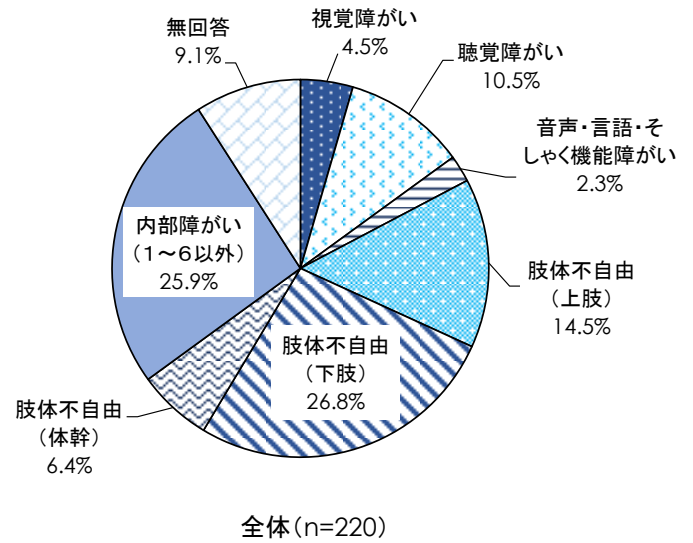


全体(n=393)

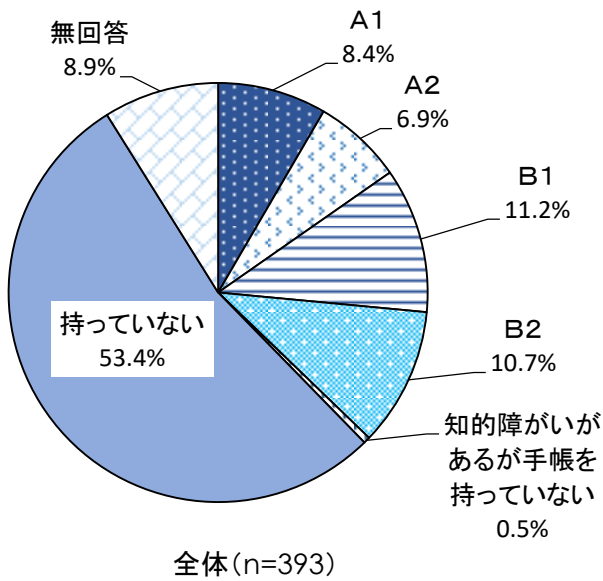
あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。



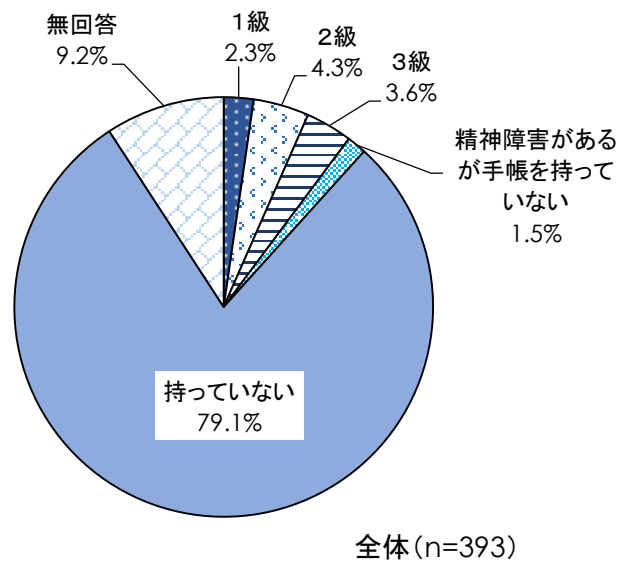
※身体障害者手帳をお持ちの方
主たる障がいをお答えください。



あなたは療育手帳をお持ちですか。

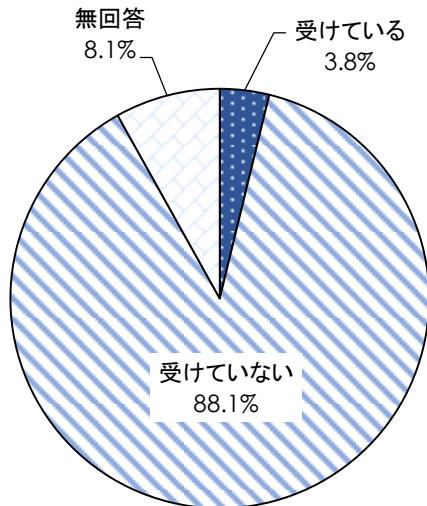


あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。



あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。

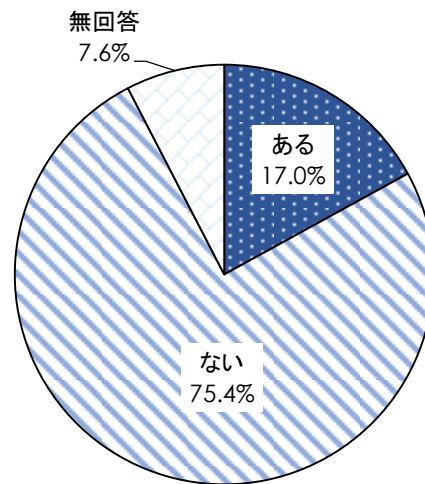
※難病（指定難病）とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。



全体 (n=393)

あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

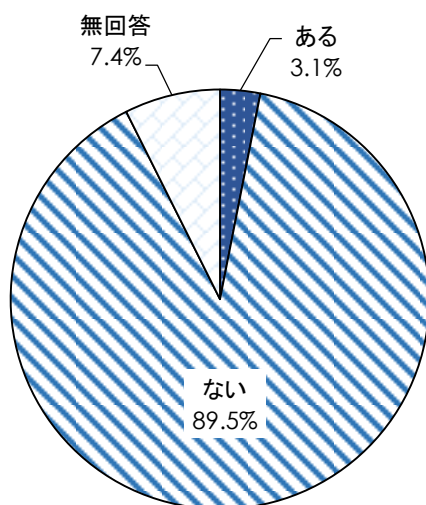
※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。



全体 (n=393)

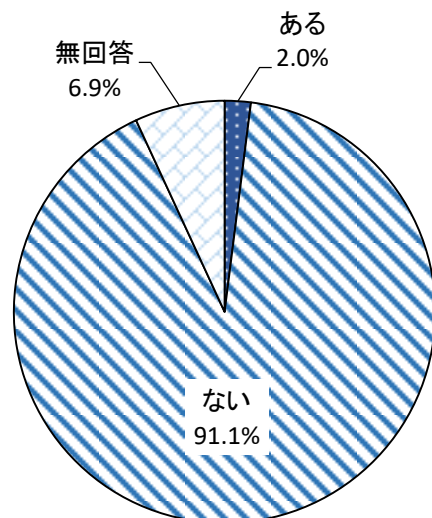
あなたは高次機能障がいとして診断されたことがありますか。

※高次機能障がいとは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい等の認知障がい等を指すものとされており、「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。



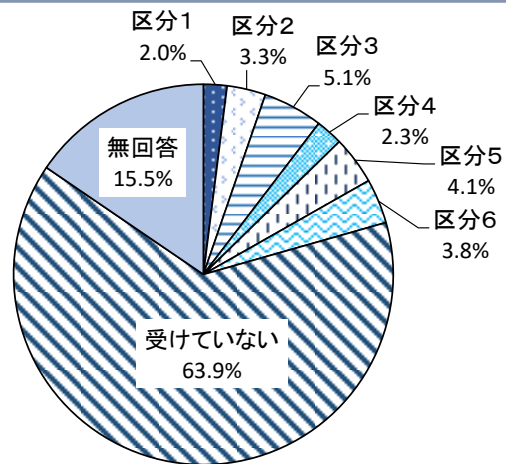
全体 (n=393)

あなたは何らかの依存症と診断されたことがありますか。



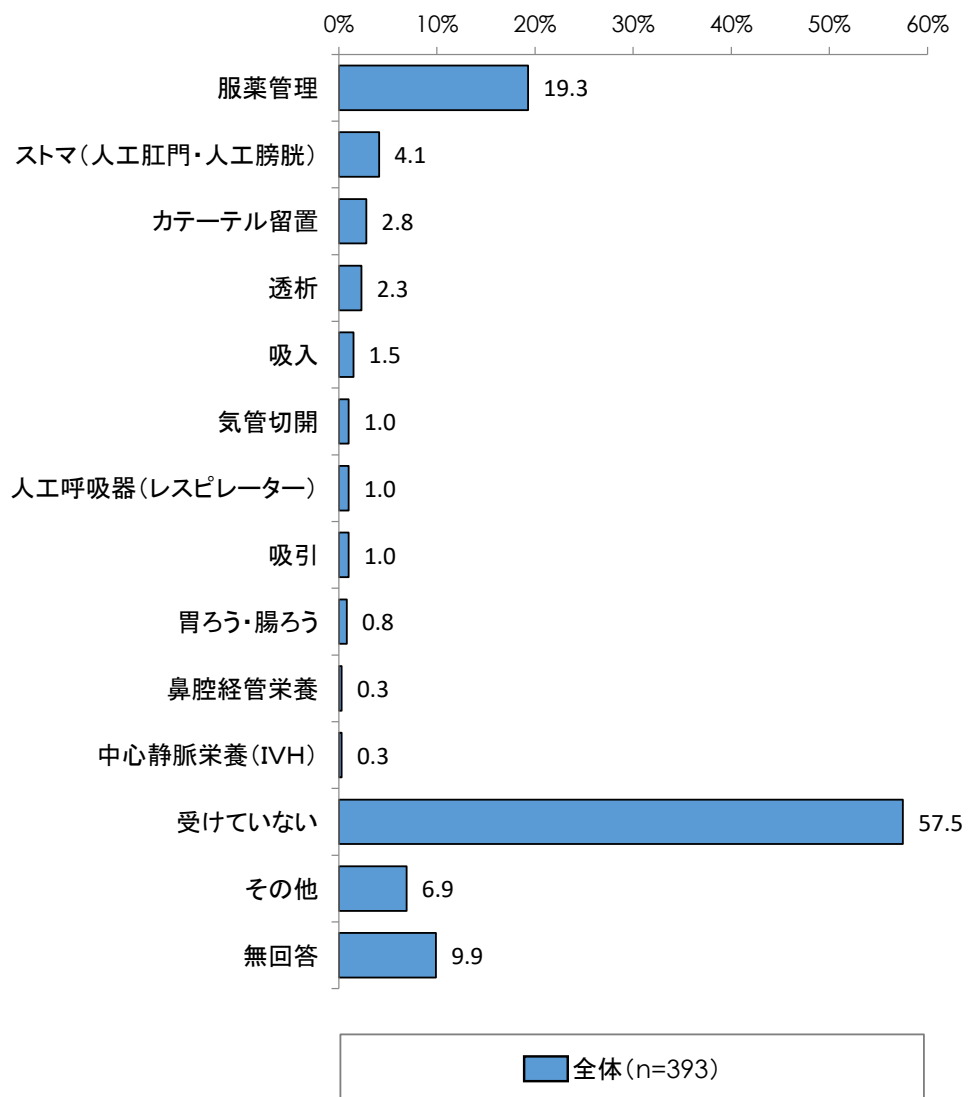
全体 (n=393)

あなたは、障害支援区分認定を受けていますか。

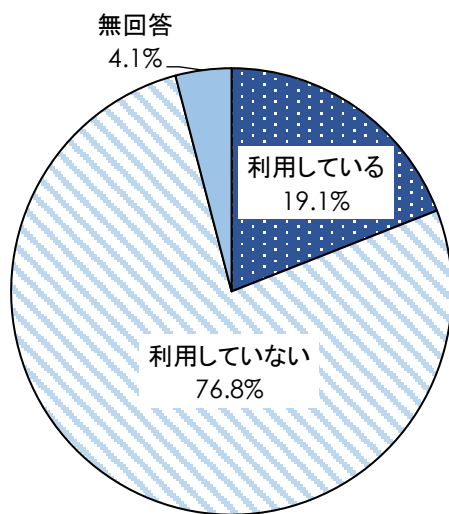


全体(n=393)

あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(あてはまるもの全てに○)

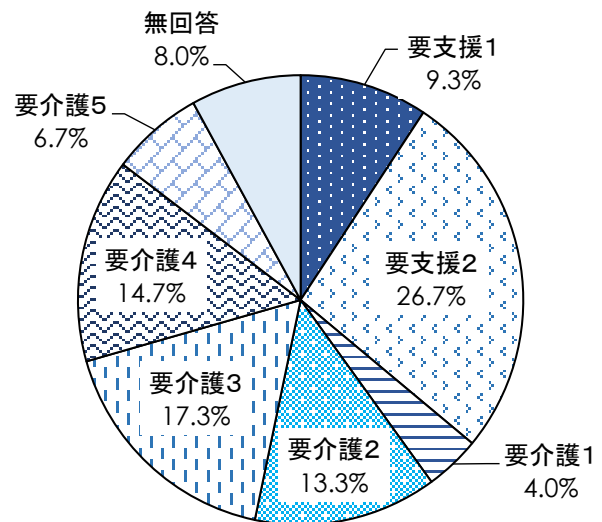


あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。



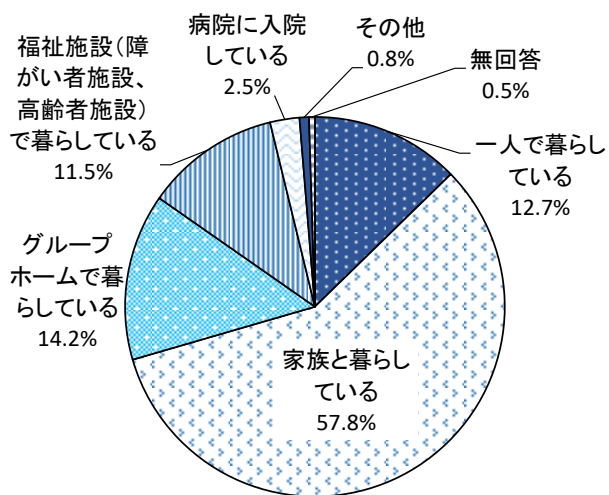
全体(n=393)

※介護保険によるサービスを利用している方
該当する要介護度をお答えください。



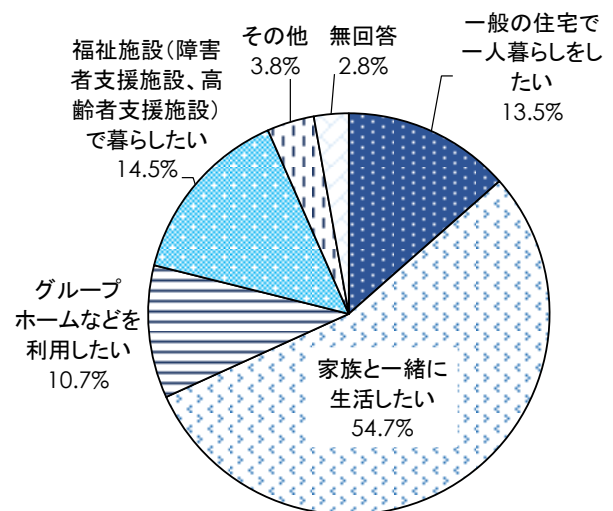
全体(n=75)

現在、どのように暮らしていますか。



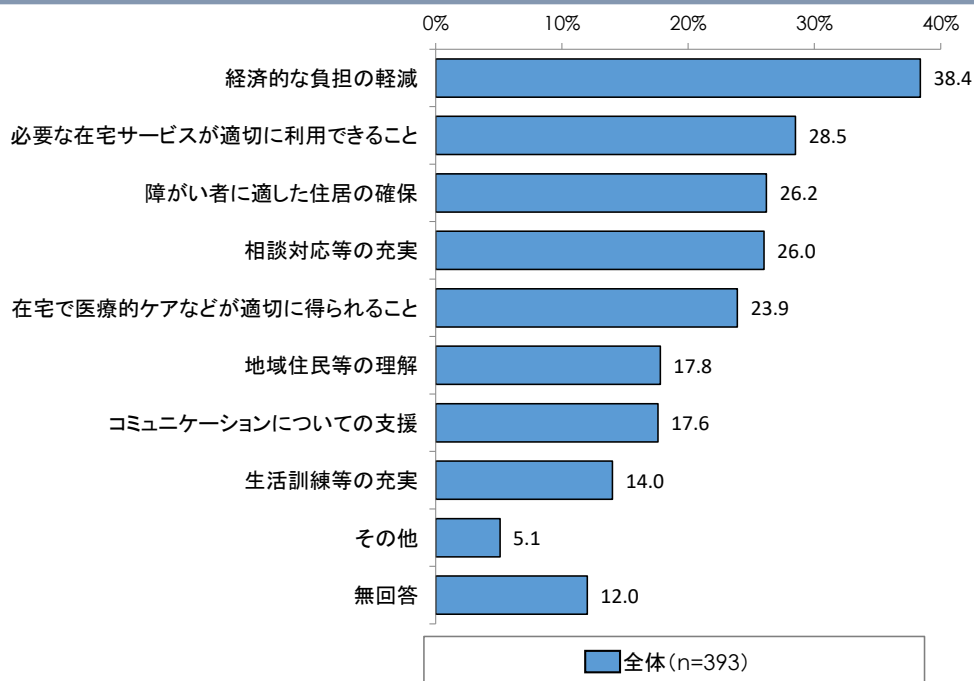
全体(n=393)

今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。

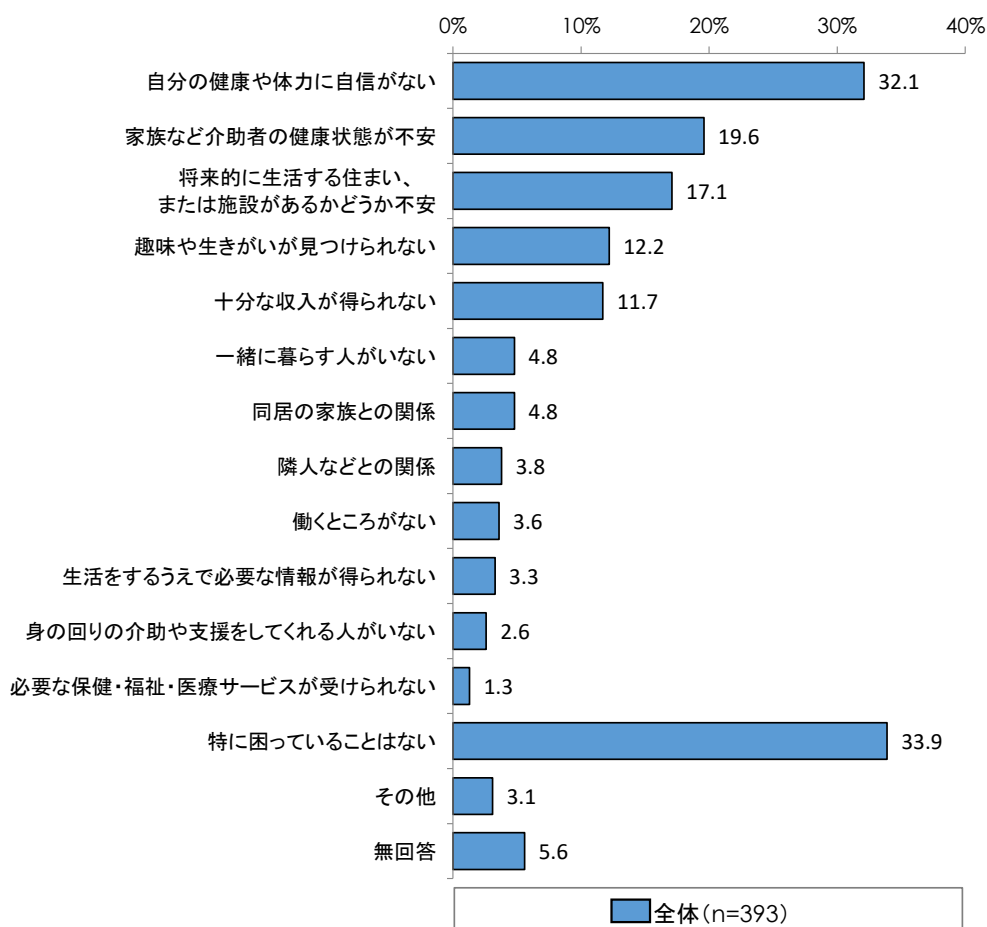


全体(n=393)

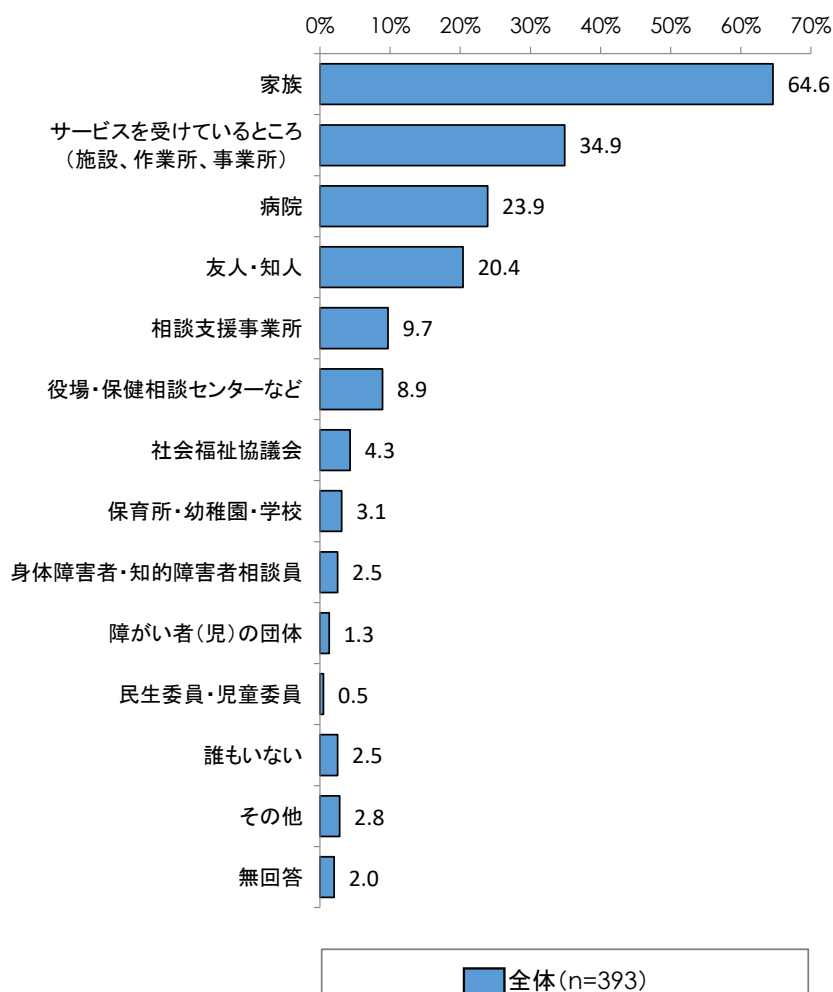
希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるもの全てに○)



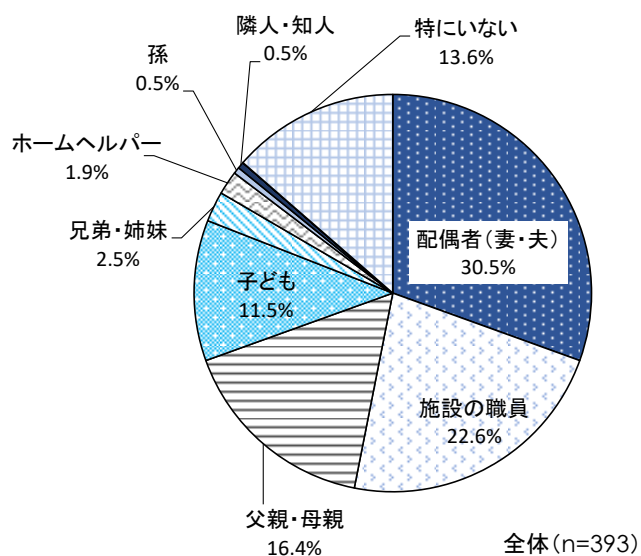
現在の生活で、困っていることや不安に思っていることはありますか。(おもなもの3つまで○)



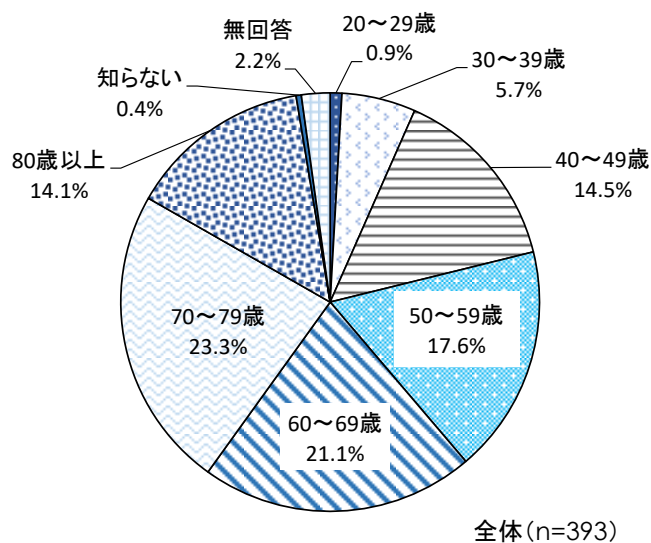
悩みや困りごとの相談相手は誰ですか。(おもなもの3つまで○)



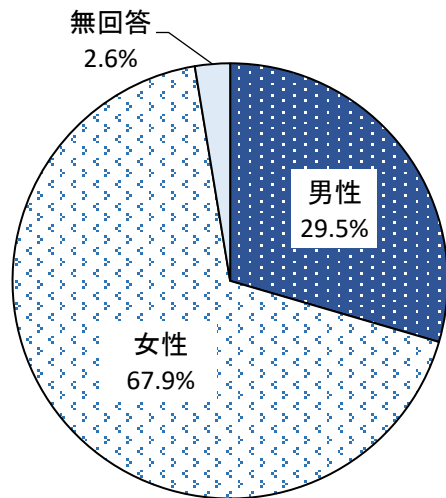
主な介助者は誰ですか。



※親族や知人等、身近な人が介助者の方
主な介助者の年齢をお答えください。

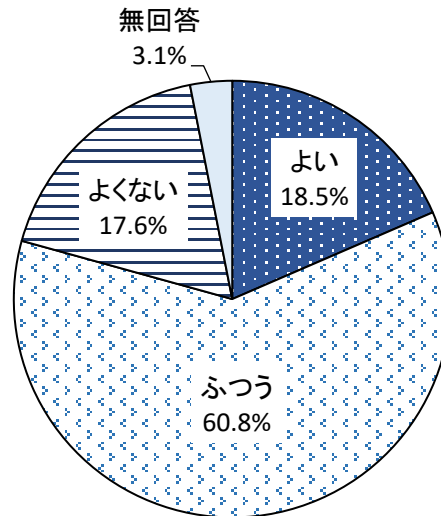


※親族や知人等、身近な人が介助者の方
主な介助者の性別をお答えください。



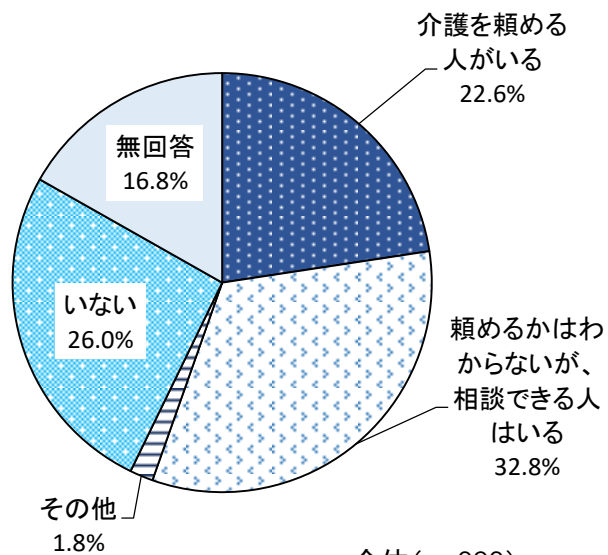
全体 (n=227)

※親族や知人等、身近な人が介助者の方
主な介助者の健康状態をお答えください。



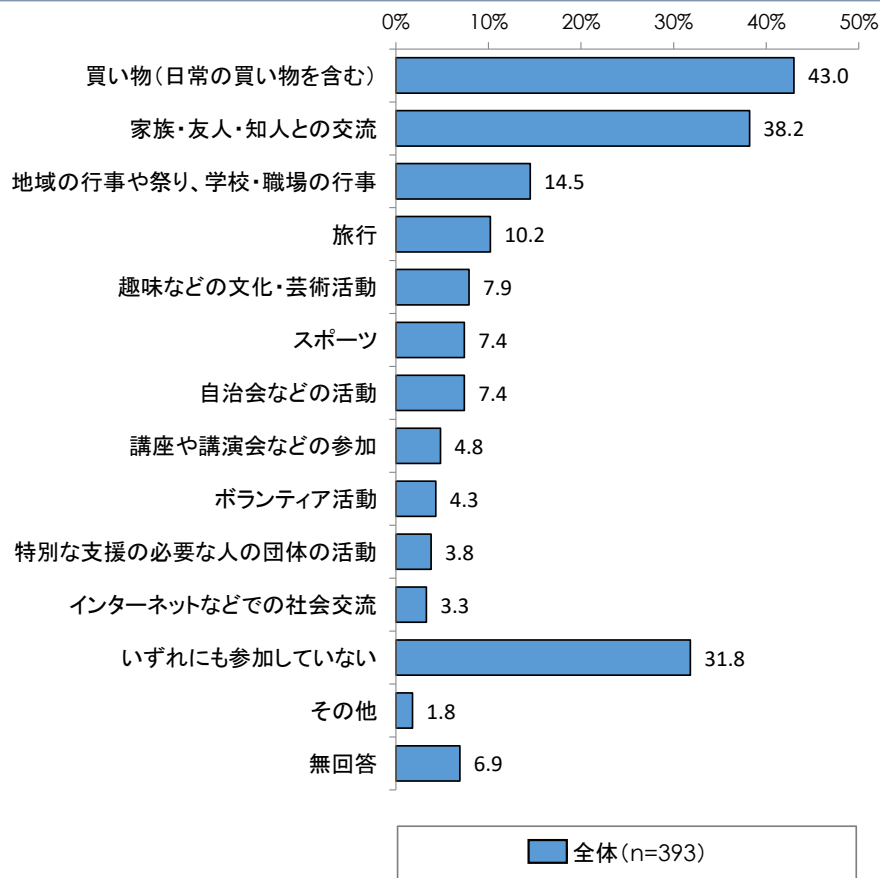
全体 (n=227)

主な介助者が急病などにより、突然介護ができなくなった場合、
他に介護を頼める人はいますか。

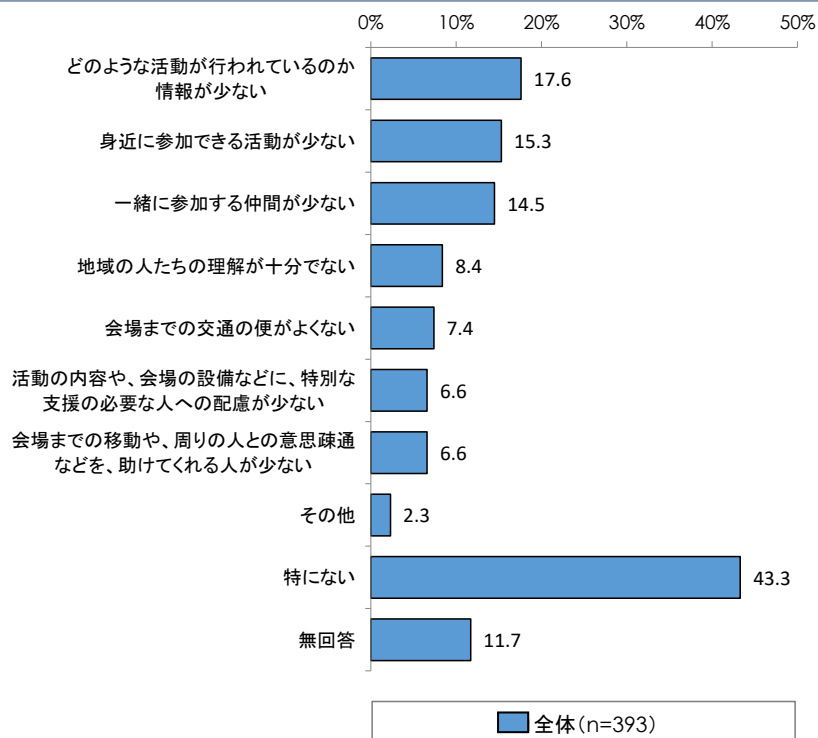


全体 (n=393)

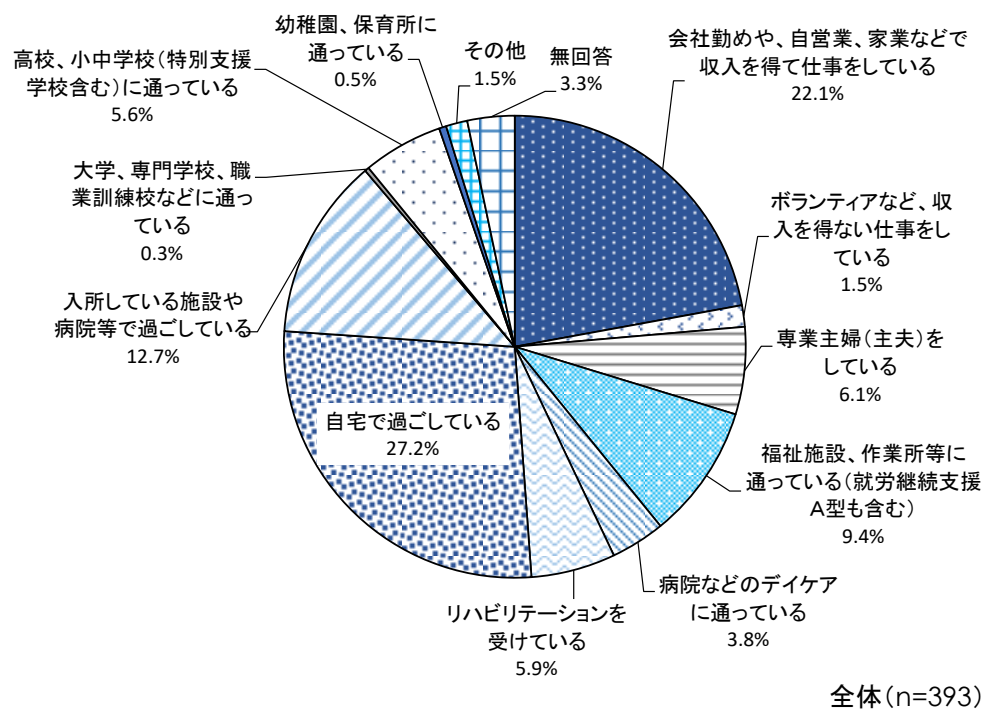
あなたは、以下のような地域活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)



あなたが地域での活動に参加するために、改善が必要な課題は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

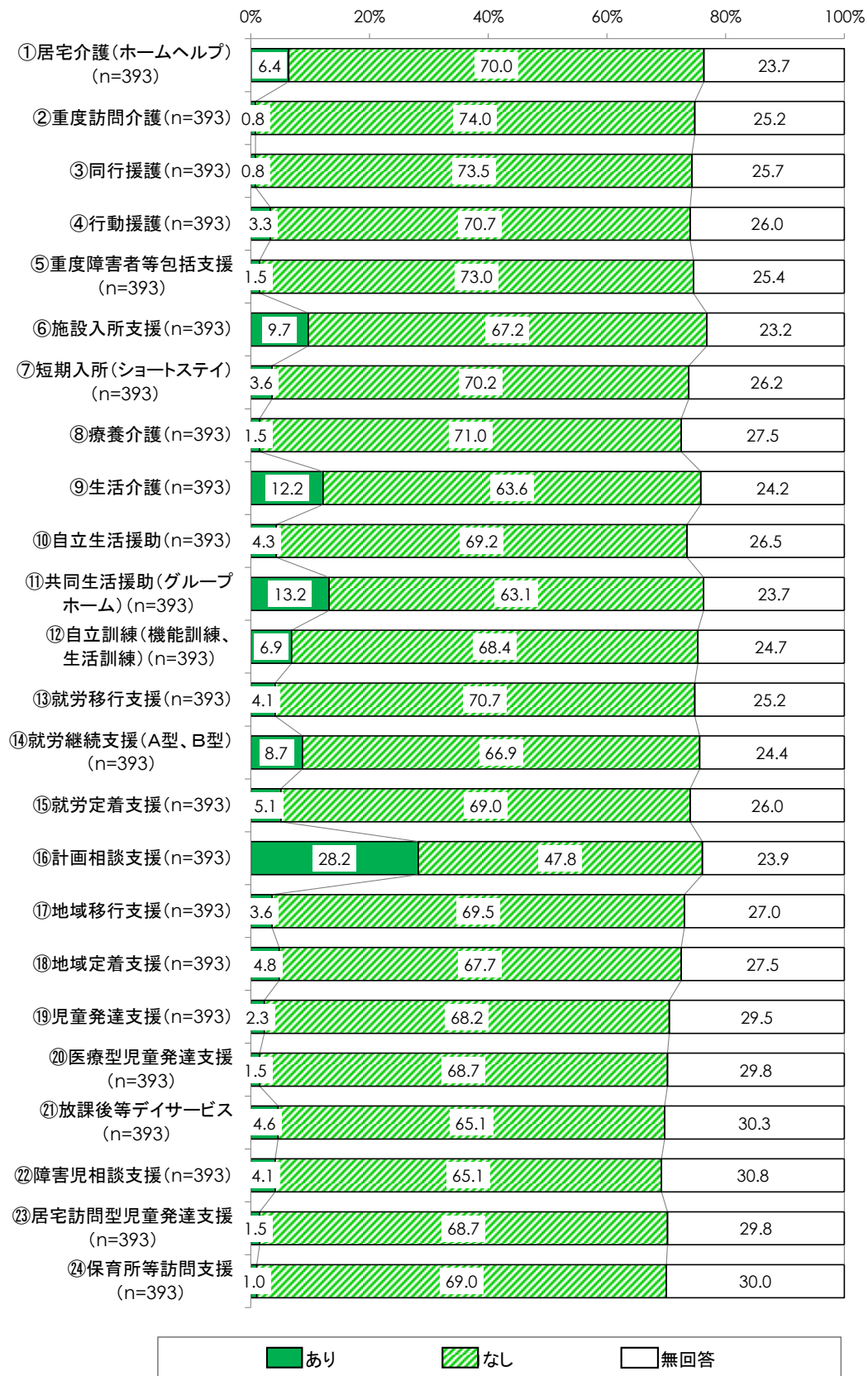


あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

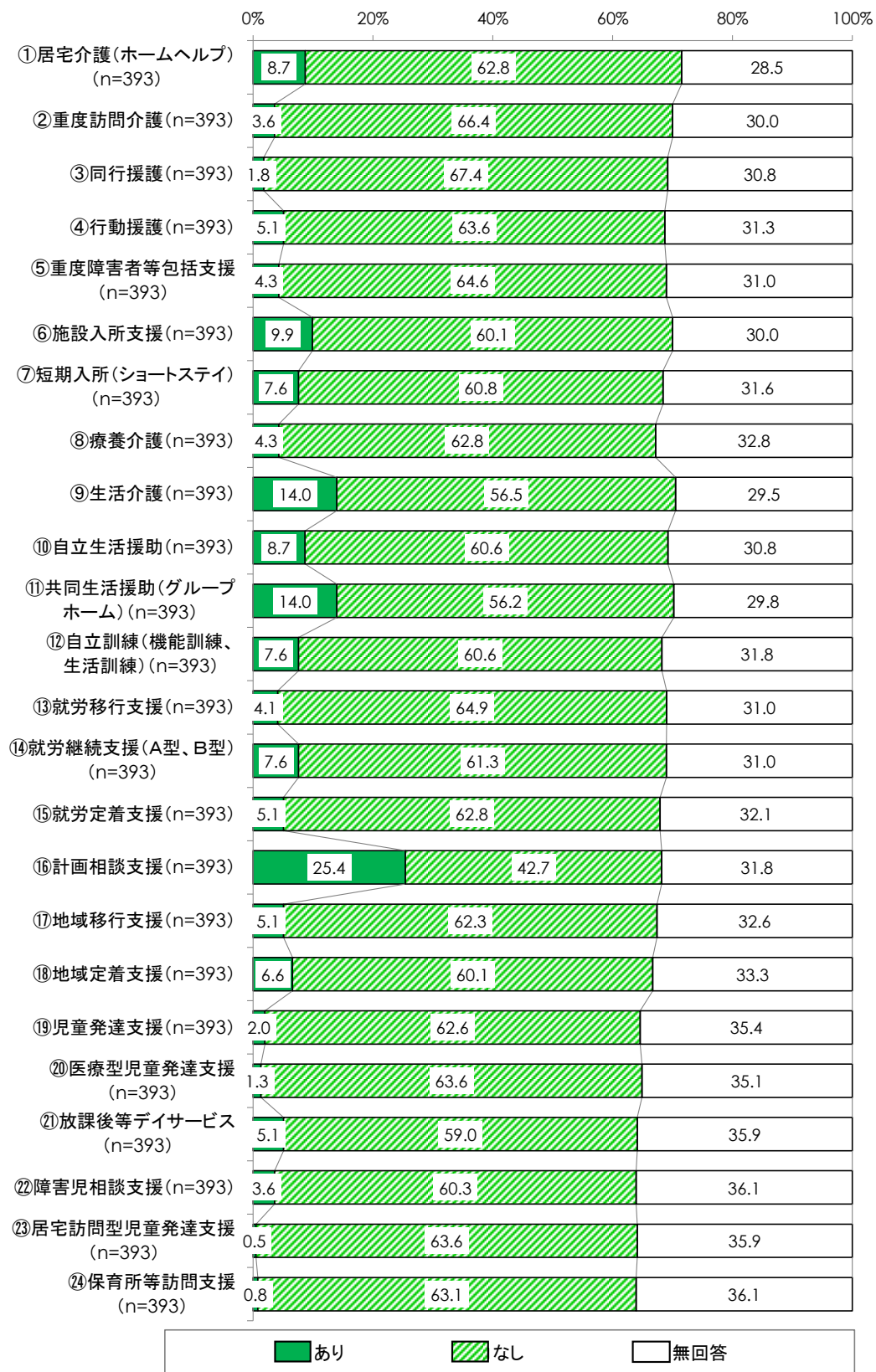


つぎの各種サービスについて、利用していますか。また今後利用3年以内に利用する予定はありますか。(それぞれについてあてはまるもの1つに○)

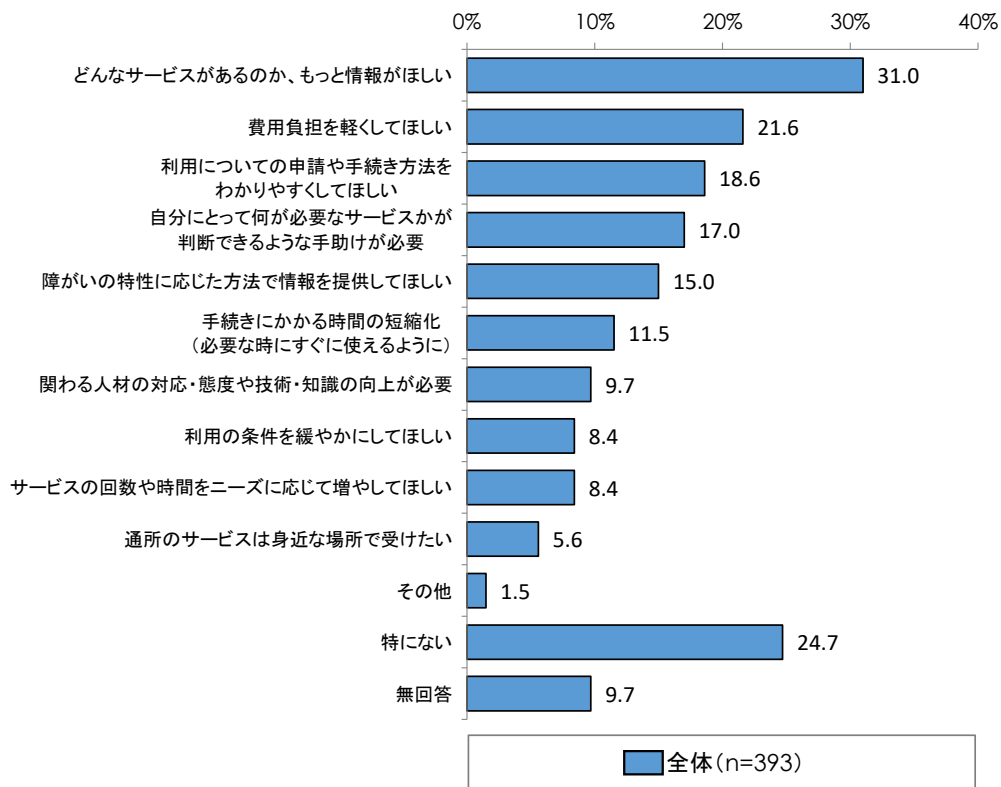
【現在の利用状況】



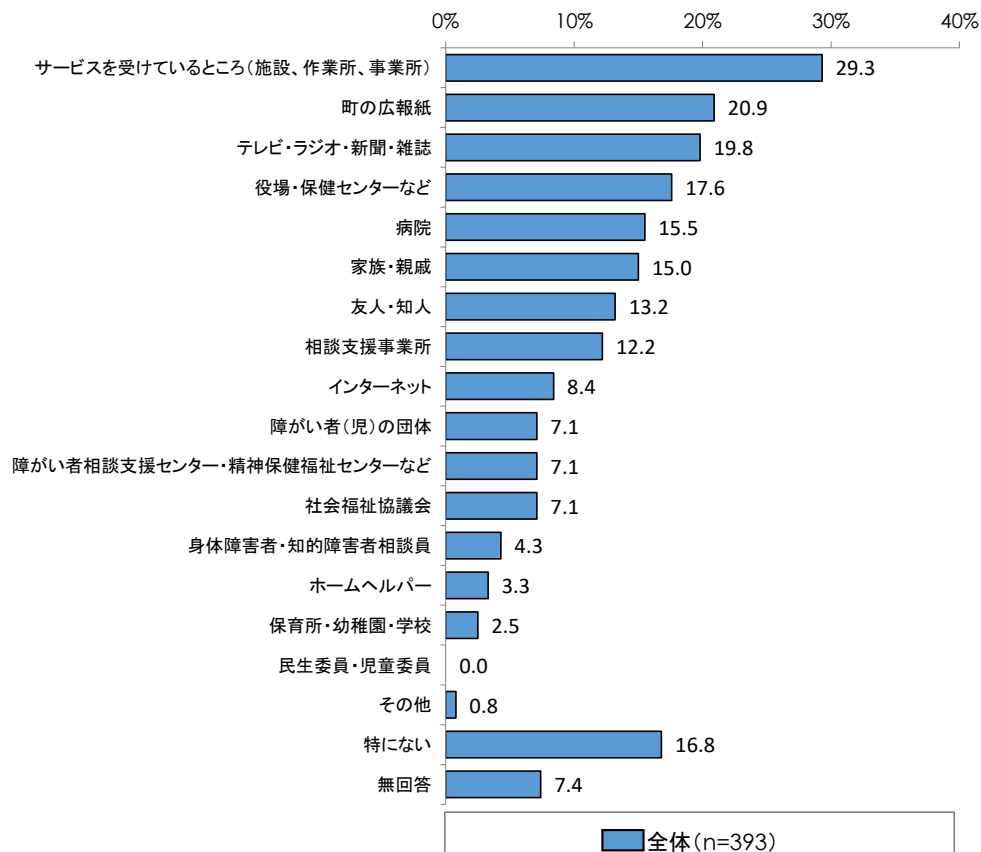
【今後の利用状況】



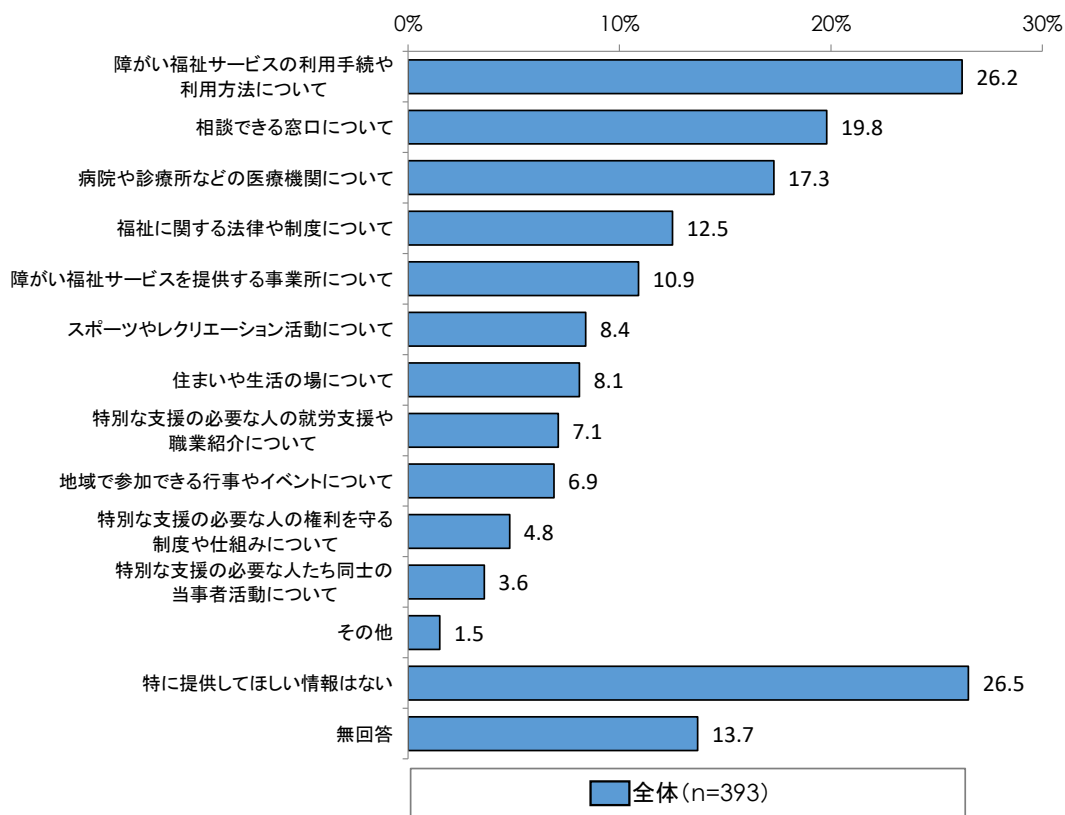
障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。（おもなものを3つまで○）



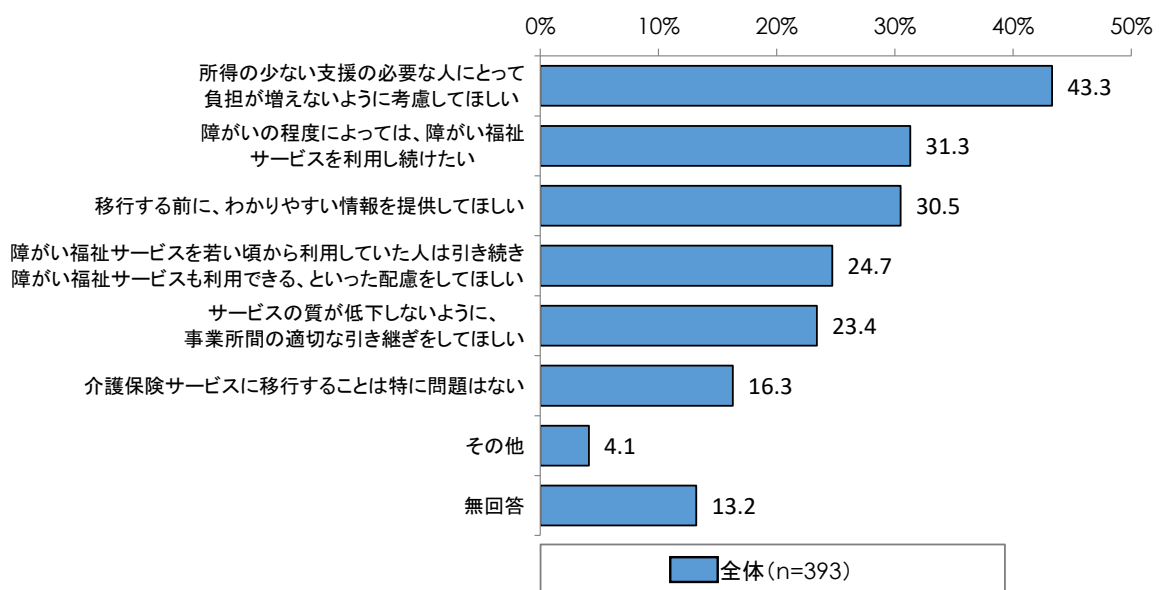
サービスに関する情報をどこから入手していますか。（おもなものを5つまで○）



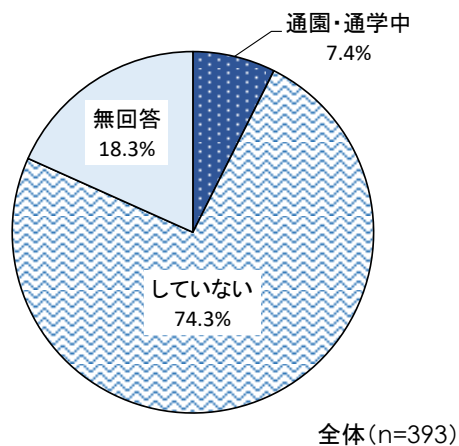
あなたは、どのような情報の提供を望みますか。(あてはまるもの3つまで○)



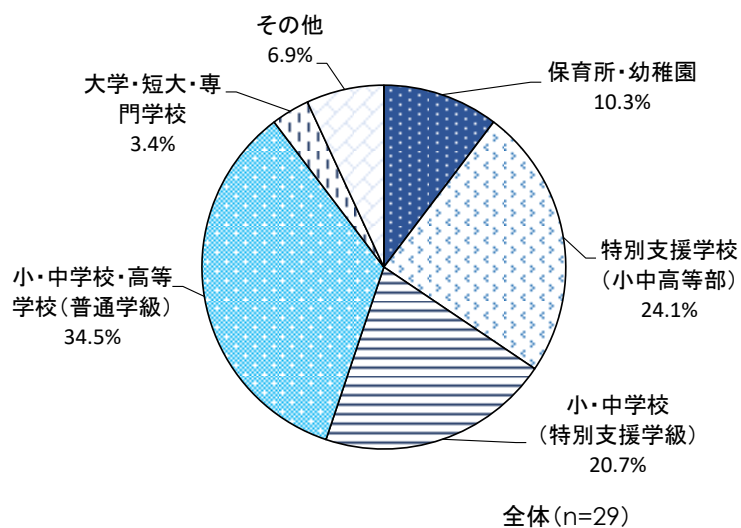
あなたは、65 歳になると、原則として、障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行することについて、どのように考えますか。現在、障がい福祉サービスを利用している方も利用していない方もお答えください。また、すでに 65 歳以上の方もお答えください。(あてはまるものすべてに○)



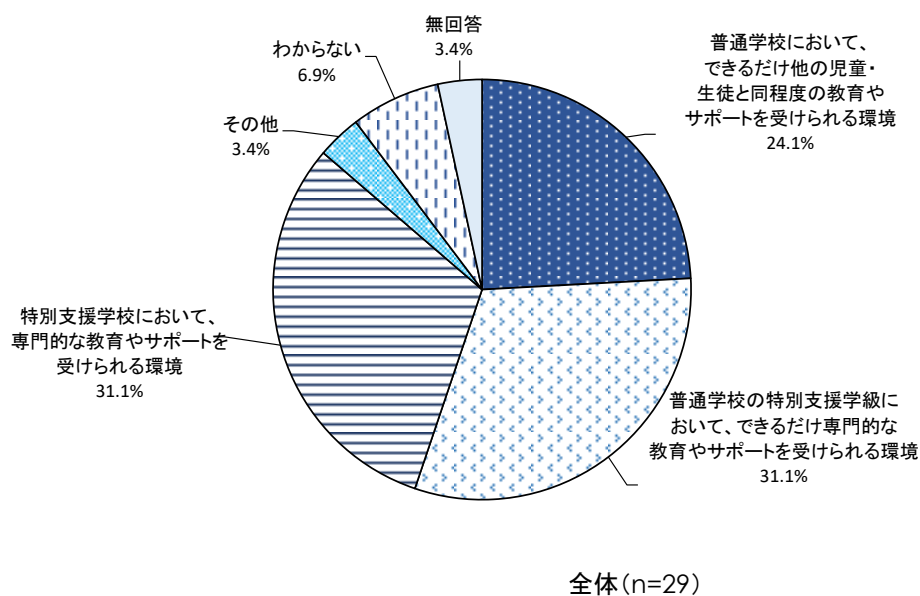
あなたは現在、
通園・通学をしていますか。



※通園・通学中の方
通園・通学しているところは
次のうちどこですか。

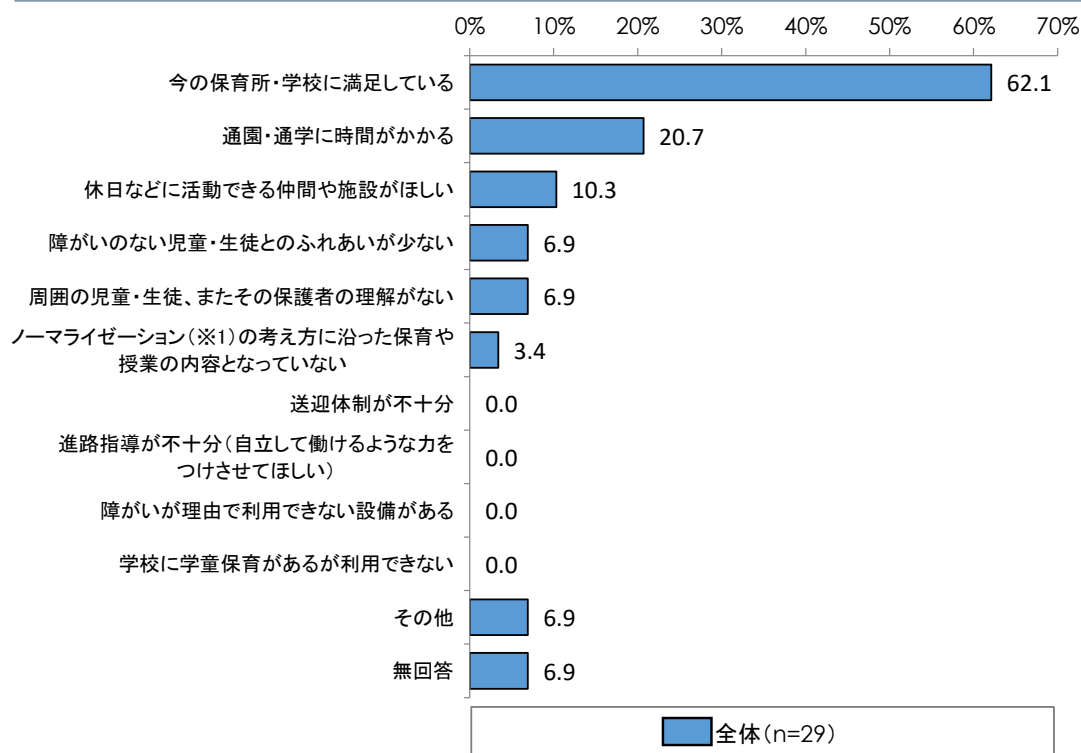


※通園・通学中の方
障がいのある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものは次のどれですか。



※通園・通学中の方

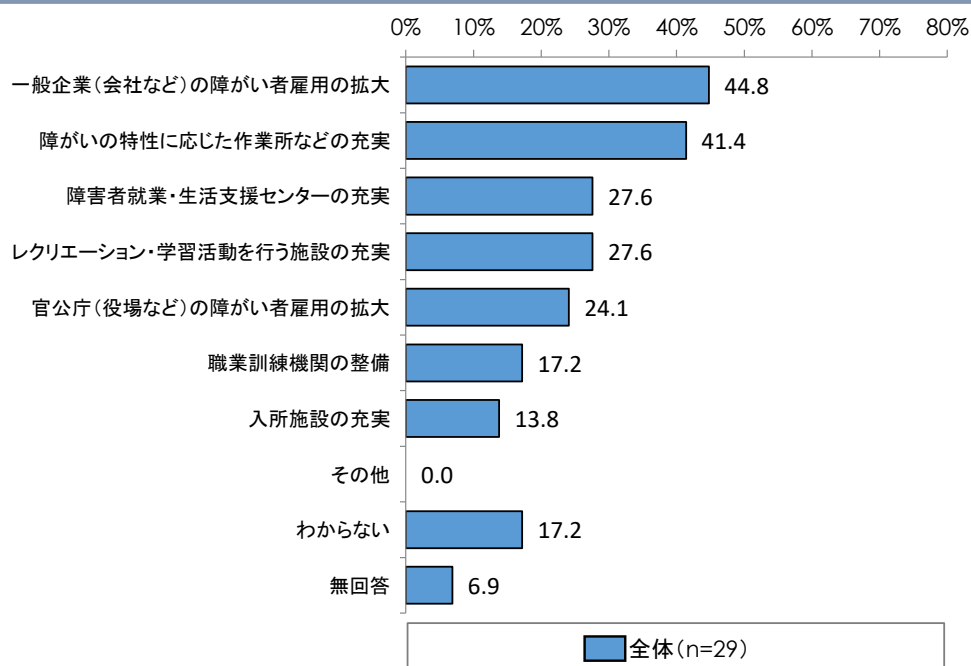
通園・通学していて感じることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



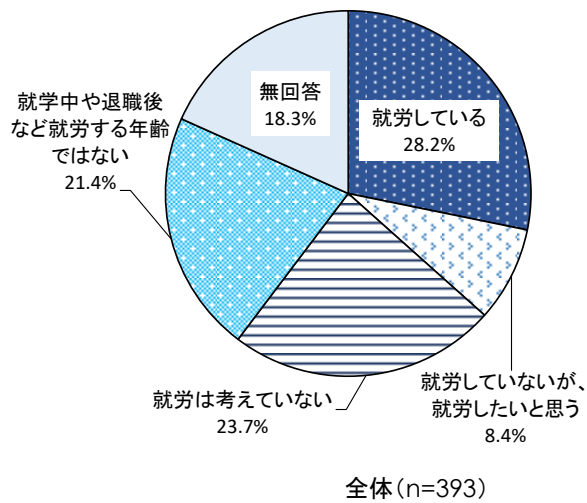
(※1) 障がいのある方や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※通園・通学中の方

学校教育終了後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望みますか。
(おもなものを3つまで○)

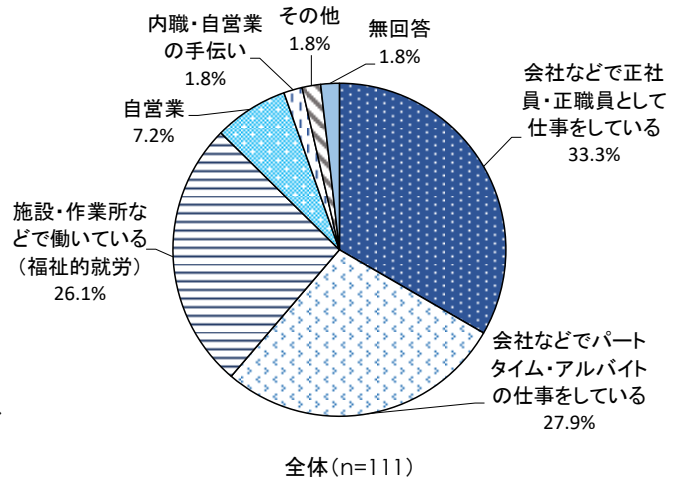


就労の状況についてお答えください。



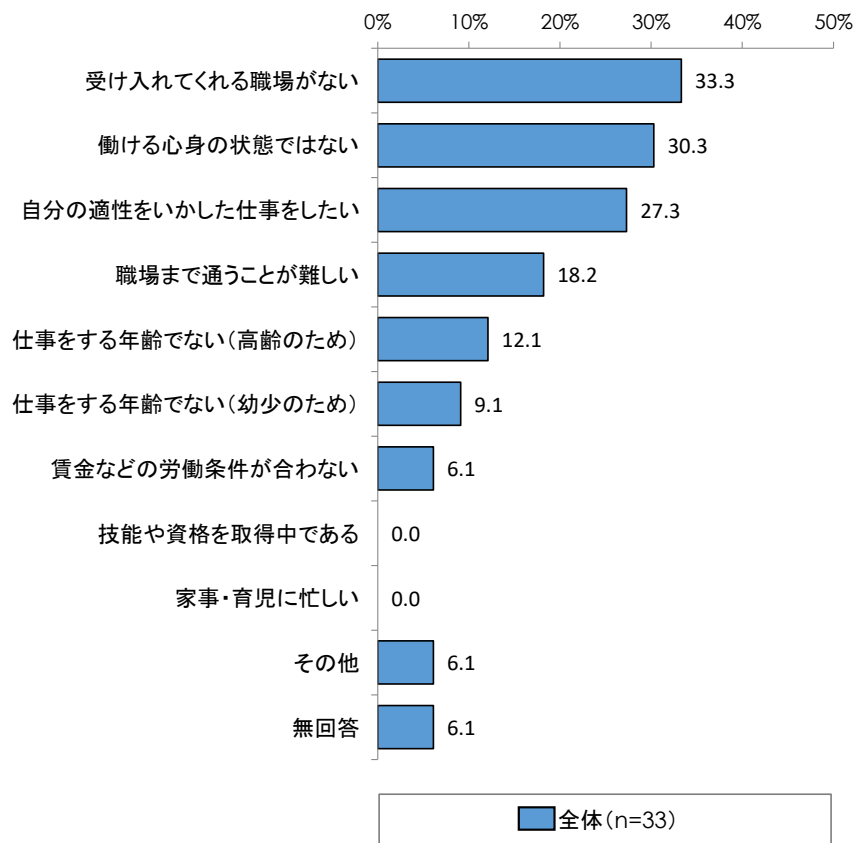
※就労している方

就労の状況や形態は次のどれですか。

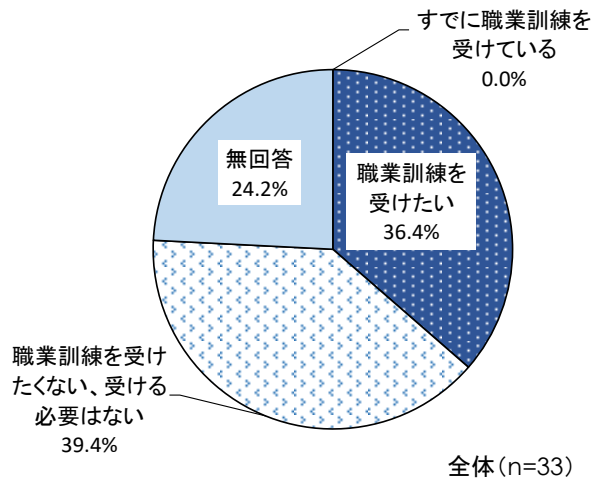


※就労していないが、就労したいと思っている方

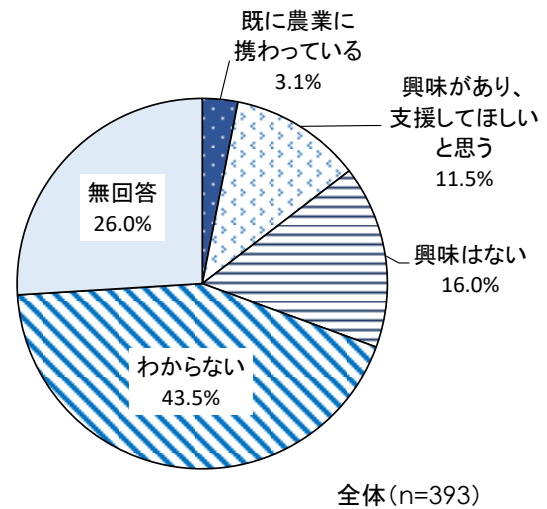
現在仕事をしていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



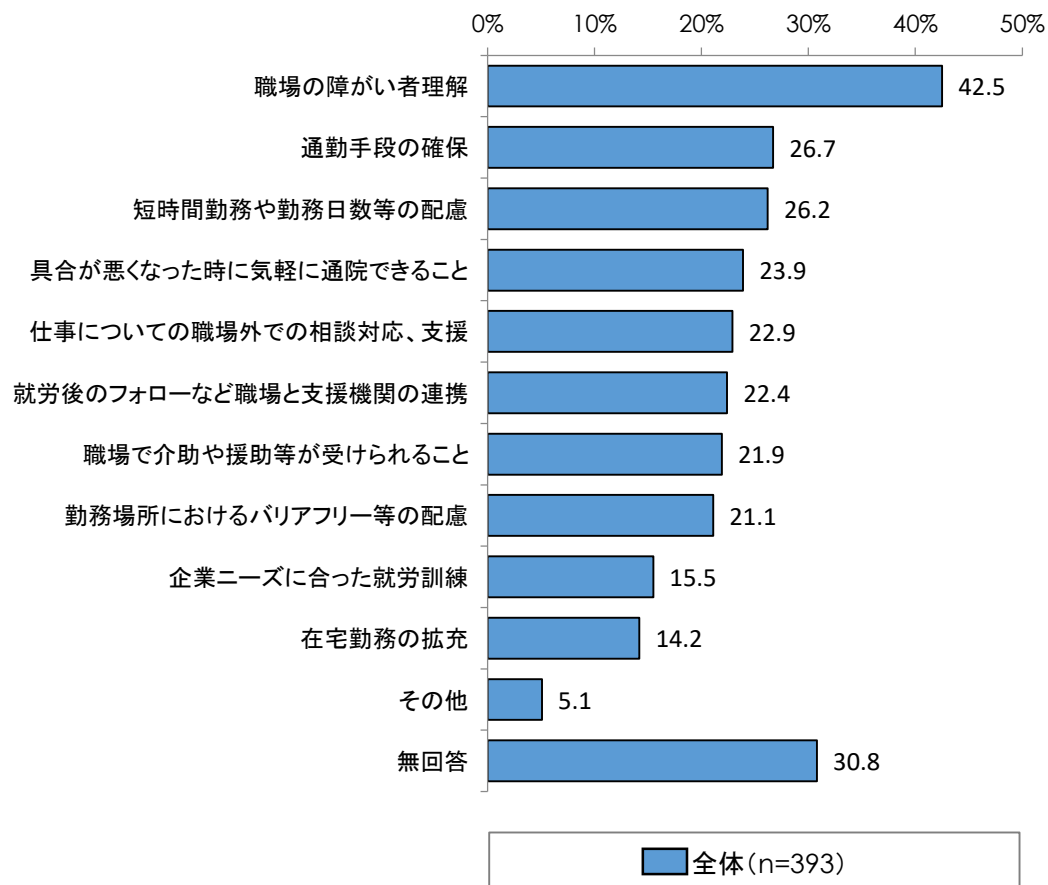
※就労していないが、就労したいと思っている方
収入を得る仕事を得るために、職業訓練
などを受けたいと思いますか。



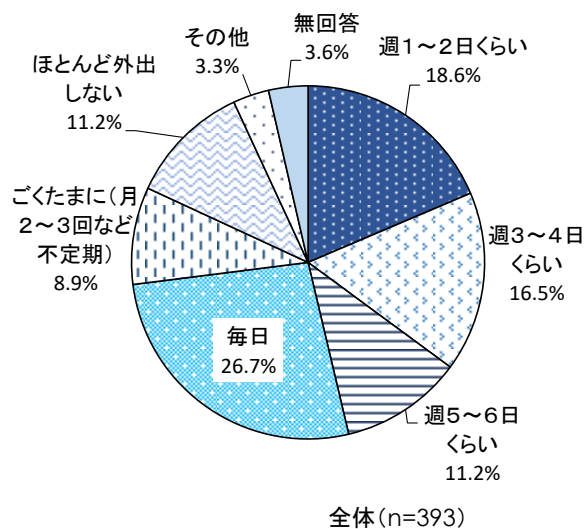
あなたは「農福連携」(障がいのある方が
農業に携われるよう、支援する取り組み)
についてどう思いますか。



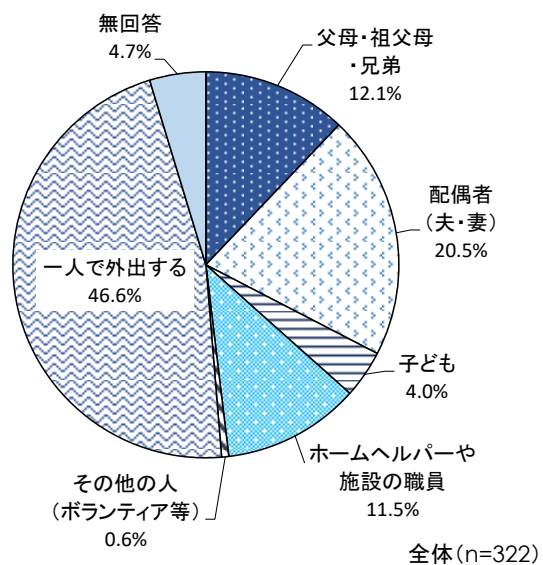
あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



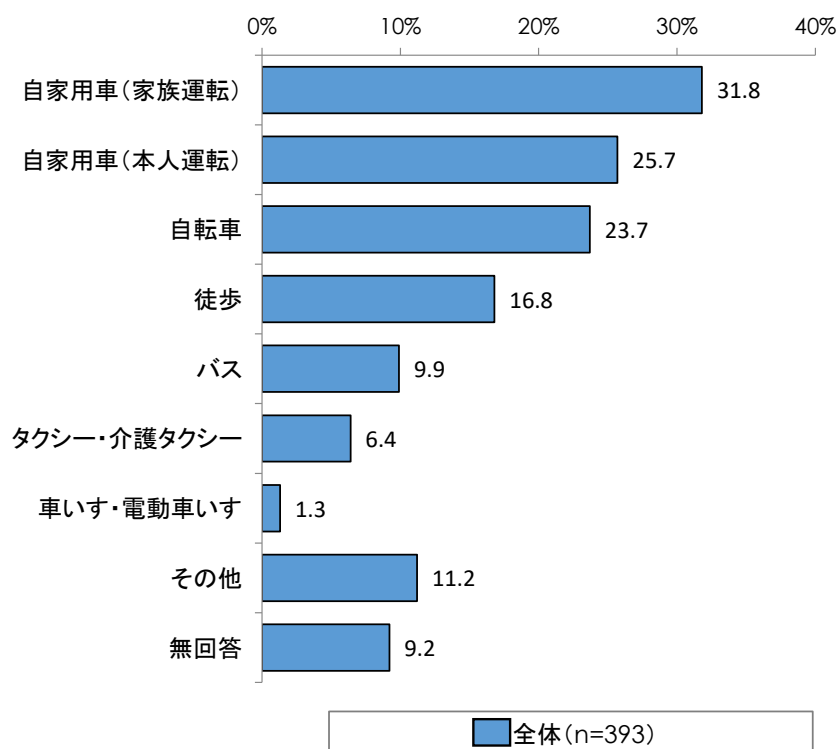
どのくらいの頻度で外出していますか。



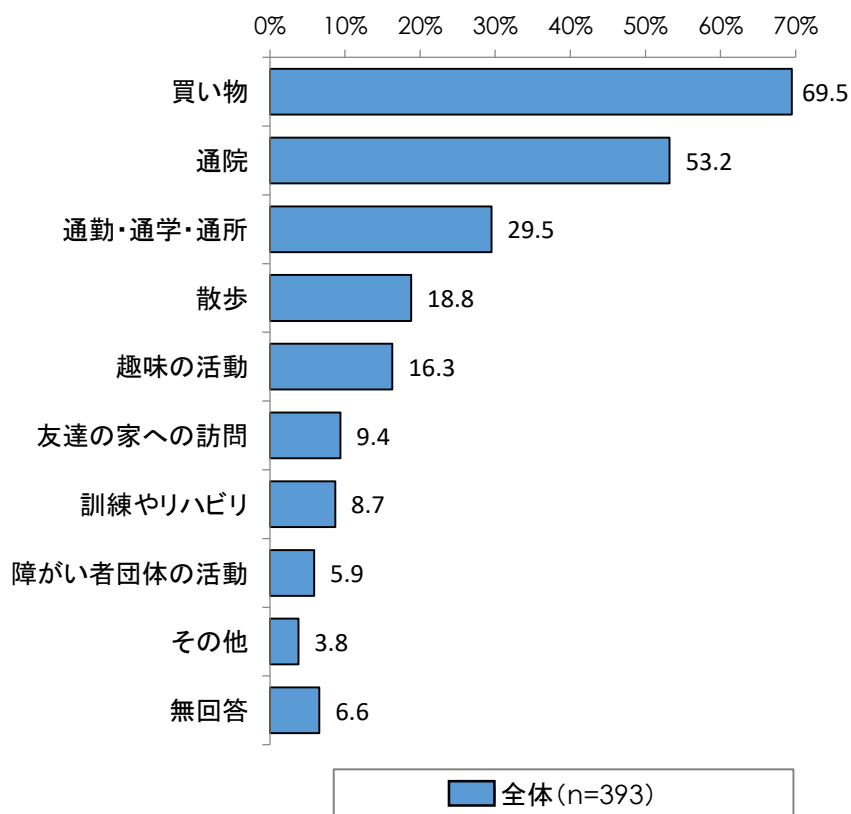
※就労していないが、就労したいと思っている方
外出する際の主な同伴者は誰ですか。



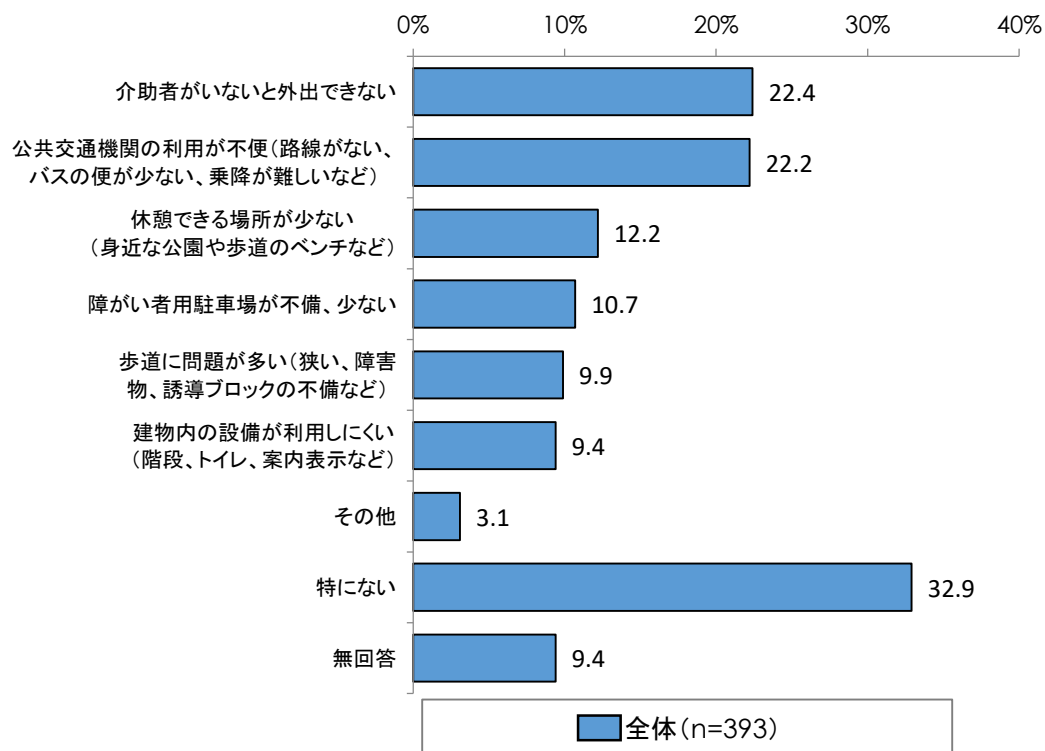
外出する際の交通手段は何ですか。(〇は3つまで)



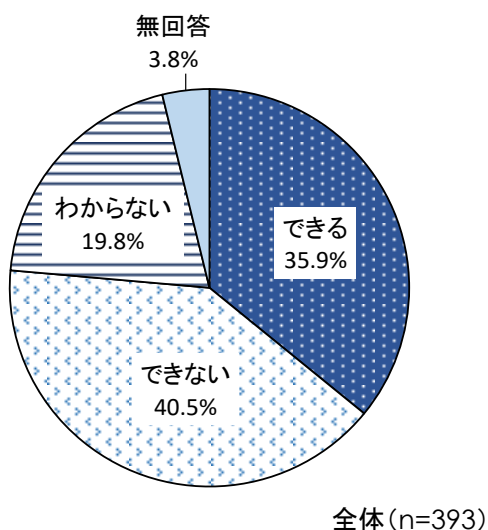
おもに何のために外出しますか。(あてはまるものすべてに○)



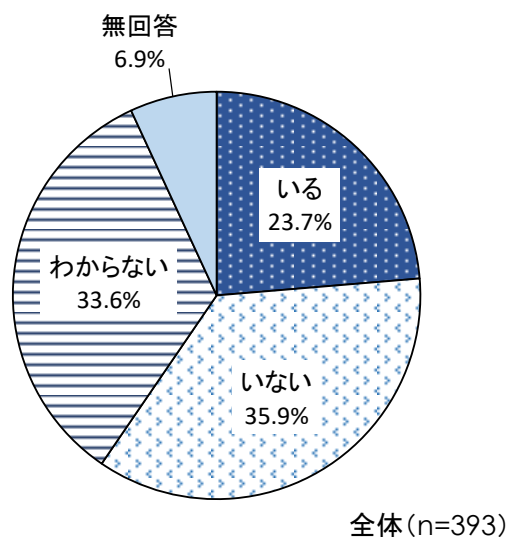
外出のとき不便に感じたり、困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



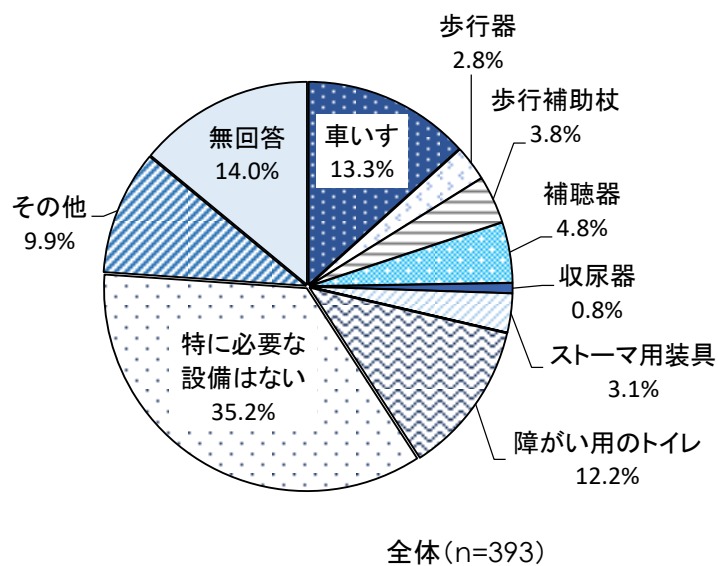
あなたは火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。



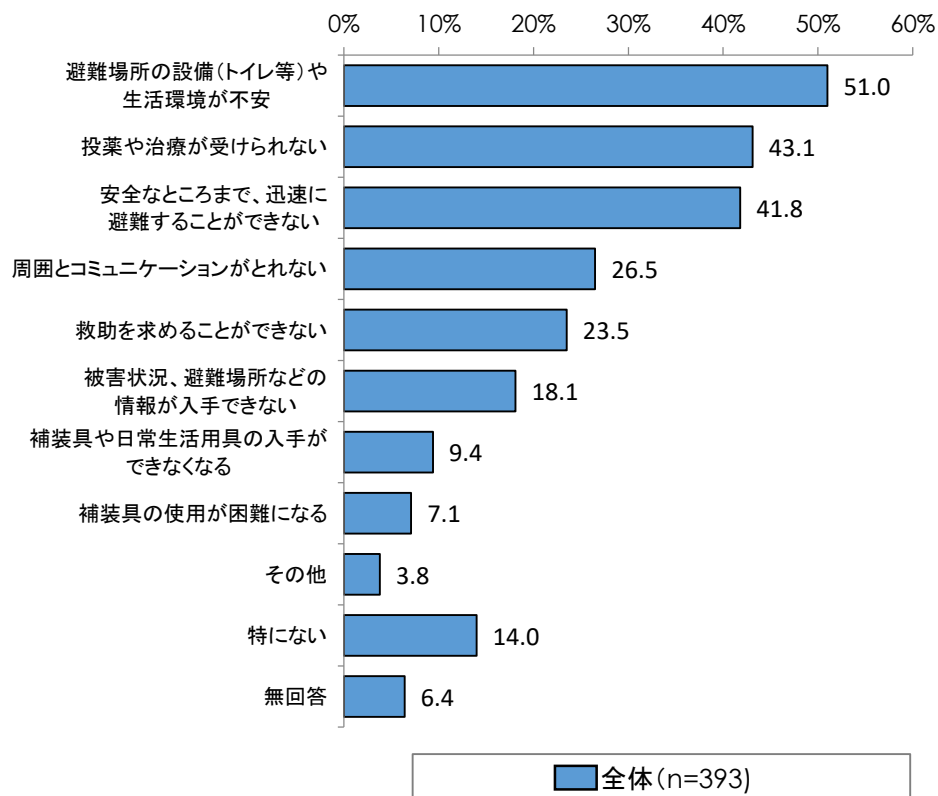
家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



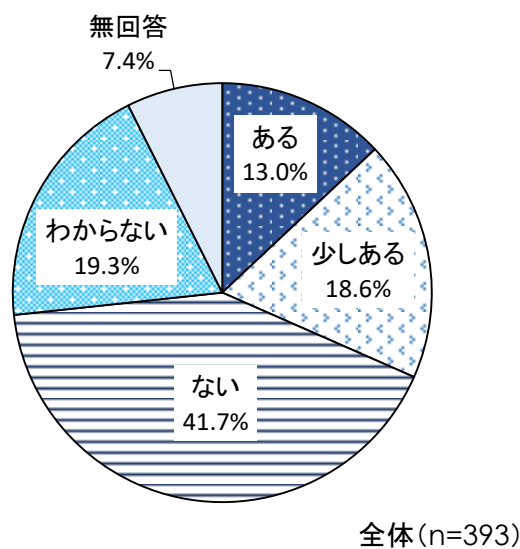
災害などが起きた際、地域の避難所で生活を送るうえで、あなたが必要な設備は何ですか。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

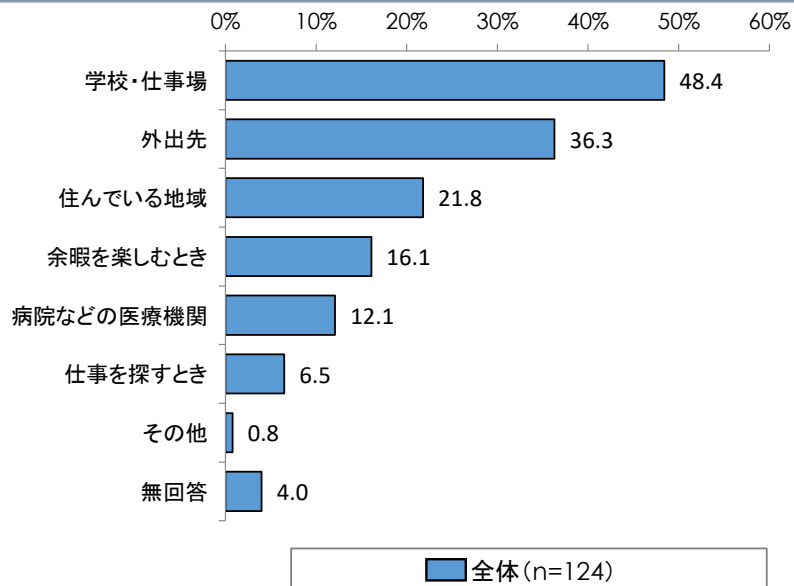


あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。



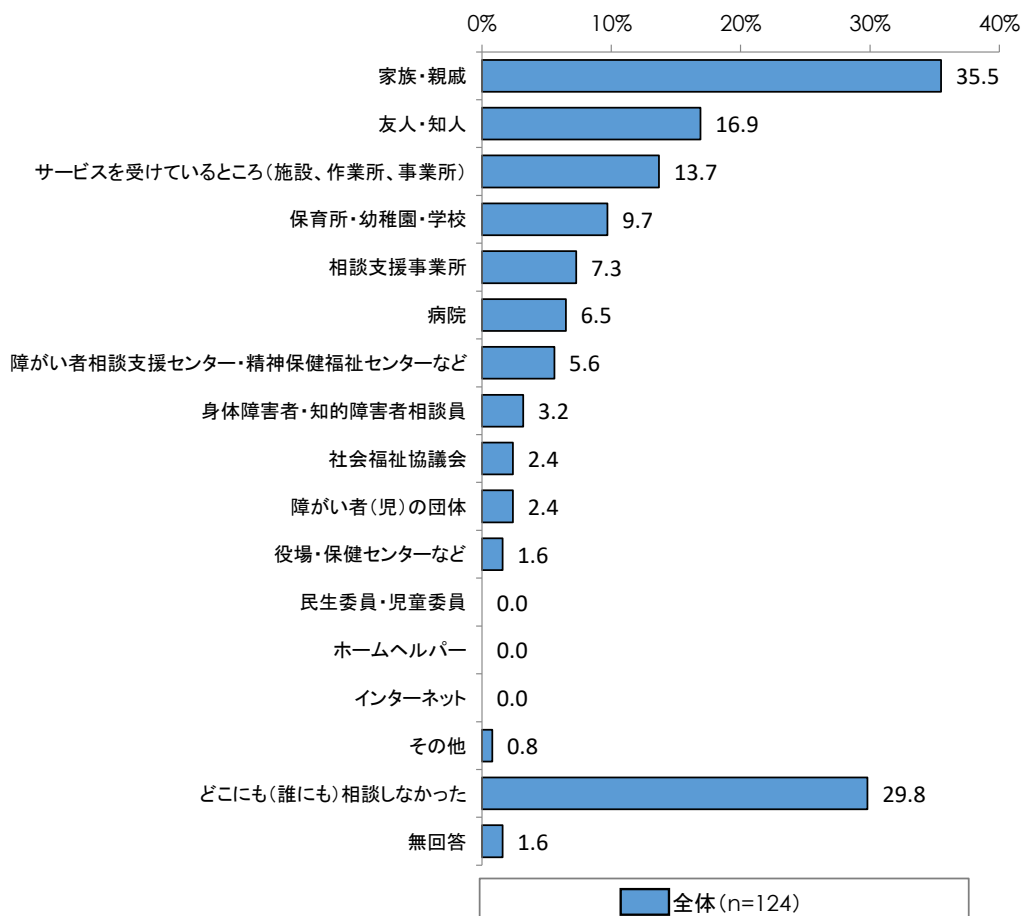
※差別や嫌な思いをしたことがある方

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

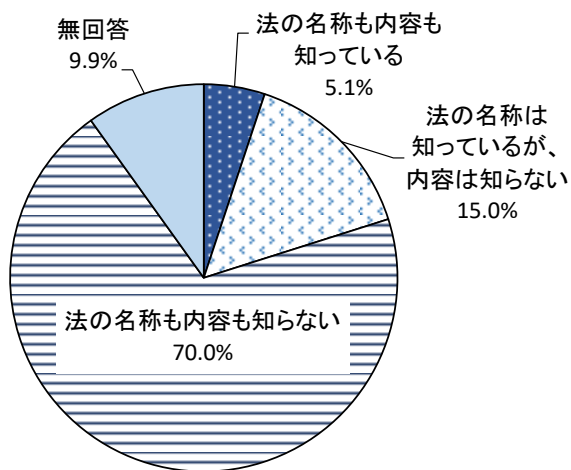


※差別や嫌な思いをしたことがある方

その際にどこかに相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

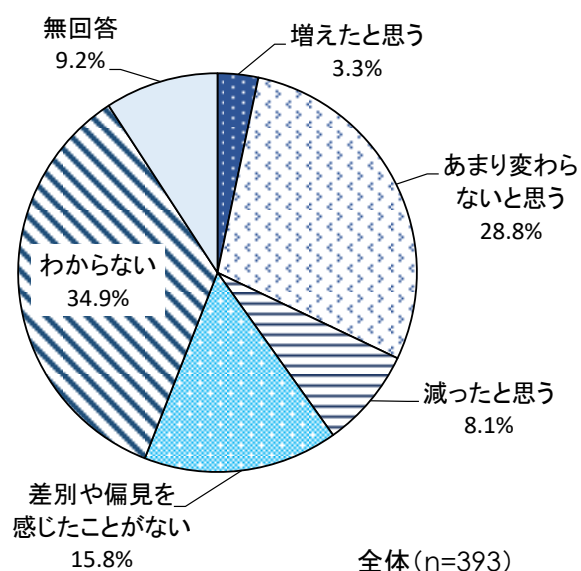


あなたは「障がい者差別解消法」を知っていますか。



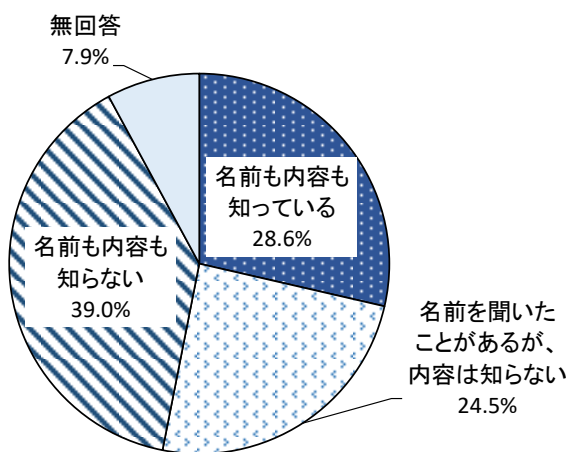
全体 (n=393)

差別や偏見を感じることは、この5年間で変わったように思いますか。



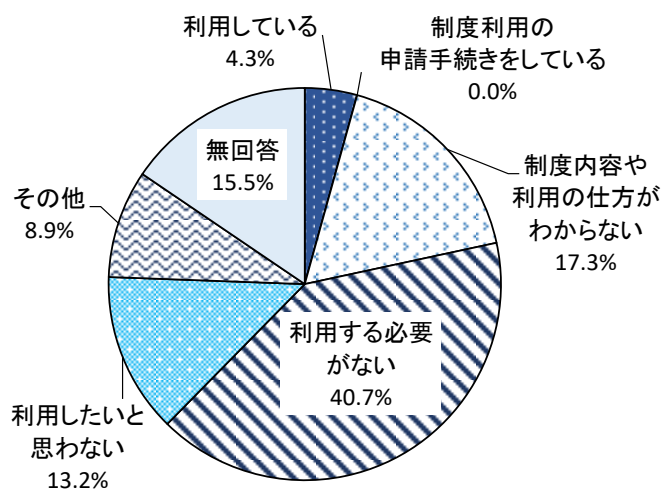
全体 (n=393)

成年後見制度についてご存じですか。



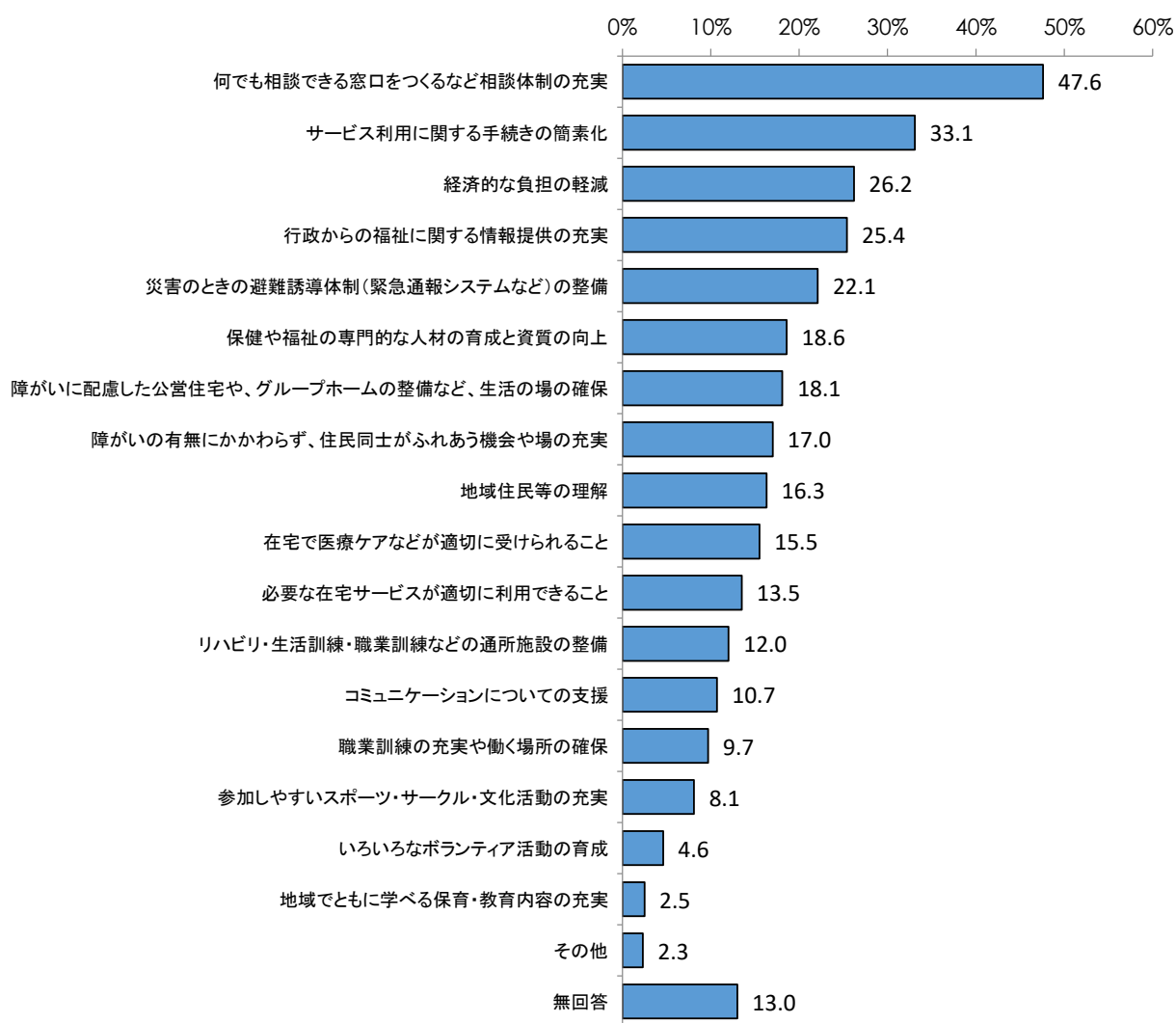
全体 (n=393)

成年後見制度を利用していますか。



全体 (n=393)

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、
どのようなことが必要だと考えますか。(〇は5つまで)



全体(n=393)

第3次松茂町障がい者計画
第6期松茂町障がい福祉計画
第2期松茂町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：松茂町 福祉課

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地

TEL：088-699-8713 FAX：088-699-2141

<https://www.town.matsushige.tokushima.jp>